

【表紙】

- 【提出書類】 有価証券届出書
- 【提出先】 関東財務局長
- 【提出日】 平成23年1月7日
- 【発行者名】 グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー
(Global Funds Management S.A.)
- 【代表者の役職氏名】 取締役会長 松本 晃一
- 【本店の所在の場所】 ルクセンブルグ大公国 エスペランジュ ガスペリッシュ通り33番 A棟
(Bâtiment A, 33, rue de Gasperich, L-5826 Hesperange, Grand Duchy of Luxembourg)
- 【代理人の氏名又は名称】 弁護士 小林 穰
- 【代理人の住所又は所在地】 東京都港区六本木一丁目6番1号 泉ガーデンタワー
アンダーソン・毛利・友常法律事務所
- 【事務連絡者氏名】 弁護士 井上 貴美子
同 高田 倫乙帆
- 【連絡場所】 東京都港区六本木一丁目6番1号 泉ガーデンタワー
アンダーソン・毛利・友常法律事務所
- 【電話番号】 03(6888)4717
- 【届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券に係るファンドの名称】
ノムラ・マルチ・カレンシー・アトラクティブ・ディビデンド・ジャパン・ストック・ファンド
(Nomura Multi Currency Attractive Dividend Japan Stock Fund)
- 【届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券の金額】
Aコース証券100億米ドル（約8,089億円）を上限とします。
Bコース証券100億米ドル（約8,089億円）を上限とします。
Cコース証券100億豪ドル（約7,903億円）を上限とします。
Dコース証券100億豪ドル（約7,903億円）を上限とします。
Eコース証券100億ユーロ（約1兆1,261億円）を上限とします。
Fコース証券100億ユーロ（約1兆1,261億円）を上限とします。
Gコース証券100億ニュージーランドドル（以下「NZドル」といいます。）（約6,097億円）を上限とします。
Hコース証券100億NZドル（約6,097億円）を上限とします。
（注）米ドル、豪ドル、ユーロおよびNZドルの各々の円貨換算は、2010年10月29日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝80.89円、1豪ドル＝79.03円、1ユーロ＝112.61円、1NZドル＝60.97円）によります。以下、外貨の金額表示は別途明記されない限りすべてこれによります。
- 【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

第一部【証券情報】

(1) 【ファンドの名称】

ノムラ・マルチ・カレンシー・アトラクティブ・ディビデンド・ジャパン・ストック・ファンド (Nomura Multi Currency Attractive Dividend Japan Stock Fund) (「野村通貨選択型日本好配当株投信」または「通貨選択型日本好配当」と称することがあります。) (以下「ファンド」といいます。)

(2) 【外国投資信託受益証券の形態等】

記名式無額面受益証券で、Aコース証券からHコース証券の8種類とします(以下「Aコース証券」から「Hコース証券」を、合わせて「受益証券」または「ファンド証券」といいます。)

なお、ファンドを「通貨選択型日本好配当」と表記、また各コース証券を以下のような別名称で表記することがあります。

正式名称	別名称
Aコース証券	Aコース証券 米ドル建て、Aコース証券 米ドル建、 Aコース証券 米ドル建て(分配型)、Aコース証券 米ドル建(分配型)、 Aコース 米ドル建て(分配型)、Aコース 米ドル建(分配型)、A
Bコース証券	Bコース証券 米ドル建て、Bコース証券 米ドル建、 Bコース証券 米ドル建て(成長型)、Bコース証券 米ドル建(成長型)、 Bコース 米ドル建て(成長型)、Bコース 米ドル建(成長型)、B
Cコース証券	Cコース証券 豪ドル建て、Cコース証券 豪ドル建、 Cコース証券 豪ドル建て(分配型)、Cコース証券 豪ドル建(分配型)、 Cコース 豪ドル建て(分配型)、Cコース 豪ドル建(分配型)、C
Dコース証券	Dコース証券 豪ドル建て、Dコース証券 豪ドル建、 Dコース証券 豪ドル建て(成長型)、Dコース証券 豪ドル建(成長型)、 Dコース 豪ドル建て(成長型)、Dコース 豪ドル建(成長型)、D
Eコース証券	Eコース証券 ユーロ建て、Eコース証券 ユーロ建、 Eコース証券 ユーロ建て(分配型)、Eコース証券 ユーロ建(分配型)、 Eコース ユーロ建て(分配型)、Eコース ユーロ建(分配型)、E
Fコース証券	Fコース証券 ユーロ建て、Fコース証券 ユーロ建、 Fコース証券 ユーロ建て(成長型)、Fコース証券 ユーロ建(成長型)、 Fコース ユーロ建て(成長型)、Fコース ユーロ建(成長型)、F
Gコース証券	Gコース証券NZドル建て、Gコース証券NZドル建、 Gコース証券NZドル建て(分配型)、Gコース証券NZドル建(分配型)、 GコースNZドル建て(分配型)、GコースNZドル建(分配型)、G
Hコース証券	Hコース証券NZドル建て、Hコース証券NZドル建、 Hコース証券NZドル建て(成長型)、Hコース証券NZドル建(成長型)、 HコースNZドル建て(成長型)、HコースNZドル建(成長型)、H

ファンド証券について、信用格付は取得しておらず、取得する予定もありません。
ファンドは追加型です。

(3) 【発行(売出)価額の総額】

Aコース証券100億米ドル(約8,089億円)、Bコース証券100億米ドル(約8,089億円)、Cコース証券100億豪ドル(約7,903億円)、Dコース証券100億豪ドル(約7,903億円)、Eコース証券100億ユーロ(約1兆1,261億円)、Fコース証券100億ユーロ(約1兆1,261億円)、Gコース証券100億NZドル(約6,097億円)およびHコース証券100億NZドル(約6,097億円)をそれぞれ上限とします。

(注1) 米ドル、豪ドル、ユーロおよびNZドルの各々の円貨換算は、2010年10月29日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=80.89円、1豪ドル=79.03円、1ユーロ=112.61円、1NZドル=60.97円)によります。以下、外貨の金額表示は別途明記されない限りすべてこれによります。

(注2) 本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入してあります。したがって、合計の数字が一致しない場合があります。また、円貨への換算は、本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のう

え、必要な場合四捨五入してあります。したがって、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もあります。

(4) 【発行(売出)価格】

受益証券1口当りの発行価格は、各申込みが受領された評価日(以下に定義されます。)に計算される受益証券1口当りの純資産価格(以下に定義されます。)とします。

発行価格は下記(8)記載の申込取扱場所に照会することができます。

(5) 【申込手数料】

申込金額に対して、一律3.15%(5%の消費税込)

(6) 【申込単位】

100口以上1口単位

(7) 【申込期間】

2011年1月8日(土曜日)から2012年1月10日(火曜日)まで

ただし、全コースの受益証券について、申込期間中、ルクセンブルグ大公国(以下「ルクセンブルグ」といいます。)およびニューヨークでの銀行営業日(毎年12月24日を除きます。)で、かつ日本での販売会社(以下に定義します。)の営業日(以下「評価日」または「営業日」といいます。)に申込みの取扱いを行います。

(8) 【申込取扱場所】

東京都中央区日本橋一丁目9番1号 野村証券株式会社

(以下「野村証券」または「販売会社」といいます。)

(注)販売会社の日本における本店・支店において、申込みの取扱いを行います。

(9) 【払込期日】

投資家は、申込注文の成立を販売会社が確認した日(以下「約定日」(通常、申込日の日本における翌営業日)といえます。)から起算して日本での4営業日目までに申込金額および申込手数料を販売会社に支払うものとします。

(10) 【払込取扱場所】

東京都中央区日本橋一丁目9番1号 野村証券株式会社

各申込日の発行価格の総額は、販売会社によって、申込日から起算して6評価日以内の日にノムラ・バンク(ルクセンブルグ)エス・エー(Nomura Bank (Luxembourg) S.A.) (以下「保管受託銀行」または「登録・名義書換・支払・管理および所在地事務代行会社」といいます。)のファンド口座に、各コース証券の表示通貨(AおよびBコース証券の場合は米ドル、CおよびDコース証券の場合は豪ドル、EおよびFコース証券の場合はユーロ、GおよびHコース証券の場合はNZドル)(以下「表示通貨」といいます。)で払い込まれます。

(11) 【振替機関に関する事項】

該当事項はありません。

(12)【その他】

(a) 申込証拠金

ありません。

(b) 引受等の概要

販売会社は、グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー(Global Funds Management S.A.) (以下「管理会社」といいます。)との間の、日本における2008年5月15日付受益証券販売・買戻契約を締結し、日本においてファンド証券の募集を行います。

販売会社は、直接または他の販売・買戻取扱会社(以下「販売取扱会社」といいます。なお、販売会社を含むものとします。)を通じて間接に受けたファンド証券申込みおよび買戻請求(ファンドの受益証券の保有者(以下「受益者」といいます。)、管理会社および保管受託銀行の間の契約関係を定める約款(以下「約款」といいます。)上の制限に服します。)を管理会社へ取り次ぎます。

(注) 販売取扱会社とは、販売会社とファンド証券の取扱業務にかかる契約を締結し、投資家からのファンド証券の申込みおよび買戻しを販売会社に取り次ぎ、投資家からの申込金額の受け入れおよび投資家に対する買戻代金の支払に係る事務等を取り扱う取次金融商品取引業者および取次登録金融機関をいいます。

管理会社は、野村證券株式会社をファンドに関して日本における管理会社の代行協会員(以下「代行協会員」といいます。)に指定しています。

(注) 代行協会員とは、外国投資信託受益証券の発行者と契約を締結し、1口当りの純資産価格(以下「純資産価格」といいます。)の公表を行い、また決算報告書その他の書類を日本証券業協会(以下「JSDA」といいます。)および他の販売取扱会社に提出または送付する等の業務を行う協会員をいいます。

販売会社は、ファンド証券の買付け・買戻しの注文につきそれが不正なものであるとの疑義が生じた場合は、当該注文を取り次がない場合があります。

(c) 申込みの方法

ファンド証券の取得申込みを行う投資家は、販売取扱会社と外国証券の取引に関する契約を締結します。このため、販売取扱会社は「外国証券取引口座約款」を投資家に交付し、投資家は当該口座約款に基づく取引口座の開設を申し込む旨の申込書を提出します(口座の開設、口座管理料等に関しては販売取扱会社にお問い合わせください。)。申込金額が円貨で支払われる場合、外貨と円貨との換算は、原則として、各申込みについての約定日における東京外国為替市場の外国為替相場に準拠したものであって、販売取扱会社が決定するレートによるものとします。また、各コース証券の表示通貨で支払うこともできます。

なお、米国人に対するファンド証券の販売および移転は制限されており、管理会社が証券法および投資会社法(それぞれ以下に定義されます。)の遵守を確保するために適切と判断する場合、管理会社は米国人が保有するファンド証券の買戻しを行い、また米国人への移転の登録を拒絶することができます。

(d) 日本以外の地域における発行

該当事項はありません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドは、異なる4つの外貨（米ドル、豪ドル、ユーロおよびNZドル）から、主として東京証券取引所第一部上場銘柄を主体とした日本の株式に投資し、高水準のインカム・ゲインと中長期的な値上がり益の獲得によるトータル・リターンの追求を目指して積極的な運用を行います。

株式の投資にあたっては、予想配当利回りが市場平均を上回る銘柄を中心に、配当の安定性や成長性、企業の業績等のファンダメンタルズ、株価の割安性（バリュエーション）等に関する評価・分析により、投資銘柄を選別します。銘柄分散、業種分散に一定の配慮を行い、ポートフォリオを構築します。

各コース証券に帰属するファンド資産（その大半は日本円建てです。）は、日本円に対する各コース証券の表示通貨の為替変動について（可能な範囲で）ヘッジされます。当該為替ヘッジ比率は、通常、純資産総額の円建て部分の90～110%を基本とします。

運用の効率化を図るために、株価指数先物取引を活用することがあります。

日本の株式の組入比率は原則として高位（90%）を基本とします。ただし為替変動等によって一時的に高位とならない場合があります。

ファンドはルクセンブルグの法律に基づいて設定された契約型の外国投資信託です。

ファンドは追加型で、ファンドの受益証券は、Aコース、Bコース、Cコース、Dコース、Eコース、Fコース、GコースおよびHコースという8つのコースの記名式無額面証券です。ファンドは信託期間中の評価日に原則として換金（ファンド証券の買戻し）ができるタイプ（オープン・エンド型）です。

ファンド証券について、信用格付は取得しておらず、取得する予定もありません。なお、ファンドは日本国内では税法上「株式投資信託」に分類されます。

ファンド証券について、規定された授権数はなく、ファンド証券はどの評価日においても発行されることができます。

受益証券は、日本国内において、販売会社により個人および法人に対して販売されます。

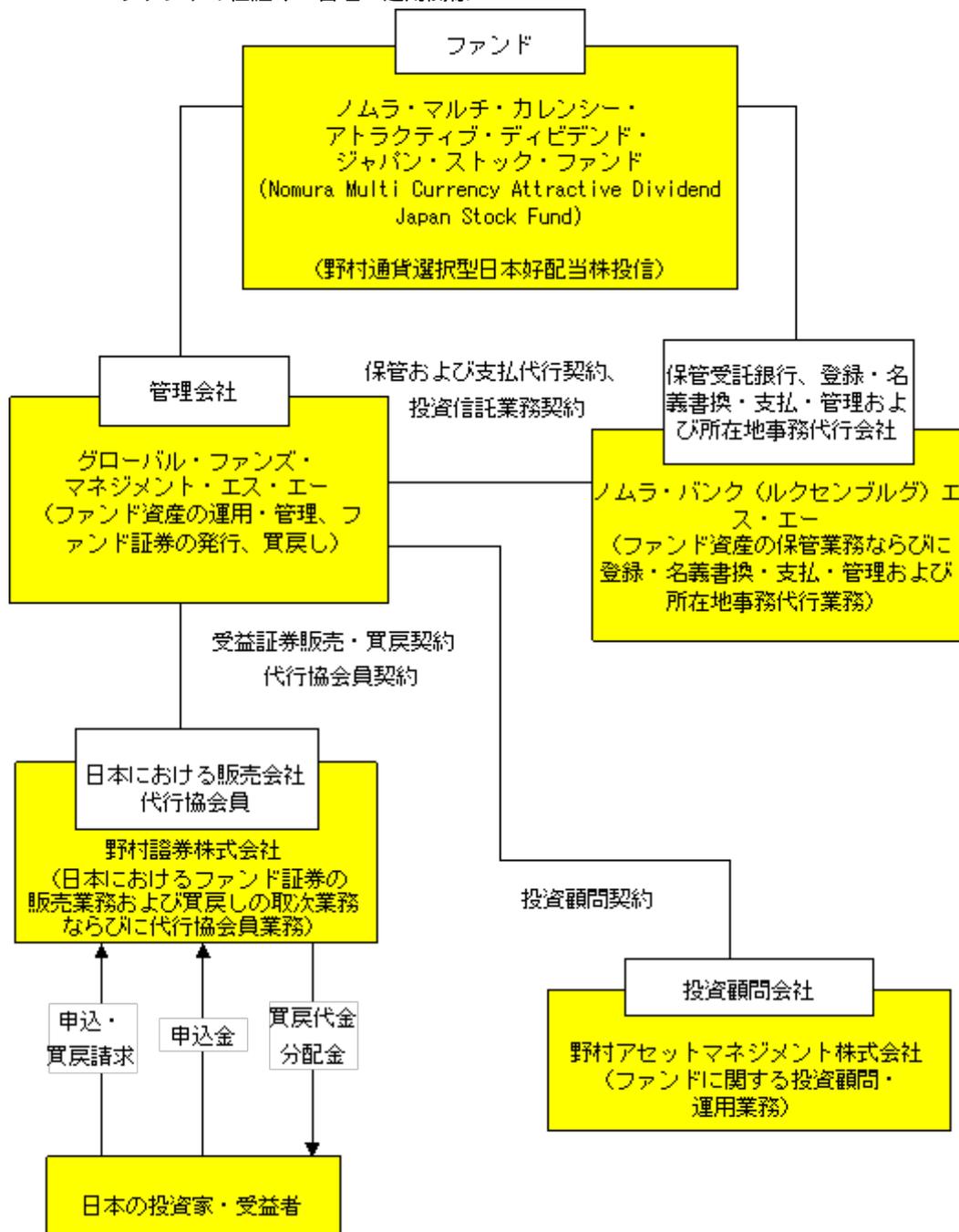
ファンドは、為替ヘッジ取引および投資先企業からの配当による高い投資総収益ならびに積極的な運用が行われる日本株のポートフォリオに関連しての資産の成長を享受し、将来、かかる収益に発生するかもしれない追加的なリスクを負う意思のある投資家のために設定されます。ファンドは、包括的な投資プログラムとして予定されたものではなく、またその投資目的が達成されるという保証はありません。投資を検討されている投資家の方々は、下記「3 投資リスク」に記載されるリスクを負担できるかどうかを十分ご検討ください。

（2）【ファンドの沿革】

- 1991年7月8日 管理会社の設立
- 2008年5月15日 ファンド約款締結
- 2008年6月16日 日本におけるファンド証券の募集開始
- 2008年6月27日 ファンドの運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み～管理・運用関係～



管理会社とファンドの関係法人との契約関係

ファンド運営上の役割	会社名	契約および委託内容
管理会社	グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー (Global Funds Management S.A.)	2008年5月15日付で締結された約款。
保管受託銀行、登録・名義書換・支払・管理および所在地事務代行会社	ノムラ・バンク(ルクセンブルグ)エス・エー (Nomura Bank (Luxembourg) S.A.)	2008年5月15日付で管理会社との間で締結された保管および支払代行契約(注1)に基づく、ファンド資産の保管業務。 2008年5月15日付で管理会社との間で締結された投資信託業務契約(注2)に基づく、ファンド証券の発行・買戻し、登録、名義書換および純資産価格の計算業務ならびに記帳等の管理業務。
投資顧問会社	野村アセットマネジメント株式会社	2008年5月15日付で管理会社との間で締結された投資顧問契約(注3)に基づく、ファンドに関する投資顧問・運用業務。
代行協会員、日本における販売会社	野村證券株式会社	2008年5月15日付で管理会社との間で締結された代行協会員契約(注4)に基づく、日本における代行協会員業務。 2008年5月15日付で管理会社との間で締結された受益証券販売・買戻契約(注5)に基づく、日本におけるファンド証券の販売業務。

(注1) 保管および支払代行契約とは、約款の規定に基づき、管理会社によって資産の保管会社として任命された保管受託銀行が有価証券の保管、引渡しおよび登録等ファンド資産の保管業務および分配金の支払等を行うことを約する契約をいいます。

(注2) 投資信託業務契約とは、管理会社によって任命された登録・名義書換・事務・管理および所在地事務代行会社が、所在地事務、登録、名義書換、純資産価格の計算、記録の維持等を行うことを約する契約をいいます。

(注3) 投資顧問契約とは、管理会社によって任命された投資顧問会社が、ファンド資産の投資、再投資に関して、投資方針および投資制限に従って投資顧問および運用業務等を行うことを約する契約をいいます。

(注4) 代行協会員契約とは、管理会社によって任命された日本における代行協会員がファンド証券に関する目論見書の配布、ファンド証券1口当りの純資産価格の公表ならびに日本の法令およびJSDAの諸規則により作成を要する運用報告書等の文書の配布等を行うことを約する契約をいいます。

(注5) 受益証券販売・買戻契約とは、販売会社が日本の法令・規則および目論見書に準拠して管理会社から交付を受けたファンド証券を販売することを約する契約をいいます。

管理会社の概要

管理会社	グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー (Global Funds Management S.A.)
代表者の役職氏名	取締役会長 松本 晃一
本店の所在の場所	ルクセンブルグ大公国 エスペランジュ ガスペリッシュ通り33番 A棟 (Bâtiment A, 33, rue de Gasperich, L-5826 Hesperange, Luxembourg)
設立準拠法	ルクセンブルグ1915年8月10日商事会社法（その後の改正を含みます。）（以下「1915年法」といいます。）に基づき、ルクセンブルグにおいて1991年7月8日に設立されました。 1915年法は、設立、運営等商事会社に関する基本的事項を規定しています。 管理会社は、投資信託に関する2002年12月20日法（その後の改正を含みます。）（以下「2002年12月20日法」または「ルクセンブルグ投信法」といいます。）のもとで、投資信託の管理会社としての資格を有しています。
事業の内容	管理会社の目的は、（2002年12月20日法第91条に規定する）投資信託の運用です。ただし、管理会社は、少なくとも1つのルクセンブルグ籍投資信託を運用することを要します。管理会社は、投資信託の運用、管理および販売に関するあらゆる活動を行うことができます。管理会社は、2002年12月20日法の第14章の定める制限の範囲内で、その目的の達成に有益とみなされるあらゆる活動を行うことができます。
資本金の額	払込済資本金は、375,000ユーロ（約4,223万円）で、2010年10月末日現在全額払込済です。なお、1株25,000ユーロ（約282万円）で記名式株式15株を発行済です。
沿革	1991年7月8日設立
大株主の状況	大株主は、登記上の事務所をルクセンブルグ大公国 エスペランジュ ガスペリッシュ通り33番 A棟に有するノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エー（Nomura Bank (Luxembourg) S.A.）で、上記の15株すべてを所有しています。
本邦における代理人	東京都港区六本木一丁目6番1号 泉ガーデンタワー アンダーソン・毛利・友常法律事務所 上記代理人は、管理会社から日本国内において (1) 管理会社またはファンドに対するルクセンブルグおよび日本の法律上の問題ならびにJSDAの諸規則上の問題についての一切の通信、請求、訴状、その他の訴訟関係書類を受領する権限、 (2) 日本におけるファンド証券の募集、販売および買戻しの取引に関する一切の紛争、見解の相違に関する一切の裁判上、裁判外の行為を行う権限 を委任されています。 また関東財務局長に対するファンド証券の募集に関する届出および継続開示に関する代理人ならびに金融庁長官に対するファンド証券に関する届出代理人は、 弁護士 小林 穰 東京都港区六本木一丁目6番1号 泉ガーデンタワー アンダーソン・毛利・友常法律事務所 です。

(4) 【ファンドに係る法制度の概要】

準拠法の名称

ファンドの設定準拠法は、ルクセンブルグの法律です。

ファンドは2002年12月20日法のパート 、勅令および Commission for the Supervision of the Financial Sector (以下「金融監督委員会」といいます。)の通達等の規則に従っています。

準拠法の内容

ファンドは、ルクセンブルグの法律および2002年12月20日法のパート の規定に基づき、管理会社、保管受託銀行および受益者との間の契約関係を定める約款によって設定された、共同保有者(すなわち受益者)の利益のために管理される譲渡性のある証券およびファンドのその他の資産の非法人の共同保有者であるオープン・エンド型の共有持分型投資信託です。ファンド証券は投資家の請求に応じて、毎評価日に、受益者の要求に応じて、その時の純資産価格で管理会社が販売し、また買い戻すという仕組みになっています(該当する販売および/または買い戻し手数料があれば課されます。)

(5) 【開示制度の概要】

ルクセンブルグにおける開示

(a) 金融監督委員会に対する開示

ルクセンブルグからファンド証券をルクセンブルグ内外の公衆に対し公募する場合は、金融監督委員会への登録およびその承認が必要となります。この場合、ルクセンブルグの法令に従い、目論見書、年次報告書および半期報告書等を金融監督委員会に提出しなければなりません。

さらに、年次報告書に含まれている年次財務書類は、ファンドの独立監査人により監査され、金融監督委員会により承認されなければなりません。ファンドの独立監査人は、プライスウォーターハウスクーパーズ・エス・エー・アール・エル(PricewaterhouseCoopers S. à r. l.)です。ファンドは、ルクセンブルグ金融庁(現金融監督委員会)の1997年6月13日付通達97/136(金融監督委員会の通達08/348により改訂済)に基づき、金融監督委員会に対して、月次および年次の財務報告書を提出することを要求されています。

(b) 受益者に対する開示

監査済年次報告書および未監査半期報告書は、管理会社、保管受託銀行および支払事務代行会社の事務所において、受益者は無料でこれを入手することができます。ファンドの年次財務書類は、各事業年度終了後4か月以内に受益者に対して送付されます。

日々の純資産価格、ファンドの受益証券の販売および買い戻し価格ならびに評価の停止といった事項を含むファンドまたは管理会社に関して公表されなければならない財務情報は、管理会社、保管受託銀行および支払事務代行会社の事務所において公表されます。全受益証券の連結計算書は、日本円で表示されます。

受益者に対する通知はすべて、受益者名簿に記載された住所に送付され、ルクセンブルグ法が要求する場合には、ルクセンブルグの「メモリアル・ルクイ・デ・ソシエテ・エ・アソシアシオン」(メモリアル)に公告されます。

日本における開示

(a) 監督官庁に対する開示

() 金融商品取引法上の開示

管理会社は日本における1億円以上のファンド証券の募集をする場合、有価証券届出書にファンドの約款および主要な関係法人との契約書の写し等を添付して、関東財務局長に提出しなければなりません。(ただし、主要な関係法人との契約書の写しは、当該契約の主要な内容が有価証券届出書中に記載されている場合には添付する必要がありません。)投資家およびその他希望する者は、金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム(以下「EDINET」といいます。)において、これを閲覧することができます。

ファンド証券の販売取扱会社は、投資家の投資判断にとって極めて重要な情報を含む目論見書(交付目論見書)を投資家に交付します。交付目論見書に記載することが義務付けられているのは、(1)基本情報()ファンドの名称、()管理会社等の情報、()ファンドの目的・特色、()投資リスク、()運用実績および()手続・手数料等)および(2)追加的情報です。また、有価証券届出書(ただし、第三部「特別情報」の「第2 その他の関係法人の概況」から「第5 その他」までに掲げる事項を除きます。)の内容を記載した目論見書(請求目論見書)は販売会社に請求することにより当該販売会社より交付されます。販売会社に請求目論見書を請求した投資家は、その旨を記録しておくべきです。

管理会社は、その財務状況等を開示するために、各事業年度終了後6か月以内に有価証券報告書を、また、各半期終了後3か月以内に半期報告書を、さらに、ファンドに関する重要な事項について変更があった場合にはそのつど臨時報告書を、それぞれ、関東財務局長に提出します。投資家およびその他希望する者は、EDINETにおいて、これらの書類を閲覧することができます。代行協会員は、JSDAの規則(以下に定義されます。)に基づ

き定められた外国投資信託受益証券の選別基準(以下「JSDAの規則に基づく選別基準」といいます。)に関する確認書を提出しています。

() 投資信託及び投資法人に関する法律上の届出等

管理会社は、ファンド証券の募集の取扱い等を行う場合においては、あらかじめ、投資信託及び投資法人に関する法律(以下「投信法」といいます。)に従い、ファンドにかかる一定の事項を金融庁長官に届け出なければなりません。また管理会社はファンドの約款を変更しようとするときはまたはファンドを他の信託と併合しようとするときは、あらかじめ、その旨およびその内容を金融庁長官に届け出なければなりません。

さらに管理会社は、ファンドの資産について、ファンドの各計算期間終了後遅滞なく、投信法に従って、一定の事項につき運用報告書を作成し、金融庁長官に提出しなければなりません。

(b) 日本の受益者に対する開示

管理会社は、ファンドの約款を変更しようとする場合であってその変更の内容が重大なものである場合または他の信託と併合しようとする場合、あらかじめ、変更の内容および理由等をその2週間前までに、日本の知っている受益者に対し、書面をもって通知しなければなりません。

管理会社からの通知等で受益者の地位に重大な影響を及ぼす事実は、販売取扱会社を通じて日本の受益者に通知されます。

ファンドの運用報告書は、販売取扱会社を通じて日本の知っている受益者に交付されます。

(6) 【監督官庁の概要】

管理会社およびファンドは、金融監督委員会の監督に服しています。

監督の主な内容は次のとおりです。

登録の届出の受理

(a) ルクセンブルグに所在し、公衆から調達した投資元本を投資し、かつリスク分散の原則に基づき運営することを唯一の目的とするすべての信託(すなわち、契約型投資信託の管理会社または会社型投資信託の登記上の事務所がルクセンブルグに存在する場合は、金融監督委員会の監督に服し、金融監督委員会に登録しなければなりません。

(b) 譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託(以下「UCITS」といいます。)で、欧州連合加盟国(以下「EU加盟国」といいます。)で設立され、かつ1985年12月20日付理事会通達85/611/EECの要件に適合していることを設立国の監督官庁により証明されているものについては、かかる登録を必要としません。かかるUCITSは、金融監督委員会に情報を提出し、所定の書類を提出し、ルクセンブルグにおける支払代理人としてルクセンブルグの銀行を任命し、かつ金融監督委員会が、かかる情報および書類の提出から2か月以内に異議を述べない場合、ルクセンブルグ国内において、その投資信託証券を販売することができます。

ファンドは、2002年12月20日法のパート の投資信託として設定されており、EU加盟国では公衆に対する販売活動は行われません。

(c) 外国法に準拠して設立または設定され、運営されている上記以外の投資信託は、ルクセンブルグにおいてまたはルクセンブルグから国外の公衆に対してその投資信託証券を販売するためには、金融監督委員会への事前登録を要します。

当該投資信託が設立・設定された国において、投資家の保護を保証するために当該国の法律により設けられた監督機関による恒久的監督に服し、かつルクセンブルグにおける支払代理人としてルクセンブルグの銀行を任命している場合にのみかかる登録が可能で、

登録の拒絶または取消

投資信託が法令もしくは金融監督委員会の通達、ならびに投資信託の設立および運営ならびに受益証券の販売、募集もしくは売出に係る契約を遵守しない場合、独立監査人を有しない場合またはその監査人が報告義務を怠った場合は、登録が拒絶されまたは取り消されることがあります。

また、投資信託または管理会社の取締役が、該当する投資信託に関する高い評価および経験についての十分な保証の証明をしない場合は、登録は拒絶されることがあります。

登録が拒絶または取り消された場合、ルクセンブルグの投資信託の場合は地方裁判所の決定により解散および清算されることがあります。ルクセンブルグ以外の投資信託の場合は、上場廃止となり、かつ公衆に対しての販売が終了されることがあります。

目論見書等の審査および「査証」の交付

投資信託証券の販売に際し使用される目論見書または説明書等は、事前に金融監督委員会に提出されなければなりません。金融監督委員会は、書類が適用ある法律、勅令および金融監督委員会の通達に適合すると認めた場合には、申請者に対し異議のないことを通知し、関係書類に「査証」を付してそれを証明します。

ファンドの財務状況およびその他の情報に関する監督

投資信託の財務状況ならびに投資家および金融監督委員会に提供された情報の正確性を確保するため、投資信託は、独立監査人の監査を受けなければなりません。監査人は、特に、投資信託の年次報告書に含まれる会計情報の監査または投資信託に係るその他の法律業務を行う際に知ることとなった事実または判断が下記のいずれかに該当する可能性がある場合には、その旨を金融監督委員会に報告する義務を負います。

- 2002年12月20日法またはかかる法の施行のために採択された規則の重大な違反となる場合
- 投資信託の継続的な運営に影響する場合
- 計算書またはその注記の認証の拒否につながる場合

2【投資方針】

(1)【投資方針】

ファンドの投資目的は、主に東京証券取引所第一部上場の日本株から構成され、積極的な運用が行われるポートフォリオのパフォーマンスを、米ドル、豪ドル、ユーロおよびNZドルの4つの異なる外貨で追求することです。

株式への投資にあたっては、配当利回りに着目し、ファンドは、上記の積極的なポートフォリオの運用を通じて、高水準のインカム・ゲインと中長期的な値上がり益の獲得によるトータル・リターンを追求を目指します。なお、ポートフォリオの平均配当利回りが市場平均を上回るよう、銘柄の選定、投資比率の決定を行うことを基本とします。

銘柄の選定にあたっては、ファンドは、予想配当利回りが市場平均を上回る銘柄を中心に、配当の安定性や成長性、企業の業績(を含みますがこれらに限られません。)などのファンダメンタルズ、株価の割安性(バリュエーション)等に関する評価・分析により、投資銘柄を選別します。ファンドは、予想配当利回りが市場平均を下回っている銘柄であっても、増配する可能性があるとして判断される場合には、投資することもあります。

さらに、銘柄分散や業種分散に一定の配慮を行い、ポートフォリオを構築します。

通常の市場環境においては、ファンドはその純資産総額の少なくとも90%を日本株に分散投資し、一定の範囲内で、日本株の株価指数先物取引に投資します。上記の割合は一時的に、一定の状況(外国為替変動により生じた特別な状況等)において達成されない場合があります。

ファンドは、参照インデックスとして東証株価指数(以下「TOPIX」といいます。)を用います。ただし、各コース証券のパフォーマンスはそれぞれの表示通貨ベースで見た場合、参照インデックスのパフォーマンスと必ずしも一致するものではありません。参照インデックスと各コース証券のパフォーマンスの相違は、各コース証券について行われる為替ヘッジ取引や、ファンドが行う流動資産への投資などの要因により生じる場合があります。

8つのコース証券の資産は、一つのプール(以下「共通ポートフォリオ」といい、以下にさらに詳述されます。)で運用され、プール内の資産は、各コース証券の純資産総額に基づき各コースに帰属します。さらに、各コース証券は、当該コース証券の資産を当該表示通貨・日本円間の為替変動から保護するために、為替先渡取引を利用します。

各コース証券は、この為替先渡取引の利用により、かかる為替ヘッジから利益を得ることもあれば、逆に損失を被る場合もあります。一般的には、為替ヘッジの利益または損失は、関連する二通貨間の為替先渡取引期間の金利差により決まります。それぞれの表示通貨の金利よりも日本円金利が低い場合には、当該コース証券はこれらの為替先渡取引により利益を得ることが期待されます。

ファンドは通常の市場環境においては、上記の投資目的を達成し、かつ上記の詳細な投資方針に従うべく努めますが、日本株に投資される実際のファンドの純資産比率は変動することがあります。ファンドは、ファンドの効率的な運用のために、日本の取引市場(例えばTOPIX先物)内外で行われる日本株の株価指数先物取引を利用することがあります。ファンドは、下記「(5)投資制限」に基づき定められた制限に従います。

ファンドは、一時的な防衛的手段として、またはファンドの受益証券の買戻しへの対応もしくは為替損補填のために、2002年12月20日法が定める制限の範囲内で、現金や銀行預金を保有し、短期国債、CD、CPなどのような質の高い短期金融商品に投資することができます。

さらに外国企業が行う株式交換による買収等の予期せぬ事態の結果、ファンドは当初購入した日本株と引き換えに、外国株を保有することとなる場合があります。

(2)【投資対象】

上記「(1)投資方針」の項をご参照ください。

コース証券

ファンドの受益証券は、4つの異なった通貨建てで、各通貨毎に分配型と成長型の2つのコースがあり、8種類の受益証券として発行されます。

コース証券の特定の為替ヘッジ取引

各コース証券に帰属するファンド資産(その大半は日本建てです。)は、日本円に対する各コース証券の表示通貨の為替変動について(可能な範囲で)ヘッジされます。

これら8つの各コース証券の資産は共通ポートフォリオに投資されます。4通貨のコースの違いは、日本円と各表示通貨との間で行う為替ヘッジに、異なる通貨を使用する点です。

各コース証券の純資産総額のすべてを完全にヘッジすることは不可能ですが、管理会社は、通常、純資産総額の円建て部分の90%から110%をヘッジする意向です。また、管理会社は、共通ポートフォリオの価値の変動またはコース証券の販売もしくは買戻しの水準の変動により、ヘッジ比率が純資産総額の円建て部分の90%を下回ったり110%を超える場合には、上記の為替ヘッジを用いて純資産総額の円建て部分についてこれらの範囲内(通常約100%)にヘッジ比率を戻す意向です。

各コース証券は、当該コースの表示通貨に対し円安時においても円高時においても上記のとおりヘッジされるものであり、したがって、各コース証券は当該コースの表示通貨に対する円安から投資家を保護することができる一方、円高による利益の享受についても大きく制限されます。

ファンド証券に投資するため日本円を該当する表示通貨に交換する投資家は、当該表示通貨と日本円との為替変動の直接の影響を受けることに留意する必要があります。

「東証株価指数(TOPIX)」について

東証株価指数(TOPIX)とは、東京証券取引所第一部に上場されているすべての銘柄の時価総額を指数化し、株価の変動をみようとするものであり、1968年1月4日を基準時とし、その基準時の時価総額を100として1969年7月から東京証券取引所が公表しています。

「東証株価指数(TOPIX)」の特徴

- ・東証第一部上場銘柄のすべてを対象として算出しますので、市場全体の動向を表わします。
- ・なお、計算は次の式でなされます。

$$\text{東証株価指数(TOPIX)} = \text{当日の時価総額} \div \text{基準時価総額} \times 100$$

- ・有償増資や新規上場など市況変動以外の要因により、時価総額が変わるときには指数の連続性を維持するため、基準時価総額を修正します。

東証株価指数(TOPIX)は、株式会社東京証券取引所(以下「(株)東京証券取引所」といいます。)の知的財産であり、この指数の算出、数値の公表、利用など株価指数に関するすべての権利は(株)東京証券取引所が有しています。

(株)東京証券取引所は、TOPIXの算出もしくは公表の方法の変更、TOPIXの算出もしくは公表の停止、またはTOPIXの商標の変更もしくは使用の停止を行う権利を有しています。

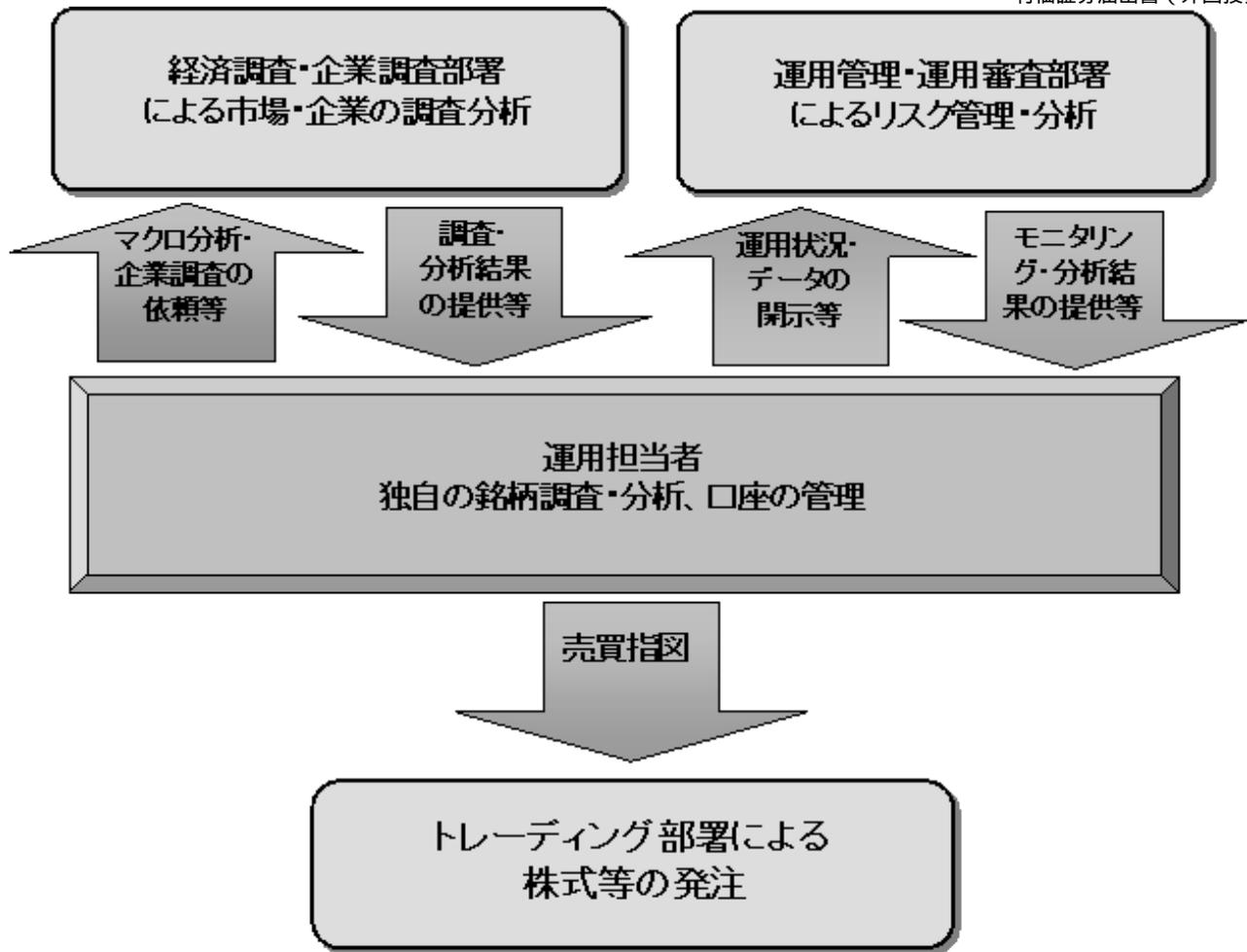
(3)【運用体制】

管理会社は、管理会社の取締役会がファンド運営の管理権限を有し最終責任を負うことを条件として、野村アセットマネジメント株式会社(以下「野村アセットマネジメント」といいます。)を投資顧問会社に任命しており、野村アセットマネジメントはその裁量により、ファンド資産の運用などを行います。

野村アセットマネジメントは、日本における先駆的な投資顧問会社であり、証券投資信託の委託者の業務および有価証券等に関する投資運用業務を行っています。野村アセットマネジメントは、1959年野村證券投資信託委託株式会社として設立され、1997年10月1日に投資顧問会社である野村投資顧問株式会社と合併して商号を野村アセット・マネジメント投信株式会社と変更し、2000年11月1日に野村アセットマネジメント株式会社(Nomura Asset Management Co., Ltd.)となりました。野村アセットマネジメントは、日本国内および海外の多様な投資家に投資助言、資産運用およびその他関連サービスを提供しています。

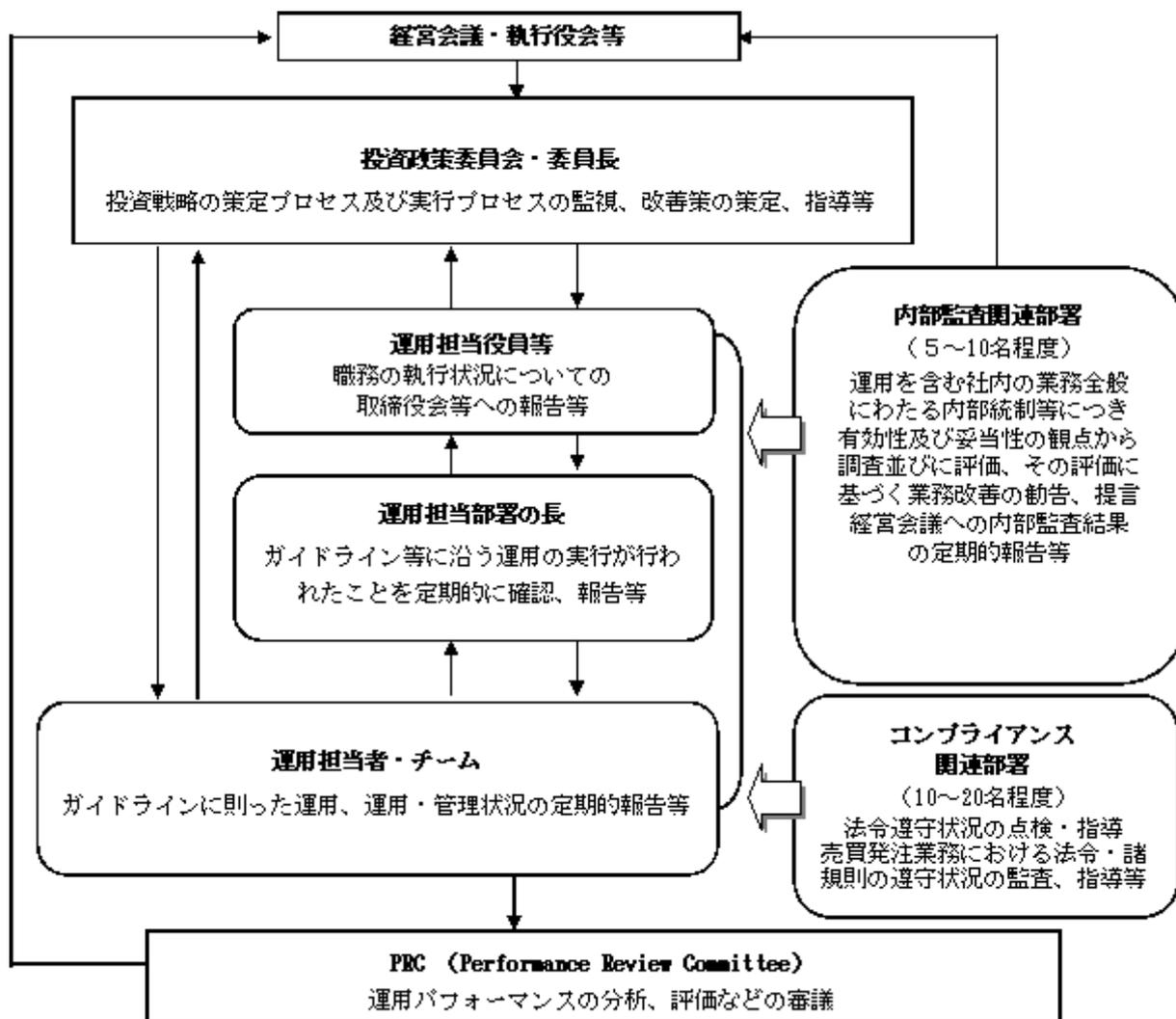
投資顧問契約は、投資顧問会社または管理会社が、他方当事者への3か月前までの書面による予告通知を交付または書留により発送することにより解約することができます。

また、ファンドの関連当事者によるファンドの管理および保管に関するその他の委任事務は、関係する契約書に定められた条項に基づき、管理会社の取締役会が管理権限を有し、最終的な責任を負います。



野村アセットマネジメントでは、運用に関する社内規程として、投資顧問業務に係るポートフォリオマネージャー規程並びにスワップ取引、信用リスク管理、外国為替予約取引等に関して各々、取扱い基準を設けております。

投資顧問会社における内部管理及び意思決定を監督する組織等は以下のとおりです。



上記の運用体制は2010年10月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

(4) 【分配方針】

A、C、EおよびGコース証券：

これら各コース証券につき、管理会社は、原則として毎月、ファンドの投資収益ならびに実現および未実現売買益（キャピタル・ゲイン）から分配を宣言することができ、分配金を合理的な水準に維持する必要があると考えられる場合には、分配可能なファンドの他の資産からの分配を行うことができます。

管理会社は、受益者に対して毎月10日に、毎月安定的に分配を行う予定です。その日が評価日でない場合には、受益者に対する分配はその直前の評価日に行われます。なお、1月と7月には各コース証券の純資産価格水準を勘案して追加的に分配を行う予定です。

B、D、FおよびHコース証券：

これら各コース証券につき、管理会社は、原則として年1回、ファンドの投資収益ならびに実現および未実現売買益（キャピタル・ゲイン）から分配を宣言することができ、分配金を合理的な水準に維持する必要があると考えられる場合には、分配可能なファンドの他の資産からの分配を行うことができます。

管理会社は、毎年7月10日現在の受益者に対して、分配を行う予定です。その日が評価日でない場合には、受益者に対する分配はその直前の評価日に行われます。



分配後のファンドの純資産総額がルクセンブルグの法律に規定された投資信託の最低額（1,250,000ユーロ）の日本円相当額を下回る場合には分配は行うことができません。

分配の行われる日から5年が経過しても請求がなされない場合、受益者は当該分配を受け取る権利を失い、分配金はファンド資産に組み込まれます。

(5) 【投資制限】

ファンドの資産の運用を行う場合、管理会社またはその任命された代理人は、約款に定められるように、以下の制限（ただし、下記記載の制限よりも厳格な制限を含み、JSDAが、昭和48年12月4日に制定した外国証券の取引に関する規則（その後の改正を含みます。）（以下「JSDAの規則」といいます。）に基づき定めた制限を含みます。）に従います。

・ 有価証券への投資

- 1) 日本の規則上、ファンドの純資産総額の少なくとも50%は、日本の金融商品取引法により定義される「有価証券」に投資されなければなりません。ただし、ファンドの運用開始後直ちに、大量の買戻請求が予想される場合または管理会社が回避不可能なその他の状況が発生した場合はこの限りではありません。
- 2) 管理会社は、同一発行体の証券へのファンドの投資総額がファンドの純資産総額の10%を超える場合、当該発行体の発行する証券に投資することはできません。ただし、本制限は、経済協力開発機構（以下「OECD」といいます。）加盟国もしくはその地方機関または地域的もしくは世界的なEUの公的国際機関が発行または保証する証券には適用されません。
- 3) 管理会社は、ファンドのために、同一の発行体の発行済証券の15%を超えて取得することはできません。ただし、かかる制限は関連する証券の取得時に適用されるものとし、かかる15%の上限を超える場合、市況および流動性に照らし投資顧問会社が慎重に検討し是正すべきであるとみなした場合には、ファンドの受益者の利益を考慮して、管理会社は売却、すなわちかかる状況の是正を優先しなければなりません。ただし、本制限は、OECD加盟国もしくはその地方機関または地域的もしくは世界的なEUの公的国際機関が発行または保証する証券には適用されません。
- 4) 管理会社は、ファンドのために、かかる会社の支配権または経営権を目的とする投資を行うことはできません。また、購入の結果ファンドと管理会社が管理する他のファンドと合わせて、いずれかの会社または法人のいずれかの種類の株式の15%を超えて所有することとなるような購入はできません。もっとも、この制限は、OECD加盟国もしくはその地方機関または地域的もしくは世界的なEUの公的国際機関が発行または保証する証券には適用されません。
- 5) 管理会社は、ファンドのために不動産を購入してはなりません。
- 6) 管理会社は、商品、商品取引、または商品もしくは商品についての権利を表章する証券に関する取引を行ってはならず、本制限上、かかる商品には、貴金属およびこれらを表章する証書も含まれます。ただし、管理会社は、商品により担保されている証券および商品に投資または商品を取引する会社の証券を売買することができます。ただし、本制限は、適用法令および約款の定める範囲内で管理会社が金融商品、株価指数および外国為替の金融先物取引ならびに先物予約（ならびにこれらに関するオプション取引）の売買を行うことを妨げるものではありません。

せん。

- 7) 管理会社は、証券を信用取引で購入してはなりません(ただし、管理会社は組入証券売上の清算のため必要な短期与信を受けることができます。)。また、証券の空売りを行いません。ただし、管理会社は、先物取引および先物予約(およびこれらに関するオプション取引)に関し、当初および維持証拠金を預託することができます。
- 8) 管理会社が借入れを行う場合、その総額は、ファンドの純資産総額の10%を超えないものとします。借入れは、一時的措置としてなされる場合に限るものとします。
- 9) 管理会社は、上記8)記載の借入れに関連して必要な場合を除いては、ファンドのために所有または保有される証券に担保権、質権または抵当権を設定し、またいかなる方法であれ、当該証券を債務の担保として譲渡しないものとします。ただし、将来発行時もしくは後日引渡約定による証券の売買、およびオプションの売り、または先物予約もしくは先物取引の売買に関する担保設定は、資産への担保権設定とはみなされません。
- 10) 管理会社は、指令2004/39/CE第4条第1項第14号が意味する公認の証券取引所またはその他の市場、および、いかなる国のいかなる他の市場(規制され、定期的に運営され、かつ公に認識・公開されている市場)(以下「規制ある市場」といいます。)においても取引されていない証券について、ファンドの純資産総額の15%を超えて投資することはできません。ただし、本制限は、OECD加盟国もしくはその地方機関または地域的もしくは世界的なEUの公的国際機関が発行または保証する証券には適用されません。
- 11) 管理会社は、ファンドの資産をもって証券を引受けまたは下引受けを行うことはできません。ただし、管理会社が、組入証券の処分に関し、適用される証券法に基づき引受人であるとみなされる場合についてはこの限りではありません。
- 12) 管理会社は、他のオープン・エンド型の投資信託の受益証券にファンドの純資産総額の5%を限度として投資することができます。管理会社により運用されている、または共通の経営もしくは管理により、もしくは直接もしくは間接の実質的保有により管理会社と関係ある会社により運用されている、投資信託の受益証券の取得は、当該投資信託が特定の地域または経済分野への投資を専門とする場合にのみ許されます。その場合、管理会社は、当該受益証券に関する取引に対しいかなる手数料および費用も課しません。
- 13) 管理会社は、ファンドのために、新株引受権証券および/または新株予約権証券に、ファンドの純資産総額の20%を超えて投資することはできません。
- 14) 管理会社は、ファンドのために、同一発行体の新株引受権証券および/または新株予約権証券へのファンドの投資総額がファンドの純資産総額の5%を超える場合、かかる証券に投資することはできません。
- 15) 管理会社は、ファンドのために、同一発行体の転換社債へのファンドの投資総額がファンドの純資産総額の10%を超える場合、かかる証券に投資することはできません。

金融派生商品ならびに投資の技法および手段

- 1) 管理会社は、法律、規則または行政上の慣例により設定された条件および制限の下で譲渡性のある証券の金融派生商品ならびに関連する技法および手段を用いることができます。ただし、かかる金融派生商品ならびに技法および手段は、効率的な組入証券の運用の目的で使用される場合に限り、オプションに関しては、以下のとおりです。
 - a) 管理会社は、以下の場合を除いて、証券のオプションを購入することはできません。
 - 1) 当該オプションが証券取引所に上場されているか、または規制ある市場で取引されている場合で、かつ
 - 2) 当該オプションの取得価格(プレミアム)が、ファンドの純資産総額の15%を超えない場合。
 - b) 管理会社は、ファンドのために、当該証券がすでに保有されているか、ファンドが同等のコール・オプションまたはかかる契約から生じる責任を十分にカバーすることを確保できるワラント等の他の手段を有している場合、証券のコール・オプションを売却することができます。
- 2) 管理会社は、ファンドのために、ヘッジ目的以外にあらゆる金融商品の先物契約やオプションの取引を行うことができます。ただし、当該売買契約の総額と譲渡性証券に関するコール・オプションとプット・オプションの付与に関する契約総額は、常にファンドの純資産額を超えないものとします。

上記において、譲渡性証券に関するコール・オプションを付与する場合でファンドが対象となる証券を保有する場合は、上記の総額の計算に含めないものとします。

かかる文脈において、譲渡性証券に関するオプション以外の契約総額とは、以下のように定義されるものとします。

 - 当該契約にかかる契約総額とは、各々の満期を考慮せずに、同一の金融商品にかかる契約のネット未払い額(売買ポジション相殺後)とします。
 - オプションにかかる取引総額とは、各々の満期を考慮せずに、個別の対象資産にかかるネットのカバーされていないポジションの行使価格の総額とします。

現存するコール・オプションおよびプット・オプションの取得に支払ったプレミアムの総額は、上記1)での

譲渡性証券にかかるコール・オプションおよびプット・オプション取得に支払ったプレミアムと合計して、ファンド純資産額の15%を超えてはならないものとします。

- 3) 管理会社は、ファンドのために、為替リスクのヘッジを目的として、為替の予約・先物取引を行い、コール・オプションを売り、プット・オプションを買うことができます。ただし、1通貨に関する取引は、ヘッジされる通貨建てのファンドの証券およびその他の資産の総評価額を超えてはならず、また当該資産が保有される期間を超えてはなりません。ただし、当該証券およびその他の資産の通貨建てに関する上記の制限は、上記「(1)投資方針」に記載された異なったコース証券のヘッジのための特定の通貨取引には適用されません。管理会社は、当該コストがファンドに有利である場合(同一の取引相手方との契約により)クロス取引を通じ関係通貨を買いまたは通貨スワップ契約を締結することができます。これらの契約または為替は、証券取引所に上場されているか、または規制ある市場で取引されているもののみを対象として行うものとします。ただし、管理会社は、当該種類の取引に習熟した格付の高い金融機関と為替予約またはスワップ契約を行うことができます。
- 4) 管理会社はファンドのために高い格付を有し当該取引に専門化している金融機関とレボ契約および逆レボ契約を締結することができます。管理会社は、レボ契約の期間中ファンドのために取引の相手方が証券の買戻しを実行する前または買戻期間が終了する前に当該契約の対象である証券を売却することができません。さらに、ファンドは(1)当該証券をその所有者の請求により購入または買戻す義務および(2)当該株式をその株主の請求により買戻す義務を履行できるよう常に確保しなければなりません。

管理会社は、ファンドのために、上記2)および3)にいう取引を行うことができますが、これらの取引は、規制ある市場で取引されている契約を対象とする場合に限り行うものとします。上記1)ないし3)のオプションに関しては、管理会社は、ファンドのために、当該取引がファンドにとってより有利である場合または必要とされる性質のオプションが取引されていない場合、この種の取引に参加している信用力のある金融機関とOTCオプション取引を行うことができます。

管理会社は、ファンド資産の一部である証券に付随する新株等引受権を行使する際、上記の投資制限比率を遵守する必要はありません。

管理会社の不可抗力により、または新株等引受権の行使の結果、上記の比率を超えた場合、管理会社は、証券の売却に際して、ファンドの受益者の利益に留意しつつ、売却、すなわちかかる事態の是正を優先させます。

保有制限の適合性判断においては、レボ契約は、担保として機能する裏付証券への投資対象とのみみなされます。

管理会社は、ファンドのために、(a) 管理会社、(b) その関係法人、(c) 管理会社もしくはその関係法人の取締役、または(d) それらの主要株主(自己または他の名義(ノミニーマニヤを含みます。))をもってするを問わず、自己の勘定でこれらの会社の発行済株式総数の10%以上の株式を保有する者をいいます。)であって、本人自らまたは自己の勘定で行為する者との間で、有価証券(ファンドの受益証券を除きます。)の売買もしくは貸付けをなし、または金銭の貸与を受けてはなりません。ただし、当該取引が約款に定められた諸制限を遵守し、かつ国際的に承認された証券市場または国際的に承認された金融市場における、その時々、()公に入手可能な相場に基づき決定された価格、または()競争価格もしくは実勢利率によって行われる場合を除きます。

上記制限に従った債務証券または証書の取得による場合を除き、管理会社は、金銭の貸付けを行うことまたは第三者のために保証人となることはできません。

管理会社は、ファンド受益者以外の自己または第三者の利益を目的とする取引などの、ファンドの受益者の利益保護に反し、またはファンド資産の公正な運用に反するような取引は行ってはなりません。

管理会社は、ファンドの受益証券が販売される各国の法令を遵守するために、受益者の利益となる投資制限、または利益に反しない投資制限を随時課することができます。

3【投資リスク】

(1) リスク要因

一般事項

投資家はファンドの投資目的を十分に理解してください。投資家は（投資を行う前に）本書に記載された投資目的全般にともなうリスクを理解してください。

投資家は、ファンドの受益証券の価格、またそこからの収入は、値上がり・上昇し、あるいは値下がり・下落するものであること、さらに投資元本のすべてを回収できないかも知れないことを、ご理解ください。過去の実績は必ずしも将来の結果を示すものではなく、ファンドへの投資は中長期的なものとしてお考えください。買付けに際し為替取引が絡む場合、通貨価値の変動の影響を受けます。また、為替レートの変動により、投資先の海外の投資対象の価値が増減します。場合によっては、投資家の保有する証券の価値がなくなることもあります。

市場価格変動リスク

ファンドは主に日本の株式や株価指数先物取引に投資しますので、ファンドの受益証券の1口当りの純資産価格は日本の株式市場の価格変動に大きく影響されます。

ファンドは業種分散に一定の配慮を行います。ポートフォリオ全体の平均配当利回りが市場平均を上回るよう、予想配当利回りが高いと判断される銘柄を中心に組入銘柄を選定しますので、業種によっては市場の業種構成比と大きく異なる場合があります。その結果、ファンドの受益証券の1口当りの純資産価格の動きは、日本の株式市場全体の動きとは大きく異なる場合もあります。

信用リスク

ファンドが投資する有価証券またはその他の商品の発行者が、ファンドからそれらへの投資額の一部または全部を失うような、またはそれらへの投資によりファンドが受けるべき金額の支払いを受けられなくなるような、信用問題に直面しないという保証はありません。またファンドは、ファンドが取引を行う相手方または金融デリバティブ商品取引に関して証拠金もしくは担保を設定する取引相手方の信用リスクにさらされ、取引相手方の債務不履行によるリスクを負う可能性があります。

為替変動リスク

各コース証券は4通貨（米ドル、豪ドル、ユーロまたはNZドル）のいずれかで表示されます。各コース証券の資産の大半は日本円に対する為替変動についてヘッジされますが、各コース証券の1口当りの純資産価格は、当該コース証券の表示通貨の日本円に対する為替変動の影響を受けることがあります。

為替交換リスク

各コース証券は4通貨（米ドル、豪ドル、ユーロまたはNZドル）のいずれかで表示されます。しかし、通常の状態においては、ファンドは（受益証券の発行に際し）受領する外貨を日本円に交換し投資を行い、投資家から受益証券買戻しの請求があった場合には日本円を当該受益証券の表示通貨に交換します。このような為替取引が、投資家に多大な不利益（為替取引コスト）を生じさせるかもしれません。

先物取引とオプション

ファンドは、その効率的な運用のために、「第二部 第12（5）投資制限」に記載ある証券の先物取引やオプションあるいは証券指数の先物取引を利用します。また、ファンドは先物取引やオプション、為替先渡契約を利用して、市場リスク・為替リスクをヘッジします。ファンドの資産は、「第二部 第12（5）投資制限」の「金融派生商品ならびに投資の技法および手段」に関連する項目に記載ある範囲でのみ投資されます。

先物取引は高いリスクが伴います。先物取引の建て玉に対して当初証拠金は比較的少額であり、この取引は「レバレッジが効いている」あるいは「ギアがかかって」います。比較的小さな市場の動きでも大きな作用があり、投資家にとって有利にも不利にも働きます。損切り幅を小さくする意図で一定の注文を出したくても、市場環境によってはこれらの注文の執行が不可能であり、注文が出せないことがあります。

オプションの取引にも高いリスクが伴います。一般に、オプションの売りはオプションの買いに比べてかなり大きなリスクを伴います。オプションの売り手は固定のプレミアムを得ますが、その額を上回る損失を被ることがあります。

ファンドが先物取引やオプションの空売りで証拠金を必要とする場合、為替レートや価格が逆に動くと、ファンドにとってそのような支払が経済的に不利な場合であっても、追加証拠金や変動証拠金を支払わなければならないことがあります。ファンドは、ポジションを維持するためのオプションや先物取引の委託証拠金率を満たすために、その他の資産を売却しなければならないことや、経済的に不利な時期にポジションを解消しなければならないこともあります。

税制

投資家は、特に、証券の売却代金や利子配当の受け取り代金に、当局により源泉徴収課税を含め、税金、課徴金、公課あるいは他の手数料や費用が課されるかもしれない市場があることにご注意ください。現在の法解釈や実務の理解が変わり、また、法律が遡及的に改正される可能性もあります。したがって、そのような国では、ファンドは、本書日付現在あるいは投資がなされ、評価されあるいは売却された時点では予測できなかった追徴課税を課されることがあり得ます。

潜在的な利益相反

投資顧問会社および投資顧問会社の最終的持株会社ならびにその（世界的に見て）関連子会社等（以下「関連子会社等」といいます。）は、投資顧問会社あるいは関連子会社等が直接・間接に利害を有し、それがファンドに対する投資顧問会社の義務と潜在的に利益相反となるような取引を行う場合があります。

投資顧問会社もその関連子会社等も、ファンドに対して、このような潜在的利益相反について事前通知する必要はありませんし、このような取引あるいは関連する取引に関して得た利益や手数料・報酬をファンドに支払う義務も、その他特段の取り決めがない限り投資顧問報酬を割り引く義務もありません。

投資顧問会社は、潜在的利益相反がなければファンドにとって同等以上の条件で、このような取引を行うようにします。

他のファンドの運用実績

投資顧問会社が運用する他のファンドの過去のパフォーマンス実績は、必ずしもファンドへの投資で将来得られる結果を示唆するものではありません。

その他留意事項

- * ファンドは、市場の急変時において、本書に記載する投資プロセスに従った運用を一時的に行うことができない場合があります。
- * コンピュータ・システム関連の不慮の出来事に起因する市場リスクまたはシステム上のリスクが生じる可能性があります。
- * 分配額は変動しますので、状況によっては、分配金が支払われないことがあります。

ファンドが、その投資目的を達成するという保証はありません。受益者は、ファンドが得る利益、被る損失および負担する費用はすべて受益者に帰属するという点にご留意ください。

(2) リスクに対する管理体制

投資顧問会社である野村アセットマネジメントにおけるリスクマネジメント体制は以下のとおりです。

リスク管理関連の委員会

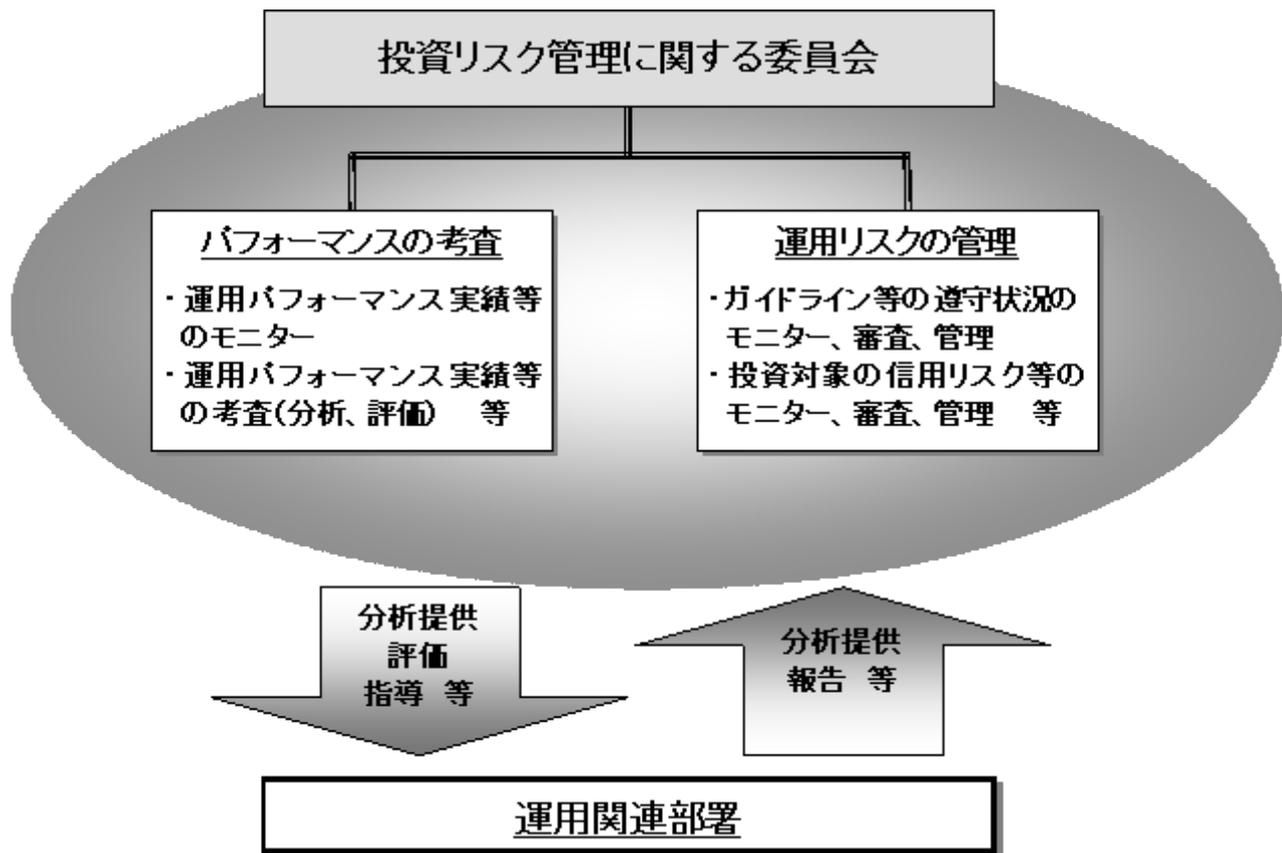
パフォーマンスの考査

パフォーマンスに基づいた定期的な考査（分析、評価）の結果の報告、審議を行います。

運用リスクの管理

運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用部門その他関連部署への是正勧告を行うことにより、適切な管理を行います。

リスク管理体制図



野村アセットマネジメントでは、運用に関する社内規程として、投資顧問業務に係るポートフォリオマネージャー規程並びにスワップ取引、信用リスク管理、外国為替予約取引等に関して各々、取扱い基準を設けております。

上記の投資リスクに関する管理体制は2010年10月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

海外における申込手数料

純資産価格の3.0%以下です。

日本国内における申込手数料

申込金額に対して、一律3.15%(5%の消費税込)

(2)【買戻し手数料】

海外における買戻し手数料

海外において買戻し手数料は、徴収されません。

日本国内における買戻し手数料

日本国内において買戻し手数料は、徴収されません。

(3)【管理報酬等】

管理報酬および投資顧問報酬

管理会社は、ファンドの資産から、四半期中の日々のファンドの純資産総額の平均額の年率0.03%に相当する日本円による管理報酬を会計年度の四半期毎に当該四半期の最終日(最終日が営業日でない場合は、その直前の営業日となります。)から60日以内に後払で受領する権利を有します。

投資顧問会社は、ファンドの資産から、四半期中の日々のファンドの純資産総額の平均額の年率0.50%に相当する日本円による資産運用に関する投資顧問報酬を、会計年度の四半期毎に当該四半期の最終日(最終日が営業日でない場合は、その直前の営業日となります。)から60日以内に後払で受領する権利を有します。

第2会計年度中の管理報酬は17,095,815円、投資顧問報酬は284,919,039円でした。

保管報酬

管理事務代行会社および登録・名義書換・所在地事務代行会社は、ルクセンブルグの市場慣行に従い、ファンドの資産から、四半期中の日々のファンドの純資産総額の平均額の年率0.09%に相当する日本円による管理事務代行報酬を会計年度の四半期毎に当該四半期の最終日(最終日が営業日でない場合は、その直前の営業日となります。)から60日以内に後払で受領する権利を有します。

同様に、保管受託銀行および支払事務代行会社は、ルクセンブルグの市場慣行に従い、ファンドの資産から、四半期中の日々のファンドの純資産総額の平均額の年率0.03%に相当する日本円による保管報酬を会計年度の四半期毎に当該四半期の最終日(最終日が営業日でない場合は、その直前の営業日となります。)から60日以内に後払で受領する権利を有します。副保管受託銀行の報酬は、ファンドの資産から支払われます。

第2会計年度中の管理事務代行報酬および保管報酬は68,725,927円でした。

代行協会員報酬

代行協会員は、ファンドの資産から、四半期中の日々のファンドの純資産総額の平均額の年率0.50%に相当する日本円による報酬を会計年度の四半期毎に当該四半期の最終日(最終日が営業日でない場合は、その直前の営業日となります。)から60日以内に後払で受領する権利を有します。

第2会計年度中の代行協会員報酬は284,697,394円でした。

保管受託銀行および登録・名義書換・支払・管理および所在地事務代行会社が負担したすべての合理的な立替費用および実費(電話、テレックス、電報および郵送料を含みますがこれらに限られません。)、ファンド資産の保管を委託された銀行および金融機関への保管費用ならびに譲渡された資産の価額および取引数に基づく一定の取引費用については、ファンドまたは必要に応じて各コース証券が負担します。

(4)【その他の手数料等】

ファンドまたは必要に応じて各コース証券が負担するその他の費用には以下のものが含まれます。

- ファンド資産および収益に課せられる一切の税金。
- ファンドの組入証券に関し、取引上支払うべき通常の銀行手数料。
- 代行協会員が負担した合理的な額の立替費用および実費。
- 受益者の利益のための業務執行中に管理会社、投資顧問会社または保管受託銀行が支払った法律関係費用。
- ファンド証券の券面または確認書の準備・印刷費。
- ファンドまたはファンド証券の募集に関し管轄権を有する一切の監督当局(各地の証券業協会を含みます。)に対し約款ならびに届出書、目論見書および説明書を含むファンドに関するその他一切の書類を作成、提出および印刷する費用。

- 上記監督当局の所管する適用法令のもとで要求される年次報告書、半期報告書およびその他の諸報告書等を実質的なファンド証券の受益者を含む受益者の利益のために必要とされる言語で作成しかつ配布する費用。
- 日本のブローカーおよび販売取扱会社に対し販売会社が販売用として有価証券届出書および目論見書を印刷・配布するための費用、会計、記帳および毎日の純資産価格計算に要する費用、受益者への公告を作成しかつ配布する費用、弁護士および監査人の報酬。
- 日本の適用法上求められる書類および各国の証券業協会の諸規則上、管理会社が作成すべき書類の作成費用ならびにこれらに類似するその他すべての管理費用。ただし、ファンド証券の募集または販売に関して直接生じた一切の広告宣伝費およびその他の費用は除きます。

ファンドの純資産価格の割合で表示されない報酬・費用は、各コース証券に帰属する純資産価格の割合に応じて各コース証券に帰属します。

すべての経常費用は、まず収益から控除され、次いでキャピタル・ゲイン、ファンド資産の順序で控除されます。その他の経費は5年を超えない期間にわたり償却することができます。

ファンドの設定および当初募集の費用は、ファンドが負担し、5年を超えない期間にわたって償却されます。

第2会計年度中のその他の費用は68,455,517円でした。

(5) 【課税上の取扱い】

以下の記載は、ファンドが日本における現行法に関して受領した助言に基づいています。

ファンドは、日本の税法上、公募外国株式投資信託として取扱われます。したがって、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。

(1) ファンドの分配金は、公募国内株式投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなります。

(2) 個人に支払われるファンドの分配金について、その課税方法は以下のとおりとなります。

2011年12月31日まで

2011年12月31日までの間に個人に支払われるファンドの分配金については、10%（所得税7%、住民税3%）の税率による源泉徴収が行われます。受益者の選択により、申告不要とすることも、配当所得として確定申告をすることもできます。

受益者は、申告不要を選択した場合、10%（所得税7%、住民税3%）の税率で源泉徴収された税額のみで課税関係は終了します。

申告不要を選択せず、確定申告を行う場合、総合課税または申告分離課税を選択することになります。申告分離課税を選択した場合の税率は、10%（所得税7%、住民税3%）となります。

なお、申告分離課税を選択した場合または源泉徴収選択口座におけるファンドの分配金について、その年分の上場株式等の譲渡損失またはその年の前年以前3年内の各年に生じた上場株式等の譲渡損失（前年以前に既に控除したものを除きます。）を控除することができます。

2012年1月1日以降

2012年1月1日以降に個人に支払われるファンドの分配金については、20%（所得税15%、住民税5%）の税率による源泉徴収が行われます。受益者の選択により、申告不要とすることも、配当所得として確定申告をすることもできます。

受益者は、申告不要を選択した場合、20%（所得税15%、住民税5%）の税率で源泉徴収された税額のみで課税関係は終了します。

申告不要を選択せず、確定申告を行う場合、総合課税または申告分離課税を選択することになります。申告分離課税を選択した場合の税率は、20%（所得税15%、住民税5%）となります。

なお、申告分離課税を選択した場合または源泉徴収選択口座におけるファンドの分配金について、その年分の上場株式等の譲渡損失またはその年の前年以前3年内の各年に生じた上場株式等の譲渡損失（前年以前に既に控除したものを除きます。）を控除することができます。

(3) 法人（公共法人等を除きます。）が分配金を受け取る場合は、7%（所得税のみ）の税率による源泉徴収が行われます（2012年1月1日以降の源泉徴収税率については、15%（所得税のみ）とされます。）。法人の益金不算入の適用は認められません。

(4) 個人が受益証券を譲渡・買戻請求した場合、その課税方法は以下のとおりとなります。

2011年12月31日まで

2011年12月31日までに生ずる譲渡損益（譲渡価額（邦貨換算額）から当該受益者の取得価額（邦貨換算額）を控除した金額をいいます。以下同じ。）は、上場株式等の譲渡所得として10%（所得税7%、住民税3%）の税率による申告分離課税の対象となり、他の株式等の譲渡による所得および申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得との損益通算が可能です。

源泉徴収選択口座における譲渡による所得について申告不要を選択した場合は、10%（所得税7%、住民税

3%)の税率で源泉徴収された税額のみで課税関係は終了します。

2012年1月1日以降

2012年1月1日以降に生ずる譲渡損益における申告分離課税での税率は20%(所得税15%、住民税5%)となり、他の株式等の譲渡による所得および申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得との損益通算が可能です。

源泉徴収選択口座における譲渡による所得について申告不要を選択した場合は、20%(所得税15%、住民税5%)の税率で源泉徴収された税額のみで課税関係は終了します。

(5) 分配金および譲渡・買戻しの対価につき、一定の場合、支払調書が税務署長に提出されます。

(6) ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、(4)と同様の扱いとなります。

(注) 日本の受益者は、個人であるか法人であるかに関わらず、ルクセンブルグに住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、ファンド証券への投資に対しルクセンブルグ税務当局により課税されることは一切ありません。

将来における税務当局の判断により、または、税制等の変更により、上記の取扱いは変更されることがあります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

管理会社により管理されるファンドの運用状況は以下のとおりです。

(1)【投資状況】

資産別および地域別の投資状況

(2010年10月末日現在)

資産の種類	国名	時価合計 (円)	投資比率 (%)
普通株式	日本	30,719,258,600	88.65
現金・その他の資産 (負債控除後)		3,933,707,361	11.35
合計(純資産総額)		34,652,965,961	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。以下同じです。

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

(2010年10月末日現在)

順位	銘柄	種類	国名	業種	保有株数 (株)	取得価額(円)		時価(円)		投資 比率 (%)
						単価	金額	単価	金額	
1	キャノン	株式	日本	電子および半導体	270,000	5,437.32	1,468,077,166	3,720	1,004,400,000	2.90
2	三井住友フィ ナンシャルグ ループ	株式	日本	金融、投資、 その他多角化企業	400,000	4,541.93	1,816,770,827	2,412	964,800,000	2.78
3	エヌ・ティ・ ティ・ドコモ	株式	日本	通信	7,000	153,916.74	1,077,417,182	135,500	948,500,000	2.74
4	三菱UFJ フィナンシャ ル・グループ	株式	日本	金融、投資、 その他多角化企業	2,400,000	488.31	1,171,937,658	375	900,000,000	2.60
5	任天堂	株式	日本	電子および半導体	33,000	43,692.37	1,441,848,365	20,850	688,050,000	1.99
6	HOYA	株式	日本	電子および半導体	325,000	2,089.65	679,135,948	1,882	611,650,000	1.77
7	信越化学工業	株式	日本	化学	150,000	4,968.85	745,327,635	4,075	611,250,000	1.76
8	東京電力	株式	日本	公益事業	300,000	2,592.19	777,658,103	1,925	577,500,000	1.67
9	武田薬品工業	株式	日本	医薬品、化粧品、医 療品	150,000	4,993.45	749,017,044	3,770	565,500,000	1.63
10	横浜銀行	株式	日本	銀行およびその他 金融機関	1,400,000	531.79	744,505,348	396	554,400,000	1.60
11	ローソン	株式	日本	小売、百貨店	150,000	4,699.67	704,950,761	3,660	549,000,000	1.58
12	本田技研工業	株式	日本	自動車	180,000	3,655.34	657,960,467	2,937	528,660,000	1.53
13	エーザイ	株式	日本	医薬品、化粧品、医 療品	190,000	3,424.92	650,733,941	2,768	525,920,000	1.52
14	トヨタ自動車	株式	日本	自動車	180,000	5,088.09	915,856,846	2,859	514,620,000	1.49
15	花王	株式	日本	医薬品、化粧品、医 療品	250,000	2,055.29	513,823,357	2,043	510,750,000	1.47
16	三菱商事	株式	日本	貿易会社	250,000	2,546.39	636,597,240	1,935	483,750,000	1.40
17	アステラス 製薬	株式	日本	医薬品、化粧品、医 療品	160,000	3,944.15	631,063,800	2,994	479,040,000	1.38
18	セブン& アイ・ホール ディングス	株式	日本	金融、投資、 その他多角化企業	250,000	2,522.37	630,592,215	1,873	468,250,000	1.35
19	リコー	株式	日本	電子および半導体	400,000	1,366.25	546,498,052	1,126	450,400,000	1.30
20	三井物産	株式	日本	貿易会社	350,000	1,237.28	433,049,263	1,265	442,750,000	1.28
21	NK S Jホー ルディングス	株式	日本	金融、投資、 その他多角化企業	800,000	640.79	512,633,502	553	442,400,000	1.28
22	日本電信電話	株式	日本	通信	110,000	4,391.07	483,017,280	3,655	402,050,000	1.16
23	東燃ゼネラル 石油	株式	日本	石油	550,000	943.63	518,993,794	717	394,350,000	1.14
24	大和証券 グループ本社	株式	日本	銀行およびその他 金融機関	1,200,000	478.34	574,008,260	328	393,600,000	1.14
25	MS&AD インシュア ランス グルー プ ホール ディングス	株式	日本	金融、投資、 その他多角化企業	200,000	2,589.87	517,974,928	1,933	386,600,000	1.12
26	麒麟ホール ディングス	株式	日本	金融、投資、 その他多角化企業	350,000	1,294.24	452,984,797	1,104	386,400,000	1.12
27	村田製作所	株式	日本	電子および半導体	85,000	4,412.05	375,024,494	4,525	384,625,000	1.11
28	日立製作所	株式	日本	電子および半導体	1,000,000	340.72	340,717,385	364	364,000,000	1.05
29	東北電力	株式	日本	公益事業	200,000	2,282.26	456,451,917	1,807	361,400,000	1.04

30	ローム	株式	日本	電子および半導体	70,000	6,046.75	423,272,487	5,020	351,400,000	1.01
----	-----	----	----	----------	--------	----------	-------------	-------	-------------	------

【投資不動産物件】

該当事項はありません(2010年10月末日現在)。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません(2010年10月末日現在)。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

下記会計年度末ならびに2010年10月末日および同日前1年以内における各月末の純資産総額および1口当りの純資産価格の推移は次のとおりです。

Aコース証券

	純資産総額		1口当りの純資産価格	
	(米ドル)	(円)	(米ドル)	(円)
第1会計年度末 (2009年7月10日)	50,495,923	4,084,615,211	6.76	547
第2会計年度末 (2010年7月10日)	31,102,203	2,515,857,201	6.70	542
2009年11月末日	45,387,763	3,671,416,149	6.48	524
12月末日	46,576,647	3,767,584,976	6.85	554
2010年1月末日	43,729,087	3,537,245,847	6.86	555
2月末日	43,932,581	3,553,706,477	6.87	556
3月末日	44,687,208	3,614,748,255	7.47	604
4月末日	34,130,117	2,760,785,164	7.58	613
5月末日	30,936,210	2,502,430,027	6.80	550
6月末日	29,667,153	2,399,776,006	6.55	530
7月末日	30,142,310	2,438,211,456	6.57	531
8月末日	29,072,229	2,351,652,604	6.28	508
9月末日	30,023,940	2,428,636,507	6.47	523
10月末日	29,545,176	2,389,909,287	6.28	508

Bコース証券

	純資産総額		1口当りの純資産価格	
	(米ドル)	(円)	(米ドル)	(円)
第1会計年度末 (2009年7月10日)	46,480,761	3,759,828,757	6.85	554
第2会計年度末 (2010年7月10日)	33,582,622	2,716,498,294	6.70	542
2009年11月末日	39,684,075	3,210,044,827	6.41	519
12月末日	39,220,349	3,172,534,031	6.79	549
2010年1月末日	37,934,747	3,068,541,685	6.81	551
2月末日	37,361,286	3,022,154,425	6.83	552
3月末日	39,412,606	3,188,085,699	7.44	602
4月末日	38,393,279	3,105,632,338	7.56	612
5月末日	34,042,149	2,753,669,433	6.79	549
6月末日	32,564,013	2,634,103,012	6.55	530
7月末日	32,668,880	2,642,585,703	6.42	519
8月末日	31,107,168	2,516,258,820	6.14	497
9月末日	31,993,884	2,587,985,277	6.34	513
10月末日	30,836,272	2,494,346,042	6.17	499

Cコース証券

	純資産総額		1口当りの純資産価格	
	(豪ドル)	(円)	(豪ドル)	(円)
第1会計年度末 (2009年7月10日)	502,708,766	39,729,073,777	5.94	469
第2会計年度末 (2010年7月10日)	257,613,609	20,359,203,519	5.89	465
2009年11月末日	330,448,964	26,115,381,625	5.66	447
12月末日	333,998,584	26,395,908,094	5.98	473
2010年1月末日	314,424,447	24,848,964,046	5.96	471
2月末日	298,609,548	23,599,112,578	5.97	472
3月末日	304,904,168	24,096,576,397	6.50	514
4月末日	286,664,372	22,655,085,319	6.60	522
5月末日	260,559,282	20,592,000,056	5.96	471
6月末日	252,501,881	19,955,223,655	5.74	454
7月末日	248,718,865	19,656,251,901	5.79	458
8月末日	231,126,446	18,265,923,027	5.54	438
9月末日	230,664,557	18,229,419,940	5.70	450
10月末日	215,825,928	17,056,723,090	5.57	440

Dコース証券

	純資産総額		1口当りの純資産価格	
	(豪ドル)	(円)	(豪ドル)	(円)
第1会計年度末 (2009年7月10日)	156,179,597	12,342,873,551	6.26	495
第2会計年度末 (2010年7月10日)	81,948,379	6,476,380,392	6.31	499
2009年11月末日	101,458,289	8,018,248,580	5.93	469
12月末日	102,103,240	8,069,219,057	6.28	496
2010年1月末日	96,272,634	7,608,426,265	6.29	497
2月末日	93,502,834	7,389,528,971	6.31	499
3月末日	98,335,582	7,771,461,045	6.90	545
4月末日	93,430,133	7,383,783,411	7.02	555
5月末日	84,326,576	6,664,329,301	6.36	503
6月末日	80,087,282	6,329,297,896	6.15	486
7月末日	78,782,053	6,226,145,649	6.07	480
8月末日	73,892,461	5,839,721,193	5.83	461
9月末日	74,842,066	5,914,768,476	6.03	477
10月末日	71,480,339	5,649,091,191	5.90	466

Eコース証券

	純資産総額		1口当りの純資産価格	
	(ユーロ)	(円)	(ユーロ)	(円)
第1会計年度末 (2009年7月10日)	3,095,937	348,633,466	6.42	723
第2会計年度末 (2010年7月10日)	2,336,004	263,057,410	6.34	714
2009年11月末日	2,559,000	288,168,990	6.15	693
12月末日	2,640,973	297,399,970	6.50	732
2010年1月末日	2,635,354	296,767,214	6.52	734
2月末日	2,484,680	279,799,815	6.53	735
3月末日	2,659,409	299,476,047	7.11	801
4月末日	2,602,920	293,114,821	7.22	813
5月末日	2,382,823	268,329,698	6.43	724
6月末日	2,359,720	265,728,069	6.20	698
7月末日	2,175,930	245,031,477	6.23	702
8月末日	2,087,610	235,085,762	5.93	668
9月末日	2,162,574	243,527,458	6.14	691
10月末日	2,172,812	244,680,359	5.98	673

F コース証券

	純資産総額		1口当りの純資産価格	
	(ユーロ)	(円)	(ユーロ)	(円)
第1会計年度末 (2009年7月10日)	3,675,257	413,870,691	6.58	741
第2会計年度末 (2010年7月10日)	3,449,830	388,485,356	6.41	722
2009年11月末日	3,292,244	370,739,597	6.16	694
12月末日	3,467,780	390,506,706	6.52	734
2010年1月末日	3,463,694	390,046,581	6.55	738
2月末日	3,570,694	402,095,851	6.57	740
3月末日	3,905,022	439,744,527	7.16	806
4月末日	3,742,813	421,478,172	7.28	820
5月末日	3,479,715	391,850,706	6.49	731
6月末日	3,373,142	379,849,521	6.27	706
7月末日	3,408,943	383,881,071	6.16	694
8月末日	3,286,666	370,111,458	5.88	662
9月末日	3,294,561	371,000,514	6.09	686
10月末日	3,119,190	351,251,986	5.94	669

Gコース証券

	純資産総額		1口当りの純資産価格	
	(NZドル)	(円)	(NZドル)	(円)
第1会計年度末 (2009年7月10日)	204,994,373	12,498,506,922	6.05	369
第2会計年度末 (2010年7月10日)	105,958,517	6,460,290,781	5.94	362
2009年11月末日	142,774,341	8,704,951,571	5.75	351
12月末日	144,749,676	8,825,387,746	6.09	371
2010年1月末日	138,825,384	8,464,183,662	6.10	372
2月末日	132,118,624	8,055,272,505	6.11	373
3月末日	135,902,406	8,285,969,694	6.64	405
4月末日	131,180,405	7,998,069,293	6.74	411
5月末日	114,614,292	6,988,033,383	6.02	367
6月末日	104,549,626	6,374,390,697	5.80	354
7月末日	99,914,979	6,091,816,270	5.83	355
8月末日	92,038,980	5,611,616,611	5.58	340
9月末日	92,547,754	5,642,636,561	5.76	351
10月末日	87,446,557	5,331,616,580	5.61	342

Hコース証券

	純資産総額		1口当りの純資産価格	
	(NZドル)	(円)	(NZドル)	(円)
第1会計年度末 (2009年7月10日)	43,685,405	2,663,499,143	6.40	390
第2会計年度末 (2010年7月10日)	24,180,249	1,474,269,782	6.33	386
2009年11月末日	31,695,325	1,932,463,965	6.02	367
12月末日	32,431,391	1,977,341,909	6.39	390
2010年1月末日	30,931,305	1,885,881,666	6.42	391
2月末日	29,306,841	1,786,838,096	6.45	393
3月末日	29,832,957	1,818,915,388	7.02	428
4月末日	28,644,699	1,746,467,298	7.14	435
5月末日	25,356,819	1,546,005,254	6.40	390
6月末日	23,858,203	1,454,634,637	6.19	377
7月末日	22,829,610	1,391,921,322	6.09	371
8月末日	21,410,031	1,305,369,590	5.84	356
9月末日	21,845,361	1,331,911,660	6.05	369
10月末日	20,785,532	1,267,293,886	5.92	361

【分配の推移】

	Aコース証券		Bコース証券	
	米ドル	円	米ドル	円
第1会計年度	0.10	8.09	0	0
第2会計年度	0.07	5.66	0.16	12.94
2009年11月	0	0	-	-
12月	0.01	0.81	-	-
2010年1月	0.01	0.81	-	-
2月	0.01	0.81	-	-
3月	0.01	0.81	-	-
4月	0.01	0.81	-	-
5月	0.01	0.81	-	-
6月	0.01	0.81	-	-
7月	0.01	0.81	0.16	12.94
8月	0.01	0.81	-	-
9月	0.01	0.81	-	-
10月	0.01	0.81	-	-

	Cコース証券		Dコース証券	
	豪ドル	円	豪ドル	円
第1会計年度	0.36	28.45	0	0
第2会計年度	0.24	18.97	0.15	11.85
2009年11月	0.02	1.58	-	-
12月	0.02	1.58	-	-
2010年1月	0.02	1.58	-	-
2月	0.02	1.58	-	-
3月	0.02	1.58	-	-
4月	0.02	1.58	-	-
5月	0.02	1.58	-	-
6月	0.02	1.58	-	-
7月	0.02	1.58	0.15	11.85
8月	0.02	1.58	-	-
9月	0.02	1.58	-	-
10月	0.02	1.58	-	-

	Eコース証券		Fコース証券	
	ユーロ	円	ユーロ	円

第1会計年度	0.18	20.27	0	0
第2会計年度	0.07	7.88	0.16	18.02
2009年11月	0	0	-	-
12月	0.01	1.13	-	-
2010年1月	0.01	1.13	-	-
2月	0.01	1.13	-	-
3月	0.01	1.13	-	-
4月	0.01	1.13	-	-
5月	0.01	1.13	-	-
6月	0.01	1.13	-	-
7月	0.01	1.13	0.15	16.89
8月	0.01	1.13	-	-
9月	0.01	1.13	-	-
10月	0.01	1.13	-	-

	Gコース証券		Hコース証券	
	NZドル	円	NZドル	円
第1会計年度	0.39	23.78	0	0
第2会計年度	0.19	11.58	0.15	9.15
2009年11月	0.01	0.61	-	-
12月	0.01	0.61	-	-
2010年1月	0.02	1.22	-	-
2月	0.01	0.61	-	-
3月	0.01	0.61	-	-
4月	0.02	1.22	-	-
5月	0.02	1.22	-	-
6月	0.02	1.22	-	-
7月	0.02	1.22	0.15	9.15
8月	0.02	1.22	-	-
9月	0.02	1.22	-	-
10月	0.02	1.22	-	-

		設定来累計 (2010年10月末日現在)
Aコース証券	米ドル	0.21
Bコース証券	米ドル	0.32
Cコース証券	豪ドル	0.68

Dコース証券	豪ドル	0.30
Eコース証券	ユーロ	0.29
Fコース証券	ユーロ	0.31
Gコース証券	NZドル	0.66
Hコース証券	NZドル	0.30

【収益率の推移】

	会計年度	収益率(注)
Aコース証券	第1会計年度	-31.40%
	第2会計年度	0.15%
Bコース証券	第1会計年度	-31.50%
	第2会計年度	0.15%
Cコース証券	第1会計年度	-37.00%
	第2会計年度	3.20%
Dコース証券	第1会計年度	-37.40%
	第2会計年度	3.19%
Eコース証券	第1会計年度	-34.00%
	第2会計年度	-0.16%
Fコース証券	第1会計年度	-34.20%
	第2会計年度	-0.15%
Gコース証券	第1会計年度	-35.60%
	第2会計年度	1.32%
Hコース証券	第1会計年度	-36.00%
	第2会計年度	1.25%

(注) 収益率(%) = $100 \times (a - b) / b$

a = 会計年度末の1口当りの純資産価格 + 当該期間の分配金の合計額

b = 当該会計年度の直前の会計年度末の1口当りの純資産価格

(第1会計年度の場合、1口当り当初発行価格：AおよびBコース証券1口当り10米ドル、CおよびDコース証券1口当り10豪ドル、EおよびFコース証券1口当り10ユーロ、GおよびHコース証券1口当り10NZドル。)

また、ファンドの暦年度ベースでの収益率は次のとおりです。

	暦年度	収益率(注)
Aコース証券	2008年度	-33.00%
	2009年度	3.93%
	2010年度	-6.86%
Bコース証券	2008年度	-33.10%
	2009年度	3.89%
	2010年度	-6.77%

Cコース証券	2008年度	- 37.70%
	2009年度	3.84%
	2010年度	- 3.51%
Dコース証券	2008年度	- 38.10%
	2009年度	3.88%
	2010年度	- 3.66%
Eコース証券	2008年度	- 34.80%
	2009年度	2.66%
	2010年度	- 6.46%
Fコース証券	2008年度	- 34.90%
	2009年度	2.61%
	2010年度	- 6.60%
Gコース証券	2008年度	- 35.70%
	2009年度	2.27%
	2010年度	- 4.93%
Hコース証券	2008年度	- 36.10%
	2009年度	2.35%
	2010年度	- 5.01%

(注) 収益率(%) = $100 \times (a - b) / b$

a = 暦年度末(2010年度については10月末日)の1口当りの純資産価格 + 当該期間の分配金の合計額

b = 当該暦年の直前の暦年度末の1口当り純資産価格

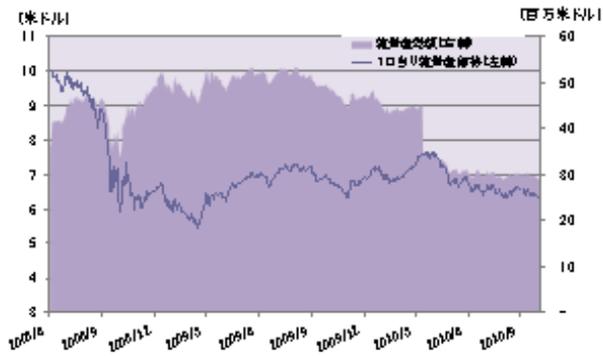
(2008年度の場合、1口当り当初発行価格：AおよびBコース証券1口当り10米ドル、CおよびDコース証券1口当り10豪ドル、EおよびFコース証券1口当り10ユーロ、GおよびHコース証券1口当り10NZドル。)

なお、ファンドにはベンチマークはありません。

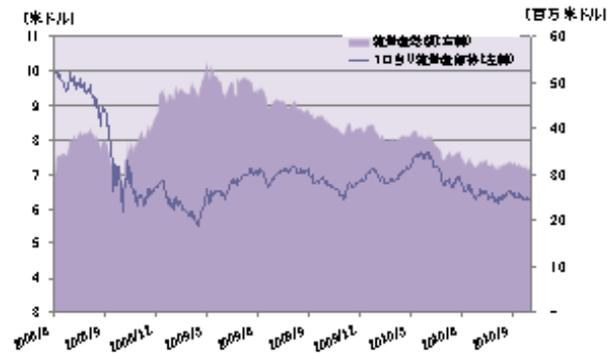
(参考情報)

<純資産総額および1口当りの純資産価格の推移>（2010年10月末日現在）

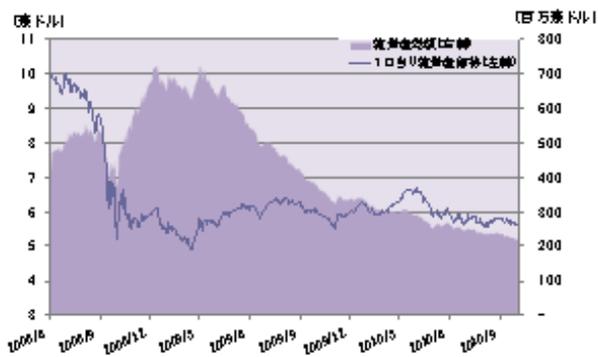
Aコース



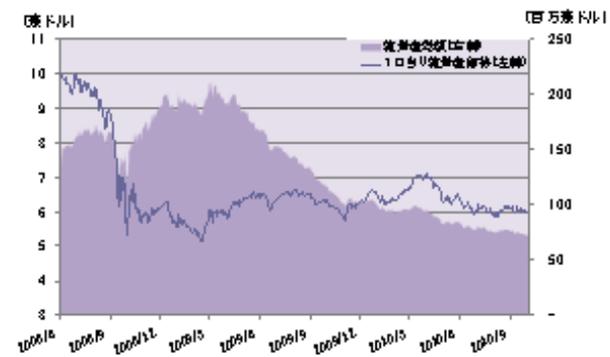
Bコース



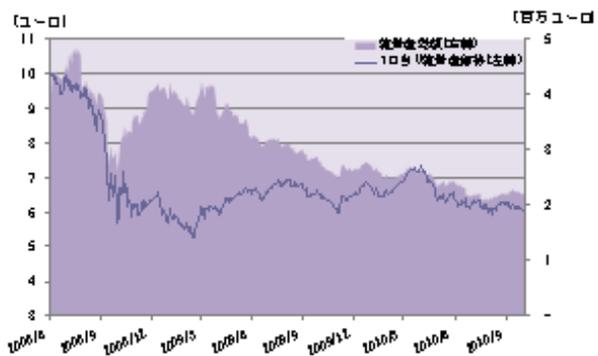
Cコース



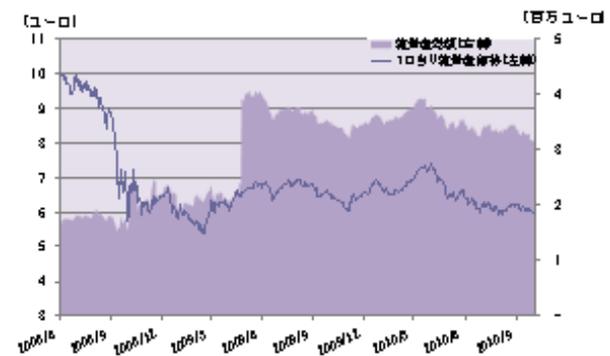
Dコース



Eコース

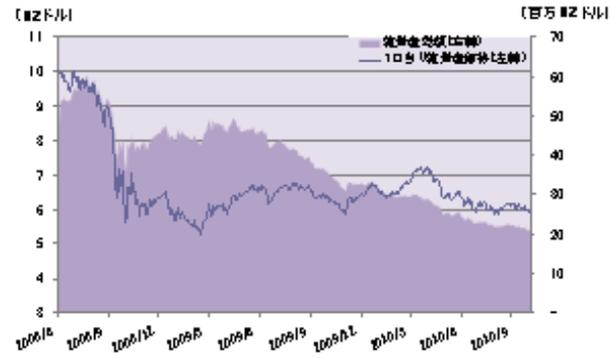
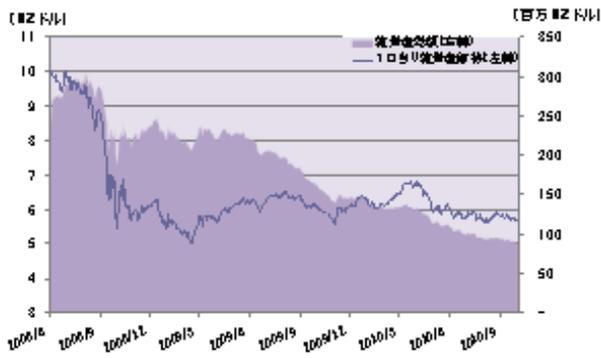


Fコース



Gコース

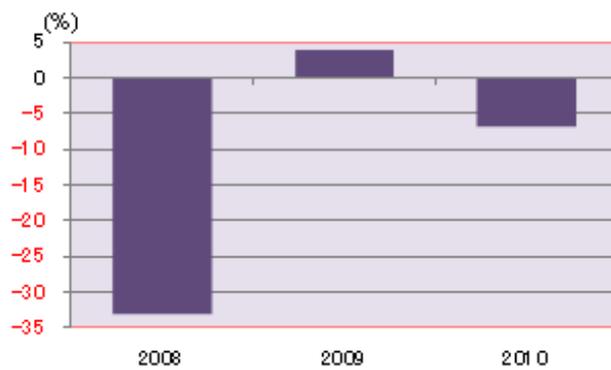
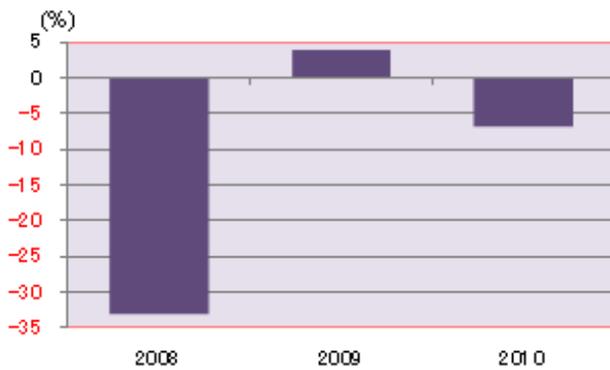
Hコース



< 収益率の推移 >（暦年ベース） 2008年は6月27日から、2010年は10月末まで

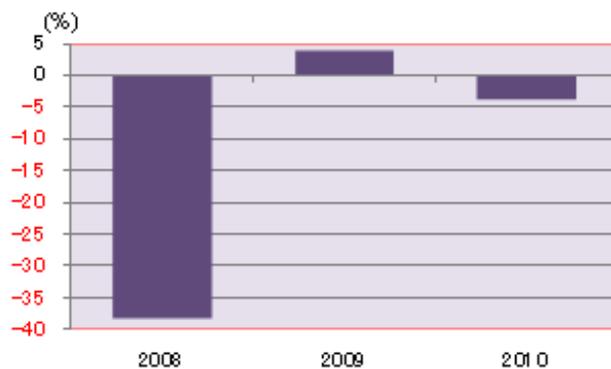
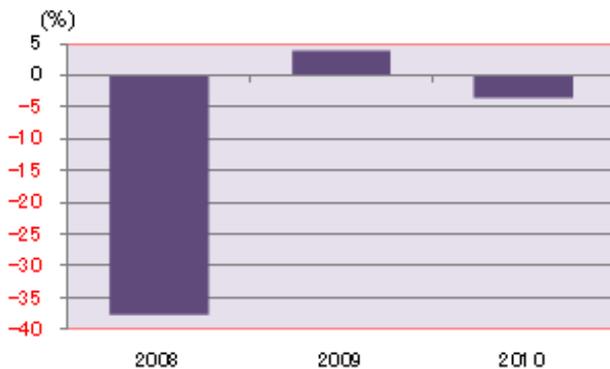
Aコース

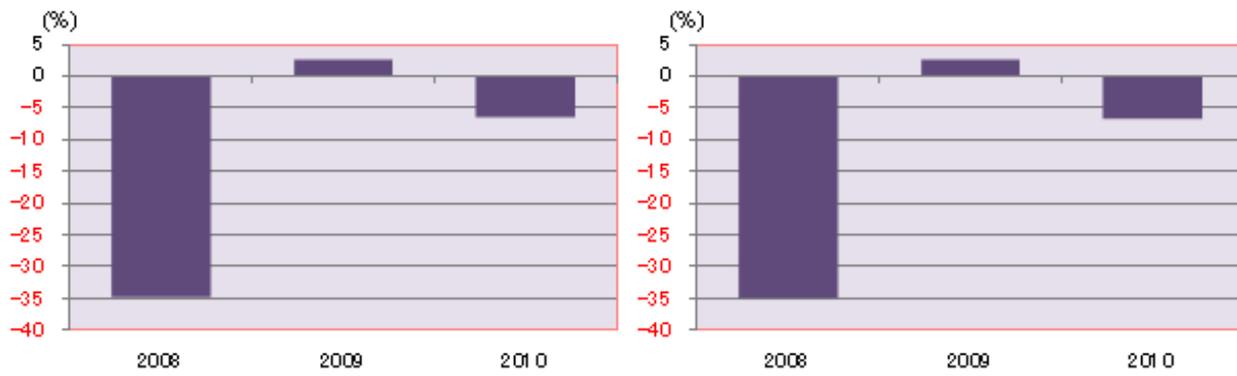
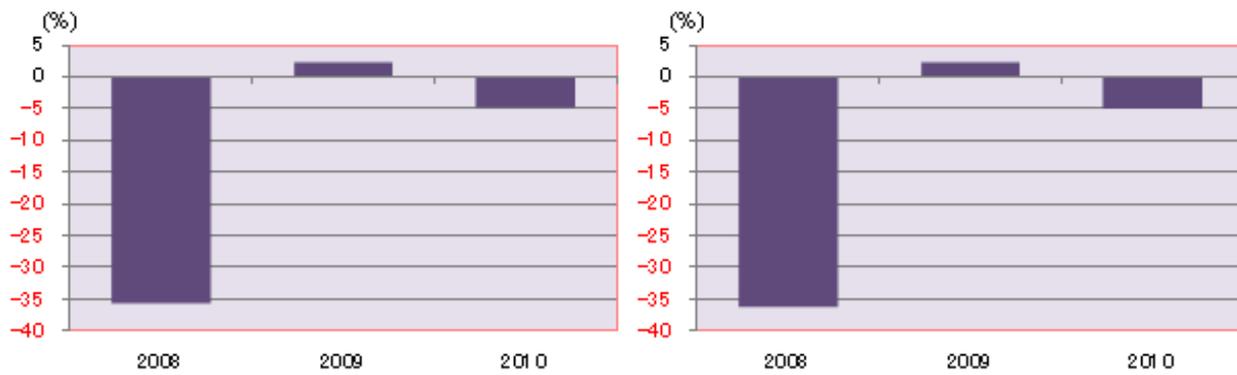
Bコース



Cコース

Dコース



Eコース **Fコース****Gコース** **Hコース**

ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

運用実績等については別途月次レポート等が作成されている場合があります。詳しくは販売取扱会社にお問い合わせください。

(4) 【販売及び買戻しの実績】

下記会計年度における販売および買戻しの実績ならびに下記会計年度末日現在の発行済口数は次のとおりです。

	会計年度	販売口数	買戻口数	発行済口数
Aコース証券	第1会計年度	9,414,530 (9,414,530)	1,945,200 (1,945,200)	7,469,330 (7,469,330)
	第2会計年度	1,023,538 (1,023,538)	3,849,375 (3,849,375)	4,643,493 (4,643,493)
Bコース証券	第1会計年度	10,349,208 (10,349,208)	3,566,169 (3,566,169)	6,783,039 (6,783,039)
	第2会計年度	1,303,470 (1,303,470)	3,072,880 (3,072,880)	5,013,629 (5,013,629)
Cコース証券	第1会計年度	138,365,821 (138,365,821)	53,682,584 (53,682,584)	84,683,237 (84,683,237)
	第2会計年度	4,394,218 (4,394,218)	45,331,832 (45,331,832)	43,745,623 (43,745,623)
Dコース証券	第1会計年度	42,524,813 (42,524,813)	17,593,742 (17,593,742)	24,931,071 (24,931,071)
	第2会計年度	1,661,615 (1,661,615)	13,603,030 (13,603,030)	12,989,656 (12,989,656)
Eコース証券	第1会計年度	830,230 (830,230)	347,700 (347,700)	482,530 (482,530)
	第2会計年度	69,070 (69,070)	182,949 (182,949)	368,651 (368,651)
Fコース証券	第1会計年度	901,119 (901,119)	342,840 (342,840)	558,279 (558,279)
	第2会計年度	87,130 (87,130)	107,170 (107,170)	538,239 (538,239)
Gコース証券	第1会計年度	44,463,998 (44,463,998)	10,562,582 (10,562,582)	33,901,416 (33,901,416)
	第2会計年度	510,190 (510,190)	16,570,253 (16,570,253)	17,841,353 (17,841,353)
Hコース証券	第1会計年度	9,758,074 (9,758,074)	2,936,580 (2,936,580)	6,821,494 (6,821,494)
	第2会計年度	465,995 (465,995)	3,468,725 (3,468,725)	3,818,764 (3,818,764)

(注1) ()の数は本邦内における販売口数、買戻口数または発行済口数です。

(注2) 第1会計年度の販売口数には、当初募集期間中の販売口数を含みます。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

(1) 海外における申込手続等

(a) 申込手続

受益証券は、8つのコースのもの（Aコース証券からHコース証券）が発行されます。受益証券の払込金は、共通ポートフォリオに投資されます。

受益証券は、管理会社によって、ルクセンブルグおよびニューヨークでの銀行営業日（毎年12月24日を除きます。）で、かつ日本における販売会社の営業日（評価日）に発行されます。ただし、管理会社は、以下に記載されるとおり、その裁量によって受益証券の発行の一時的な停止を行う権利を有します。

管理会社は、記名式でのみファンド証券を発行します。

券面の発行請求がない場合は、投資家は、ファンド証券に関し券面の発行を請求しなかったものとみなされ、代わりに受益者である旨の確認書が発行されます。各券面（発行された場合）には管理会社および保管受託銀行の署名が必要ですが、当該両署名は複写によることができます。

券面または確認書は、申込代金の支払がなされた日からルクセンブルグの銀行の7営業日以内に、投資家のリスクにおいて、管理会社から投資家または投資家の銀行に対して郵送されます。

ファンド証券1口当りの発行価格は、当該評価日に決定されたファンド証券1口当りの純資産価格で、当該証券を募集した銀行および金融機関に支払われる純資産価格の3%を上限とする販売手数料が加えられます。販売手数料は、ファンド証券が販売される国の法令や実務慣行で許容される上限を超過してはなりません。

申込代金の支払は、ファンドが指定した保管受託銀行の口座へ銀行送金により、申込みが受諾された日から起算し6評価日以内に各コース証券の表示通貨で行うものとします。

ファンド証券の募集における最低申込単位は、100口以上1口単位です。

(b) 時間外取引およびマーケットタイミングの禁止

時間外取引とは、評価日における申込みまたは買戻請求の受諾に際し定められた締切時間（以下「締切時間」といいます。）後にこれに応じ、同評価日に適用される純資産価格に基づく価格でかかる請求を執行することと理解されます。時間外取引は厳しく禁止されています。

マーケットタイミングとは、投資家が短期間で体系的にファンドの受益証券の申込みおよび買戻しを行い、受益証券の純資産価格の決定方法の時間差および/または欠陥を利用する裁定取引と理解されます。マーケットタイミングの慣行は、コストの増加を通じてファンドの運用実績に影響を与え、かつ/または利益を希薄化する可能性があります。

このような取引を回避し受益者の利益を保護するために、申込締切後に計算される価格で受益証券は発行され、管理会社も販売会社も締切時間後に請求を受領しません。

管理会社は、マーケットタイミングを行う疑いのある者からの申込み、買戻しおよび転換請求を拒絶する権利を留保します。

管理会社はその裁量によりいつでも、特定の国または地域に居住または設立された、自然人または法人に対するファンド証券の発行を一時的に中断、無期限で中止、または制限することができます。管理会社はまた、全投資家およびファンドのためにかかる措置を取ることが必要であるときは、特定の者または法人がファンド証券を取得することを禁止することができます。

さらに、管理会社は、a) ファンド証券の申込みをその裁量において拒否することができ、b) ファンド証券の購入または保有を禁止された受益者からいつでもファンド証券を買い戻すことができます。

ファンド証券はアメリカ合衆国1933年証券法（以下「証券法」といいます。）に基づく登録はなされておらず、またファンドはアメリカ合衆国1940年投資会社法（以下「投資会社法」といいます。）に基づく登録もなされていません。ファンド証券は、直接または間接にアメリカ合衆国、その領土もしくは属領において、または証券法上および投資会社法上の登録義務の一定の免除規定に依拠し、管理会社の同意を得た資格あるアメリカ合衆国の機関を除く米国人（証券法に基づくレギュレーションSに定義されます。）に対して募集、販売、移転および交付することはできません。ファンド証券およびファンド証券上の権利は他の米国人により実質的に所有されることはできません。米国人に対するファンド証券の販売および移転は制限されており、管理会社が証券法の遵守を確保するために適切と判断する場合、管理会社は米国人が保有するファンド証券の買戻しを行い、また米国人への移転の登録を拒絶することができます。

(c) 転換（スイッチング）の手続等

一つのコース証券から他のコース証券に転換（スイッチング）を希望する受益者は、評価日に、転換のための取消不能の転換請求書を（発行されている場合は）受益証券の券面とともに提出して、管理会社に対してファンド証券の他のコース証券への転換を請求することができます。当該請求書には、転換される口数を指定するものとします。ただし、転換請求口数は100口以上です。転換により発行される受益証券の口数は、転換請求がある評価日のルクセンブルグ冬時間

午前7時またはルクセンブルグ夏時間午前8時までを受領された場合、当該評価日における2つのコース証券の各々の純資産価格(以下の計算式にて表示されます。)に基づき、以下のとおり決定されます。

$$N1 = (1 - C) NAV2 \times N2 / NAV1$$

N1: 端数を含む転換により発行される受益証券口数、端数は発行されません。転換に伴い生ずる端数に起因する残余金額は、現金で支払われます。

N2: 転換を請求された受益証券の口数。

NAV1: 転換により発行される受益証券の適用純資産価格。

NAV2: 転換を請求された受益証券の適用純資産価格。

NAV1またはNAV2は、当該評価日の適用為替レートで転換を請求された受益証券または転換により発行される予定の受益証券の表示通貨に換算されます。

C: 転換手数料は、転換を請求された受益証券の純資産価格の最大1.5%とします。転換手数料は、上述のとおり受益証券の口数が計算される際に管理会社により自動的に差し引かれ、かつ管理会社により販売会社として行為する金融機関に支払われます。どの管轄においても転換(スイッチング)にかかわる税金は、管理会社または販売会社として行為する金融機関が、税金相当額を源泉徴収するか差し引きます。

締切時間の後に受領された転換請求は、翌評価日に受諾されたものとみなされます。

販売会社として行為する金融機関は、締切時間までに受領した転換請求を、ルクセンブルグ時間の正午までにルクセンブルグの管理会社に取り次ぎます。販売会社として行為する金融機関は、かかる締切時間後に受領した転換請求を、翌評価日に管理会社に取り次ぎます。

(2) 日本における申込手続等

(a) 申込手続

日本においては、有価証券届出書第一部「証券情報」の「(7) 申込期間」に記載される期間中、第一部「証券情報」に従ってファンド証券の申込みの取扱いが行われます。投資家は販売会社に取引口座の開設契約または取引契約書を提出します。最低申込口数は100口以上1口単位です。

ファンド証券1口当りの発行価格は、管理会社が当該申込みを受領した日の1口当りの純資産価格です。日本における約定日は販売会社が当該注文の成立を確認した日(通常申込日の日本における翌営業日)であり、約定日から起算して4営業日目に、受渡しを行うものとし、当該払込期日までに、下記手数料を支払わなくてはなりません。

日本国内における申込手数料は、申込金額に対して、一律3.15%(5%の消費税込)です。

申込代金の支払が円貨によるものである場合、各コースの表示通貨(外貨)の換算は、原則として、各申込みについての約定日における東京外国為替市場の外国為替相場に準拠したものであって、販売取扱会社が決定するレートによるものとします。また、当該外貨で支払うこともできます。

また、JSDAの協会員である販売会社は、ファンドの純資産が1億円相当額未満となる等、JSDAの規則に基づく選別基準にファンド証券が適合しなくなったときは、日本におけるファンド証券の販売を行うことはできません。

さらに、管理会社または販売会社はファンド証券の買付け・売却(買戻し)の注文が不公正なものであるとの疑義が生じた場合は、当該注文を受け付けない場合があります。

日本に居住する投資家または日本を本拠地とする投資家による申込みはすべて、日本における販売会社である野村證券株式会社を通じて行われるものとします。申込みは、日本語の目論見書に記載された条件(申込手数料および目論見書に明記されているその他の手数料の支払を含みます。)に従って行われるものとします。日本語の目論見書は、本書に記載されている野村證券株式会社の所在地において入手することができます。

評価日の日本時間午後3時(当該評価日のルクセンブルグ冬時間午前7時またはルクセンブルグ夏時間午前8時)までに日本の販売会社および管理会社の事務所で受領された買付注文は、当該評価日に決定された当該受益証券1口当りの純資産価格で受諾されます。締切時間の後に日本の販売会社によって受領された買付注文は、翌評価日に受諾されたものとみなされます。

日本の販売会社は、上記締切時間までに受領した買付注文を、ルクセンブルグ時間の正午までにルクセンブルグの管理会社に取り次ぎます。販売会社は、かかる締切時間後に受領した申込みを、翌評価日に管理会社に取り次ぎます。

(b) 転換(スイッチング)の手続等

日本においては、当面、転換(スイッチング)の取扱いは行いません。

2【買戻し手続等】

(1) 海外における買戻し手続等

受益者は、評価日にファンド証券の買戻しを請求できます。ただし、管理会社がコース証券の純資産価格の決定を停止（下記「3 資産管理等の概要（1）資産の評価」に詳述されます。）している期間中、買戻しは停止されます。

買戻し請求は管理会社または販売会社として行為する金融機関に対し、書面でなされなければなりません。

ある評価日のルクセンブルグ冬時間午前7時またはルクセンブルグ夏時間午前8時までに販売会社として行為する金融機関および管理会社の事務所で受領された買戻し請求は、当該評価日に決定された当該受益証券1口当りの純資産価格で受諾されます。締切時間の後に受領された買戻し請求は、翌評価日に受諾されたものとみなされます。

販売会社として行為する金融機関は、締切時間までに受領した買戻し請求を、ルクセンブルグ時間の正午までにルクセンブルグの管理会社に取り次ぎます。販売会社として行為する金融機関は、かかる締切時間後に受領した買戻し請求を、翌評価日に管理会社に取り次ぎます。

買戻し手数料はありません。買戻しの単位は、1口単位です。

管理会社は、通常の場合、ファンド証券の買戻しを買戻し請求後遅滞なく行うため、ファンドの流動性を適切な水準に保持することを保証するものとします。

買戻し価格は、買戻し日の各コース証券の純資産価格によっては、投資家の買付価格を上回る場合も下回る場合もあります。

買戻し代金の支払は、買戻し請求が管理会社または販売会社として行為する金融機関により受諾（券面が発行されている場合、ファンド証券の券面の受領を含みます。）された日から起算して6評価日目までに保管受託銀行またはその代理人により、各コースの表示通貨で行われます。

(2) 日本における買戻し手続等

日本における受益者は、評価日にファンド証券の買戻しを請求することができます。買戻し請求は、手数料なしで、販売取扱会社を通じ、管理会社に対し、各評価日に行うことができます（販売会社により取り次がれます。）。午後3時までに申込みが行われ、かつ販売会社所定の手続きが完了したものを当日の申込受付分とします。

ファンド証券1口当りの買戻し価格は、原則として、管理会社が買戻し請求を受領した日に計算される1口当りの純資産価格とします。日本における約定日は販売会社が買戻し注文の成立を確認した日（通常申込日の日本における翌営業日）であり、約定日から起算して4営業日目から、買戻し代金を支払います。買戻し代金は外国証券取引口座約款の定めるところに従って販売取扱会社を通じて支払われるものとし、円貨で支払われる場合、各コースの表示通貨（外貨）との換算は約定日における外国為替市場の外国為替相場に準拠したものであって、販売取扱会社が決定するレートによるものとします。また、当該外貨で支払うこともできます。ファンド証券の買戻しの最低単位は、1口とします。

買戻しに関して、クローズド期間、大口解約の制限等はありません。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

各コース証券の受益証券1口当りの純資産価格（以下「純資産価格」といいます。）は、評価日毎に、各コース証券の表示通貨建てでそれぞれ決定されます。

上記にて共通ポートフォリオとして定義されるファンドの組入証券およびその他の資産は、日本円で評価されます。8つのコース証券に共通の報酬・費用などは必要に応じ日本円に換算・評価され、共通ポートフォリオに反映されま

す。8つのコース証券は、直前の評価日に各コースに帰属するファンドの純資産総額の割合で、かかる共通ポートフォリオに帰属します。

各コース証券に帰属する金額は、当該評価日に適用される為替レートで各コース証券の表示通貨に転換され、()当該コース証券のためになされた特定のヘッジ取引の結果生じた費用、支出、利益または損失を加減し、()当該コース証券についてのファンドの報酬および費用（もしあれば）を減じることで調整され、当該コース証券についてなされた分配金（もしあれば）を減じて、残額が当該コース証券に帰属する純資産総額となります。

1口当りの純資産価格は、各コース証券に帰属する金額（前段落に従って決定されます。）を純資産価格の決定時における当該コース証券の発行済受益証券の総口数で除することにより決定されます。可能な限りにおいて、投資収益、支払利息、手数料およびその他の負債（管理報酬を含みます。）は日割りで計算されます。

ファンドの資産は、以下を含むものとみなされます。

- a) すべての手持現金または預金およびそれらの発生済利息。
- b) すべての受取手形、要求払手形および未収金（売却後引渡未了の証券の売却代金も含みます。）。
- c) ファンドのために所有または購入契約済のすべての債券、確定日払約束手形、株式、ディベンチャー・ストック、新株引受権、ワラント、オプション、先物契約ならびにその他の投資資産および証券。
- d) ファンドが受領すべきすべての株式、株式配当、現金配当および分配金（ただし、管理会社は、ファンドのために、配当落ち、権利落ちでの取引、その他類似の行為による証券の市場価格の変動に関し調整することができま

す。）、

- e) 利息が当該証券の元本金額に含まれているか反映されている場合を除き、ファンドが所有する利付証券から発生するすべての利息。
 - f) すべての為替予約契約または他のヘッジ取引。
 - g) 未償却のファンドの設立費。
 - h) 前払費用を含むあらゆる種類・性質のその他のすべての資産。
- ファンドの負債は、以下のものを含むものとみなされます。
- a) すべての借入金、支払手形および未払金。
 - b) すべての発生済または未払管理費（管理報酬、投資顧問報酬、販売報酬、保管報酬、代行協会員報酬、登録・名義書換・所在地事務代行会社報酬、支払代行会社報酬、管理業務代行者報酬、源泉税およびその他の諸税を含みます。）、
 - c) 請求済、未請求のいかにかわらず現金または財産の支払に関する契約上のすべての期限到来済債務を含むすべての知れたる債務（評価日が配当金受領権者決定のための基準日以降である場合に管理会社がファンドに代わって宣言した配当金の未払分を含みます。）、
 - d) 管理会社が随時決定する評価日までの総資産および収益に基づく適切な納税引当金および管理会社の取締役会の授権および承認があるときはその他の準備金。
 - e) ファンドの受益証券により表章される負債を除くあらゆる種類・性質のファンドのその他一切の負債、かかる負債額を決定する際、管理会社は、1年またはその他の期間についての定期的または経常的性質の管理費およびその他の費用を予め計算し、当該期間にその均等分割金額を計上することができます。

コース証券1口当りの純資産価格は、各評価日のルクセンブルグ時間午後6時頃にノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エーにより算出され、管理会社の登記上の事務所で評価日に入手可能です。

純資産価格は、ファンドのために、管理会社の取締役、権限ある役員または代表者によって認証され、かかる認証は、明白な誤りがない限り最終的なものです。

管理会社は、以下の事由がある場合において一時的に、どのコース証券の受益証券についても、その純資産価格の決定を停止し、その結果としてその発行、買戻しおよび転換を停止することができます。

- ファンドの資産の相当部分の評価の基礎を提供する1もしくは複数の証券取引所もしくは市場、またはファンド資産の相当部分の表示通貨を取引する1もしくは複数の外国為替市場が通常の休日以外の日に閉鎖され、または取引が制限もしくは停止された場合。
- 政治的、経済的、軍事的もしくは通貨上の事由のため、または管理会社の責任および監督が及ばない何らかの状

況が生じた結果、受益者の利益に重大な損害を及ぼすことなく、ファンドの資産の処分が正当にまたは正常に実行できない場合、

- ファンドの組入証券の評価を行うため通常使用されている通信機能が故障している場合、または何らかの理由でファンドの資産の評価が要求されるとおり迅速かつ正確に確定できない場合、
- 為替規制または資金の移動に影響を与えるその他の規制の結果、ファンドの組入証券の取引が実行不可能な場合またはファンド資産の購入および売却が通常の為替レートでは実行できない場合、

さらに、管理会社はどの時点・期間においても、コース証券のためにファンドが所有する為替予約ヘッジ契約その他のヘッジ手段の価格が算出できない期間は、コース証券の純資産価格の決定を停止することができます。

かかる純資産価格の決定の停止は、発行、転換または買戻しを請求したすべての受益者に通知され、「第1(5)開示制度の概要」の記載に従い公告されます。

ファンドの資産は、以下の方法によって評価されます。

- a) 証券取引所に上場されまたは他の規制ある市場で取引されている有価証券は、当該取引所または当該市場において入手可能な直近の終値により評価されます。有価証券が数ヶ所の証券取引所または市場に上場されている場合には、当該有価証券の主要市場である証券取引所または市場において入手可能な直近の終値により評価されず。
- b) 証券取引所に上場されておらず、または規制ある市場において取引が行われていない有価証券は、それらの入手可能な直近の市場価格によって評価されます。
- c) 相場価格が入手できないか、または上記a)および/もしくはb)に記載される価格が当該有価証券の公正な市場価格を反映していない場合には、当該有価証券は、慎重かつ誠実な立場から合理的に予測できる将来の売買価格で評価されます。
- d) 株価指数先物は、取引が行われている規制ある市場における入手可能な取引最終値で評価されます。
- e) 現金およびその他の流動資産は、額面価額に発生した利息を加え評価されます。
- f) 日本円以外の通貨により表示された価格は、当該通貨の入手可能な直近の売買相場の仲値で日本円に換算されます。
- g) オープン・エンド型の投資信託の受益証券は、報告された直近の純資産価格で評価されます。
- h) 残存期間1年以内の短期金融商品は、()市場価格または()市場価格が入手できない場合または適切でない場合には、償却原価で評価されます。

異常な事態により、上記評価が実行不可能または不適切になった場合には、管理会社は、ファンド資産の公正な評価のため、慎重かつ誠実に他の評価方法を用いる権限を付与されています。

(2)【保管】

ファンド証券または確認書が発行された場合は、受益者の責任において保管されます。日本の投資家に対して販売されるファンド証券について記名式証券は発行されず、保管受託銀行は、販売会社名義で販売会社に確認書を送付します。ただし、受益者が別途記名式ファンド証券を受け取ることを求め、(必要に応じて)外国為替法により認められた自己の責任で保管する場合は、この限りではありません。

(3)【信託期間】

ファンドの存続期間は2014年7月10日までです。

ただし、ファンドは、管理会社および保管受託銀行の合意により、いつでも、存続期間の満了前に解散することも、また存続期間を延長することもできます。さらに、ファンドはルクセンブルグ法に定められている強制清算事由が生じた場合にも解散します。さらに、いずれかのコース証券の発行済受益証券口数が100万口を下回る場合、管理会社は、(投資顧問会社と協議の上)当該コース証券を終了させることができます。ファンドは、受益者、その相続人または受取人の要求によっては清算されません。解散または延長の通知は、ルクセンブルグの「メモリアル」および適切な発行部数をもつ少なくとも2つの新聞に公告されます。ただし、そのうち少なくとも1紙はルクセンブルグの新聞でなければなりません。

解散の場合、管理会社は、受益者の最善の利益に鑑みファンドの資産を換金し、保管受託銀行は、管理会社が発する指示に基づき、受益者にその保有ファンド証券数に応じて純清算手取金(すべての清算費用控除後)を分配します。受益者への償還金のお支払は、監査手続等の進捗に応じて、信託期間終了日から半年程度、またはそれ以上時間を要する場合があります。

ルクセンブルグの法律に規定されるとおり、清算結了時に払い戻しのため提出されなかったファンド証券に対応する清算手取金は、規定期間を経過するまで、ルクセンブルグの供託機関に保管されます。ファンドの清算状態を招く状況が発生し次第、ファンド証券の発行は停止されます。ファンド証券の買戻しは、受益者間の平等な取扱いが確保されている場合可能です。

(4) 【計算期間】

ファンドの計算期間(会計年度)は毎年7月10日に終了します。

(5) 【その他】

約款の変更

管理会社は、受益者の利益のために、保管受託銀行の承認を得て、約款の全部または一部をいつでも変更することができます。

変更は、約款の変更について関連書類に別の方法が規定されていない場合には、変更文書がルクセンブルグの商業および法人登録所に預託された旨の記載がルクセンブルグの「メモリアル」紙に公告された5日後に効力を生じます。

関係法人との契約の更改等に関する手続

() 投資顧問契約

野村アセットマネジメントとの間の投資顧問契約は、他方当事者への3か月前までの書面による予告通知の交付または郵送をもって各当事者によって終了させることができます。同契約は、ルクセンブルグの法律に従い解釈されます。

() 保管および支払代行契約

各当事者は、他方当事者に、解約の効力発生日の90日前までに、書面による通知を交付または書留郵便で送付することにより、保管および支払代行契約を終了させることができます。

同契約は、ルクセンブルグの法律に準拠し、同法に従い解釈されます。

() 投資信託業務契約

各当事者は、他方当事者に、契約終了の効力発生日の90日前までに、書面による通知を交付または書留郵便で送付することにより、投資信託業務契約を終了することができます。

同契約は、ルクセンブルグの法律に準拠し、同法に従い解釈されます。

() 代行協会員契約

代行協会員契約は、他方当事者に対し、同契約に記載のその住所宛てに3か月前の書面による終了通知(または他方当事者が同意するそれより短い期間の通知)をなすことにより解約することができます。

同契約は、日本国の法律に準拠し、同法に従い解釈されます。

() 受益証券販売・買戻契約

受益証券販売・買戻契約は、他方当事者に対し、同契約に記載のその住所宛てに3か月前の書面による通知(または他方当事者が同意するそれより短い期間の通知)をなすことにより解約することができます。

同契約は、日本国の法律に準拠し、同法に従い解釈されます。

4【受益者の権利等】

(1)【受益者の権利等】

受益者が受益権を管理会社に対し直接行使するためには、名義人として登録されていなければなりません。したがって、販売取扱会社にファンド証券の保管を委託している日本の受益者は、ファンド証券の登録名義人ではないため、自ら管理会社に対し直接受益権を行使することはできません。これら日本の受益者は、販売取扱会社と締結した外国証券取引口座約款に基づき販売取扱会社を通じて自己のために受益権を行使させることができます。

ファンド証券の保管を販売取扱会社に委託しない日本の受益者は、本人の責任において権利行使を行います。受益者が有する主な権利は次のとおりです。

分配金請求権

各受益者は、管理会社が分配金を決定した場合、持分に応じて管理会社に請求する権利を有します。

支払期日から5年以内に請求されなかった分配金については、その受領権は消滅し、ファンドに帰属します。

買戻請求権

各受益者は、ファンド証券の買戻しを、販売会社を通じて管理会社に請求する権利を有します。

残余財産分配請求権

ファンドが解散された場合、各受益者は、管理会社に対し、その持分に応じて純残余財産の分配を請求する権利を有します。

(注)約款には、受益者集会の権利に関する規定はありません。なお、受益者の管理会社または保管受託銀行に対する請求は、かかる請求事由発生日の5年後に消滅します。

(2)【為替管理上の取扱い】

受益証券の分配金、買戻代金等の送金に関して、ルクセンブルグにおける外国為替管理上の制約はありません。

(3)【本邦における代理人】

東京都港区六本木一丁目6番1号 泉ガーデンタワー

アンダーソン・毛利・友常法律事務所

上記代理人は、管理会社から日本国内において

管理会社またはファンドに対するルクセンブルグおよび日本の法律上の問題ならびにJSDAの諸規則上の問題についての一切の通信、請求、訴状、その他の訴訟関係書類を受領する権限、

日本におけるファンド証券の募集、販売および買戻しの取引に関する一切の紛争、見解の相違に関する一切の裁判上、裁判外の行為を行う権限を委任されています。

また関東財務局長に対するファンド証券の募集に関する届出および継続開示に関する代理人ならびに金融庁長官に対するファンド証券に関する届出代理人は、

弁護士 小林 穰

同 井上 貴美子

同 高田 倫乙帆

東京都港区六本木一丁目6番1号 泉ガーデンタワー

アンダーソン・毛利・友常法律事務所

です。

(4) 【裁判管轄等】

上記(3)の取引に関連して日本の投資家が提起する訴訟に限って、その裁判管轄権は下記の裁判所が有し、適用法は日本法であることを、管理会社は承認しています。判決の執行手続は、日本法に従って行われます。

東京地方裁判所 東京都千代田区霞が関一丁目1番4号

第3【ファンドの経理状況】

1【財務諸表】

1. ファンドの直近2会計年度の日本文の財務書類は、ルクセンブルグで一般に公正妥当と認められた会計原則に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものです。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」(平成5年大蔵省令第22号)に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)第129条第5項ただし書の規定の適用によるものです。
2. ファンドの原文の財務書類は、ファンドの本国における独立監査人であるプライスウォーターハウスクーパース・エス・エー・アール・エルの監査を受けており、監査報告書(英文)を受領しています。なお、プライスウォーターハウスクーパース・エス・エー・アール・エルは、公認会計士法(昭和23年法律第103号)第1条の3第7項に規定される外国監査法人等です。
3. ファンドの原文の財務書類は、日本円で表示されています。

(1) 【2010年7月10日終了年度】

【貸借対照表】

純資産計算書
2010年7月10日現在
(日本円で表示)

注記

資産		
投資有価証券 - 時価 (取得価額: 40,555,394,113円)		33,861,979,400
現金預金		5,795,440,698
先物契約に係る未収証拠金		1,363,089,000
ブローカーに係る未収金		289,807,806
ファンド証券発行未収金		87,742,694
受取配当金		50,564,100
設立費用		8,954,352
先渡為替契約未実現利益	11	89,624,213
資産合計		<u>41,547,202,263</u>
負債		
ブローカーに係る未払金		222,059,848
ファンド証券買戻未払金		218,699,653
先物契約未実現損失	12	645,000
未払費用	9	<u>139,268,721</u>
負債合計		<u>580,673,222</u>
純資産		<u><u>40,966,529,041</u></u>

以下のように受益証券によって表章される。

	1口当りの純資産価格	発行済受益証券数	純資産額
Aコース証券(米ドル)	6.70	4,643,493	31,102,203
Bコース証券(米ドル)	6.70	5,013,629	33,582,622
Cコース証券(豪ドル)	5.89	43,745,623	257,613,609
Dコース証券(豪ドル)	6.31	12,989,656	81,948,379
Eコース証券(ユーロ)	6.34	368,651	2,336,004
Fコース証券(ユーロ)	6.41	538,239	3,449,830
Gコース証券(NZドル)	5.94	17,841,353	105,958,517
Hコース証券(NZドル)	6.33	3,818,764	24,180,249

添付の注記は当財務書類の一部である。

【損益計算書】

運用および純資産変動計算書
2010年7月10日に終了した年度
(日本円で表示)

	注記	
期首純資産		72,368,351,259
収益		
配当金収入(純額)		1,307,930,238
当座預金に係る受取利息		36,689
収益合計		1,307,966,927
費用		
投資顧問報酬	4	284,919,039
代行協会員報酬	5	284,697,394
管理事務代行報酬	6	51,251,612
年次税	10	28,394,742
保管報酬	7	17,474,315
管理報酬	3	17,095,815
現金支出費		11,380,290
コルレス銀行報酬		10,565,355
海外登録費用		10,563,550
専門家報酬		3,767,590
設立費用償却		2,774,200
法務報酬		633,975
その他の費用		375,815
費用合計		723,893,692
純投資利益		584,073,235
投資対象証券実現純損失		(1,341,367,885)
外貨および先渡為替契約実現純利益		2,820,577,168
先物契約実現純損失		(287,126,000)
当期実現純利益		1,192,083,283
投資対象証券未実現純損益の変動		2,166,001,927
先渡為替契約未実現純損益の変動		3,701,730,984
先物契約未実現純損益の変動		352,755,000
当期末実現純利益		6,220,487,911
運用の結果による純資産の純増加		7,996,644,429
受益証券の発行手取金		4,859,816,160
受益証券の買戻支払金		(42,349,343,105)
		(37,489,526,945)
受益者に支払われた分配金	8	(1,908,939,702)
期末純資産		40,966,529,041

添付の注記は当財務書類の一部である。

発行済受益証券数の変動表
2010年7月10日に終了した年度

	Aコース □	Bコース □	Cコース □	Dコース □
期首現在発行済受益証券数	7,469,330	6,783,039	84,683,237	24,931,071
発行受益証券数	1,023,538	1,303,470	4,394,218	1,661,615
買戻受益証券数	(3,849,375)	(3,072,880)	(45,331,832)	(13,603,030)
期末現在発行済受益証券数	4,643,493	5,013,629	43,745,623	12,989,656
	Eコース □	Fコース □	Gコース □	Hコース □
期首現在発行済受益証券数	482,530	558,279	33,901,416	6,821,494
発行受益証券数	69,070	87,130	510,190	465,995
買戻受益証券数	(182,949)	(107,170)	(16,570,253)	(3,468,725)
期末現在発行済受益証券数	368,651	538,239	17,841,353	3,818,764

統計情報

	Aコース証券 米ドル	Bコース証券 米ドル	Cコース証券 豪ドル	Dコース証券 豪ドル
2010年7月10日現在純資産	31,102,203	33,582,622	257,613,609	81,948,379
2010年7月10日現在1口当りの純資産価格	6.70	6.70	5.89	6.31
2009年7月10日現在純資産	50,495,923	46,480,761	502,708,766	156,179,597
2009年7月10日現在1口当りの純資産価格	6.76	6.85	5.94	6.26
	Eコース証券 ユーロ	Fコース証券 ユーロ	Gコース証券 NZドル	Hコース証券 NZドル
2010年7月10日現在純資産	2,336,004	3,449,830	105,958,517	24,180,249
2010年7月10日現在1口当りの純資産価格	6.34	6.41	5.94	6.33
2009年7月10日現在純資産	3,095,937	3,675,257	204,994,373	43,685,405
2009年7月10日現在1口当りの純資産価格	6.42	6.58	6.05	6.40

ノムラ・マルチ・カレンシー・アトラクティブ・ディビデンド・ジャパン・ストック・ファンド

財務書類に対する注記

2010年7月10日現在

注1 - ファンド

ルクセンブルグ大公国の法律に基づいて共有持分型投資信託 (*fonds commun de placement*) としてルクセンブルグにおいて設定されたノムラ・マルチ・カレンシー・アトラクティブ・ディビデンド・ジャパン・ストック・ファンド(以下「ファンド」という。)は、譲渡性のある有価証券およびその他の資産からなる非法人の共有体であり、ルクセンブルグの法律に基づいて設立されルクセンブルグに登録上の事務所を有するグローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー(以下「管理会社」という。)によって、その共同保有者(以下「受益者」という。)の利益のために管理運用される。ファンドの資産は、管理会社の資産および管理会社によって管理運用されるその他の投資信託の資産から区分されている。

管理会社は、ファンドのために、8種類のクラスの受益証券(以下それぞれを「コース証券」という。)を発行している。すなわち、

- 米ドル建てのAコース証券(分配型)(以下「Aコース証券」という。)
- 米ドル建てのBコース証券(成長型)(以下「Bコース証券」という。)
- 豪ドル建てのCコース証券(分配型)(以下「Cコース証券」という。)
- 豪ドル建てのDコース証券(成長型)(以下「Dコース証券」という。)
- ユーロ建てのEコース証券(分配型)(以下「Eコース証券」という。)
- ユーロ建てのFコース証券(成長型)(以下「Fコース証券」という。)
- NZドル建てのGコース証券(分配型)(以下「Gコース証券」という。)
- NZドル建てのHコース証券(成長型)(以下「Hコース証券」という。)

全コース証券の全受益証券を、併せて「ファンド証券」という。

各コース証券に帰属する表示通貨以外の通貨建てのファンド資産は、日本円に対する各コース証券の表示通貨の為替変動について、可能な範囲でヘッジされる。

ファンドは、ルクセンブルグにおいて設定され、投資信託に関する2002年12月20日法(その後の改正を含む。)のパートの下で適格である。

ファンドの存続期間は、2014年7月10日までの予定で設定されている。

ファンドの投資目的は、主に東京証券取引所第一部上場の日本株から構成され、積極的な運用が行われるポートフォリオのパフォーマンスを、米ドル、豪ドル、ユーロおよびNZドルの4つの異なる外貨で追求することである。

株式への投資にあたっては、配当利回りに着目し、ファンドは、上記の積極的なポートフォリオの運用を通じて、高水準のインカム・ゲインと中長期的な値上がり益の獲得によるトータル・リターンを追求を目指す。なお、ポートフォリオの平均配当利回りが市場平均を上回るよう、銘柄の選定、投資比率の決定を行うことを基本とする。

通常の市場環境にあつては、ファンドはその純資産総額の少なくとも90%を日本株に分散投資し、一定の範囲内で、日本株の株価指数先物取引に投資する。上記の割合は一時的に、一定の状況(外国為替変動により生じた特別な状況等)において達成されない場合がある。

8つのコース証券の資産は、一つのプール(「共通ポートフォリオ」)で運用され、プール内の資産は、各々のコース証券の純資産総額に基づき各コースに帰属する。さらに、各々のコース証券は、当該コース証券の資産を当該表示通貨・日本円間の為替変動から保護するために、為替先渡取引を利用する。

注2 - 重要な会計方針

財務書類は、投資信託に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して作成されている。以下は重要な会計方針の要約である。

A) 投資有価証券

- (a) 証券取引所に上場されまたは他の規制ある市場で取引されている有価証券は、当該取引所または当該市場において入手可能な直近の終値により評価される。有価証券が数ヶ所の証券取引所または市場に上場されている場合には、当該有価証券の主要市場である証券取引所または市場において入手可能な直近の終値により評価される。
- (b) 証券取引所に上場されておらず、または規制ある市場において取引が行われていない有価証券は、それらの入手可能な直近の市場価格によって評価される。
- (c) 相場価格が入手できないか、または上記(a)および/もしくは(b)に記載される価格が当該有価証券の公正な市場価格を反映していない場合には、当該有価証券は、慎重かつ誠実な立場から合理的に予測できる将来の売買価格で評価される。
- (d) 株価指数先物は、取引が行われている規制ある市場における入手可能な取引最終値で評価される。
- (e) 現金およびその他の流動資産は、額面価額に発生した利息を加え評価される。

異常な事態により、かかる評価が実行不可能または不適切になった場合には、管理会社は、ファンド資産の公正な評価のため、慎重かつ誠実に他の評価方法を用いる権限を付与されている。

B) 有価証券取引および投資収益

有価証券取引は、取引日に会計処理される。受取利息は、発生主義で認識される。配当金は、配当落日に計上される。有価証券取引に係る実現利益または損失は、売却有価証券の平均取得原価に基づいて算定される。

C) 外貨換算

日本円以外の通貨建てのすべての資産および負債は、期末現在の為替レートで日本円に換算される。

外貨建ての収益および費用は、取引日の実勢為替レートで日本円に換算される。日本円以外の通貨建ての投資有価証券の取得原価は、購入日の適用為替レートで日本円に換算される。

2010年7月10日現在、以下の為替レートが用いられた。

1 ユーロ = 112.47円

1 米ドル = 88.675円

1 豪ドル = 77.7円

1 NZドル = 62.9858円

D) 有価証券および金融商品の先物契約

当初証拠金の預託は、先物契約を締結する際に行われ、現金または有価証券のいずれかで行うことができる。先物契約の継続期間中、契約価額の変動は各評価日の終了時の契約価額を反映するため各評価日に先物契約を値洗いすることによって未実現損益として認識される。

変動証拠金の支払いは、未実現損益の有無により、支払われるかまたは受領される。未実現損益は、純資産計算書に資産または負債として計上される。契約が終結する時、ファンドはクロージング取引からの手取金(または費用)とファンドの約定ベースの差額に等しい実現損益を計上する。

E) 設立費用

ファンドの設立費用およびファンド証券の当初発行費用は、ファンドがこれを負担し、5年を超えない期間にわたって償却される。

F) 先渡為替契約

先渡為替契約は、満期までの残存期間に関して期末日現在で適用される先渡レートを評価される。未実現損益は、純資産計算書に資産または負債として計上される。先渡為替契約の決済の結果生じる損益は、運用および純資産変動計算書に計上される。

注3 - 管理報酬

管理会社は、ファンドの資産から、四半期中の日々のファンドの純資産額の平均額の年率0.03%に相当する日本円による管理報酬を会計年度の四半期毎に当該四半期の最終日(最終日が営業日でない場合は、その直前の営業日となる。)から60日以内に後払で受領する権利を有する。

注4 - 投資顧問報酬

投資顧問会社は、ファンドの資産から、四半期中の日々のファンドの純資産額の平均額の年率0.50%に相当する日本円による資産運用に関する投資顧問報酬を、会計年度の四半期毎に当該四半期の最終日(最終日が営業日でない場合は、その直前の営業日となる。)から60日以内に後払で受領する権利を有する。

注5 - 代行協会員報酬

代行協会員は、ファンドの資産から、四半期中の日々のファンドの純資産額の平均額の年率0.50%に相当する日本円による報酬を会計年度の四半期毎に当該四半期の最終日(最終日が営業日でない場合は、その直前の営業日となる。)から60日以内に後払で受領する権利を有する。

注6 - 管理事務代行報酬

管理事務代行会社および登録・名義書換・所在地事務代行会社は、ルクセンブルグの市場慣行に従い、ファンドの資産から、四半期中の日々のファンドの純資産額の平均額の年率0.09%に相当する日本円による管理事務代行報酬を会計年度の四半期毎に当該四半期の最終日(最終日が営業日でない場合は、その直前の営業日となる。)から60日以内に後払で受領する

権利を有する。

注7 - 保管報酬

保管受託銀行および支払事務代行会社は、ルクセンブルグの市場慣行に従い、ファンドの資産から、四半期中の日々のファンドの純資産額の平均額の年率0.03%に相当する日本円による保管報酬を会計年度の四半期毎に当該四半期の最終日(最終日が営業日でない場合は、その直前の営業日となる。)から60日以内に後払で受領する権利を有する。副保管受託銀行の報酬は、ファンドの資産から支払われる。

注8 - 分配

A、C、EおよびGコース証券：

これら各コース証券につき、管理会社は、毎月または随時、ファンドの投資収益ならびに実現および未実現売買益(キャピタル・ゲイン)から分配を宣言することができ、分配金を合理的な水準に維持する必要があると考えられる場合には、分配可能なファンドの他の資産からの分配を行うことができる。

管理会社は、毎月10日現在の受益者に対して、毎月安定的に分配を行う予定である。

B、D、FおよびHコース証券：

これら各コース証券につき、管理会社は、年1回または随時、ファンドの投資収益ならびに実現および未実現売買益(キャピタル・ゲイン)から分配を宣言することができ、分配金を合理的な水準に維持する必要があると考えられる場合には、分配可能なファンドの他の資産からの分配を行うことができる。

管理会社は、毎年7月10日現在の受益者に対して、毎年分配を行う予定である。

分配の行われる日から5年が経過しても請求がなされない場合、受益者は当該分配を受け取る権利を失い、分配金はファンド資産に組み込まれる。

2010年7月10日に終了した年度に、ファンドはA、B、C、D、E、F、GおよびHコース証券の受益者に対し(取引日の実勢為替レートで該当するコースの通貨に換算して)総額1,908,939,702円を分配した。

注9 - 未払費用

	(日本円)
投資顧問報酬	56,276,067
代行協会員報酬	56,231,218
保管報酬および管理事務代行報酬	13,499,687
年次税	6,657,266
管理報酬	3,376,701
現金支出費	2,247,705
専門家報酬	980,077
	<hr/>
未払費用合計	139,268,721
	<hr/> <hr/>

注10 - 税金

ファンドは税制に関してルクセンブルグの法律を課される。ルクセンブルグの現行法規に従い、ファンドは純資産額の年率0.05%の年次税(taxe d'abonnement)を四半期毎に計算し支払う。現在の法律によれば、ファンドおよび受益者(ルクセンブルグに住所、登記された事務所もしくは恒久的施設を保有しているか、または一定の状況下でかつて保有していた個人または法人を除く。)はいずれも、ルクセンブルグの所得税、キャピタル・ゲイン税または源泉税もしくは相続税を課されない。ファンドは、投資国において支払う源泉税控除後の有価証券投資収益を取得する。

注11 - 先渡為替契約に係る未実現(損)益

2010年7月10日現在、ファンドは、各コース証券に属する資産をヘッジするために利用した以下の未決済先渡為替契約を有していた。

買付通貨	買付金額	売付通貨	売付金額	満期日 (日 - 月 - 年)	未実現(損)益 (日本円)
JPY	331,758	EUR	2,992	20-07-10	(4,705)
JPY	57,145,703	NZD	915,384	20-07-10	(456,714)
JPY	76,740,620	AUD	996,374	20-07-10	(561,276)
JPY	27,804,573	USD	303,866	20-07-10	862,410
AUD	179,903	JPY	14,082,259	20-07-10	(124,795)
JPY	20,108,563	NZD	316,861	20-07-10	169,447
JPY	71,553,782	AUD	918,698	20-07-10	278,256
JPY	12,424,150	NZD	197,216	20-07-10	13,956
JPY	8,284,144	AUD	106,764	20-07-10	1,055
JPY	12,805,904	USD	142,814	20-07-10	143,388
JPY	51,460,930	AUD	665,721	20-07-10	(187,813)
JPY	28,531,114	NZD	451,486	20-07-10	120,442
JPY	12,033,383	USD	134,646	20-07-10	95,063
JPY	12,768,723	AUD	164,416	20-07-10	12,805
JPY	23,823,878	NZD	378,170	20-07-10	26,762
JPY	14,604,071	AUD	192,790	20-07-10	(353,195)
JPY	35,145,702	NZD	570,381	20-07-10	(746,705)
JPY	58,545,208	AUD	775,082	20-07-10	(1,588,158)
JPY	16,170,112	NZD	263,916	20-07-10	(437,344)
AUD	213,928	JPY	15,816,302	20-07-10	780,950
JPY	10,603,699	NZD	176,209	20-07-10	(484,579)
JPY	10,318,770	AUD	138,836	20-07-10	(452,595)
JPY	18,971,314	NZD	312,635	20-07-10	(701,875)
USD	137,910	JPY	12,114,023	20-07-10	113,732
AUD	456,155	JPY	33,710,663	20-07-10	1,679,345
JPY	55,533,781	AUD	752,243	20-07-10	(2,827,619)
JPY	11,445,525	NZD	190,258	20-07-10	(526,830)
JPY	36,869,909	AUD	477,998	20-07-10	(214,678)
JPY	15,747,925	NZD	252,513	20-07-10	(141,945)
USD	755,548	JPY	66,865,821	20-07-10	124,424
JPY	53,583,578	AUD	691,900	20-07-10	(96,257)
JPY	18,828,759	NZD	300,539	20-07-10	(83,289)
EUR	5,813,036	JPY	644,561,086	20-07-10	9,140,661
USD	65,994,781	JPY	6,038,694,059	20-07-10	(187,301,121)

買付通貨	買付金額	売付通貨	売付金額	満期日 (日-月-年)	未実現(損)益 (日本円)
NZD	136,331,434	JPY	8,510,912,370	20-07-10	68,020,072
AUD	357,699,389	JPY	27,549,971,163	20-07-10	201,498,897
JPY	13,632,310	NZD	214,896	20-07-10	109,547
AUD	403,267	JPY	31,816,504	20-07-10	(529,764)
AUD	373,942	JPY	29,269,907	20-07-10	(258,274)
JPY	27,338,842	NZD	430,880	20-07-10	224,820
JPY	33,967,333	USD	373,972	20-07-10	809,283
JPY	34,440,259	AUD	437,809	20-07-10	473,657
JPY	7,614,208	NZD	119,256	20-07-10	109,807
JPY	12,384,928	USD	136,516	20-07-10	280,816
JPY	8,362,127	AUD	104,527	20-07-10	252,618
JPY	30,347,775	NZD	468,867	20-07-10	843,383
USD	238,088	JPY	21,613,306	20-07-10	(503,394)
JPY	67,239,224	AUD	846,160	20-07-10	1,591,441
JPY	23,045,190	NZD	359,386	20-07-10	430,101
					89,624,213

通貨

AUD : 豪ドル
 EUR : ユーロ
 JPY : 日本円
 NZD : NZドル
 USD : 米ドル

注12 - 先物契約に係る未実現損失

2010年7月10日現在、ファンドは、全コース証券に属する以下の未決済先物契約を有していた。

契約数	銘柄	満期日	未実現損失 (日本円)
<i>ロング・ポジション</i>			
600	先物 東証株価指数・インデックス	2010年9月	(645,000)
			(645,000)

【投資有価証券明細表等】

(a) 投資株式明細表

投資有価証券明細表

2010年7月10日現在

(日本円で表示)

数量	銘柄	取得価額	時価	純資産に 占める 割合(%)
公認の証券取引所への上場を認可された譲渡性のある証券				
日本				
普通株式				
8,500	エヌ・ティ・ティ・ドコモ	1,308,292,292	1,200,200,000	2.93
450,000	三井住友フィナンシャルグループ	2,043,867,180	1,179,450,000	2.88
330,000	キヤノン	1,794,316,536	1,148,400,000	2.80
2,500,000	三菱UFJフィナンシャル・グループ	1,220,768,394	1,065,000,000	2.60
300,000	エーザイ	1,027,474,645	882,600,000	2.15
33,000	任天堂	1,441,848,365	861,960,000	2.10
350,000	花王	719,352,700	732,550,000	1.79
180,000	武田薬品工業	898,820,453	724,500,000	1.77
170,000	ローソン	798,944,195	685,950,000	1.67
325,000	H O Y A	679,135,948	650,000,000	1.59
265,000	東京電力	711,077,790	647,925,000	1.58
150,000	信越化学工業	758,764,649	634,500,000	1.55
200,000	アステラス製薬	788,829,751	601,000,000	1.47
750,000	東燃ゼネラル石油	707,718,810	597,750,000	1.46
1,400,000	横浜銀行	744,505,348	595,000,000	1.45
280,000	セブン&アイ・ホールディングス	706,263,281	575,120,000	1.40
150,000	日本電信電話	658,659,928	563,250,000	1.38
600,000	住友商事	799,865,417	562,800,000	1.37
180,000	トヨタ自動車	915,856,846	561,600,000	1.37
250,000	三菱商事	636,597,240	493,000,000	1.20
400,000	リコー	546,498,052	481,200,000	1.18
1,200,000	大和証券グループ本社	574,008,260	470,400,000	1.15
180,000	本田技研工業	657,960,467	469,260,000	1.15
250,000	第一三共	573,675,939	403,750,000	0.99
350,000	キリンホールディングス	452,984,797	400,050,000	0.98
350,000	三井物産	433,049,263	396,900,000	0.97
700,000	N K S Jホールディングス	470,068,057	391,300,000	0.96
200,000	M S & A Dインシュアランス グループ ホールディングス	554,603,756	386,400,000	0.94
200,000	東北電力	456,451,917	384,200,000	0.94
70,000	ローム	423,272,487	382,900,000	0.93
85,000	村田製作所	375,024,494	379,950,000	0.93
1,800,000	住友金属工業	464,857,199	370,800,000	0.91
60,000	東日本旅客鉄道	340,725,843	361,800,000	0.88
500,000	伊藤忠商事	298,025,228	356,500,000	0.87
130,000	ジェイ エフ イー ホールディングス	392,974,781	354,380,000	0.87
140,000	トレンドマイクロ	413,483,872	349,720,000	0.85
170,000	資生堂	316,186,450	333,880,000	0.82
350,000	イオンクレジットサービス	398,369,624	300,650,000	0.73
550,000	カネカ	353,083,053	299,750,000	0.73

数量	銘柄	取得価額	時価	純資産に 占める 割合(%)
公認の証券取引所への上場を認可された譲渡性のある証券(続き)				
日本(続き)				
普通株式(続き)				
120,000	東京海上ホールディングス	312,898,548	294,840,000	0.72
200,000	ヤマトホールディングス	253,316,287	229,800,000	0.56
320,000	昭和シェル石油	228,461,171	208,320,000	0.51
50,000	SANKYO	233,986,816	207,750,000	0.51
250,000	味の素	197,117,918	206,500,000	0.50
80,000	マキタ	212,441,611	206,320,000	0.50
270,000	凸版印刷	231,232,674	201,150,000	0.49
100,000	九州電力	225,960,297	201,000,000	0.49
250,000	バンダイナムコホールディングス	245,704,005	200,500,000	0.49
90,000	山武	192,158,476	199,800,000	0.49
45,000	マブチモーター	205,799,093	198,900,000	0.49
400,000	JXホールディングス	251,474,994	196,000,000	0.48
450,000	王子製紙	200,737,898	195,750,000	0.48
180,000	大日本印刷	231,534,031	192,780,000	0.47
800,000	日本電気	185,598,370	192,000,000	0.47
700	日本たばこ産業	187,792,893	191,380,000	0.47
900,000	鹿島建設	263,921,008	189,900,000	0.46
6,000	スカパーJSATホールディングス	216,710,167	187,800,000	0.46
1,300,000	みずほフィナンシャルグループ	468,436,116	184,600,000	0.45
1,000,000	大成建設	193,731,135	184,000,000	0.45
130,000	コナミ	197,048,786	180,700,000	0.44
55,000	日清食品ホールディングス	171,489,926	178,750,000	0.44
35,000	大東建託	150,254,821	173,250,000	0.42
50,000	良品計画	215,090,538	171,750,000	0.42
150,000	野村不動産ホールディングス	226,291,662	171,150,000	0.42
90,000	サンゲツ	176,584,351	167,670,000	0.41
160,000	クレディセゾン	167,527,814	163,360,000	0.40
200,000	日立工機	177,149,868	162,600,000	0.40
350,000	DCMホールディングス	201,269,168	156,100,000	0.38
90,000	ホクト	163,883,996	156,060,000	0.38
80,000	ニフコ	163,666,403	155,440,000	0.38
35,000	ホギメディカル	169,707,404	148,750,000	0.36
150,000	平和	165,119,168	145,200,000	0.35
1,000,000	双日	183,695,651	144,000,000	0.35
150,000	協和発酵キリン	139,934,613	130,950,000	0.32
100,000	ドトール・日レスホールディングス	131,359,595	114,700,000	0.28
35,000	ビジョン	119,214,783	114,275,000	0.28
170,000	パルコ	139,322,817	112,030,000	0.27
25,000	ポイント	136,527,633	111,750,000	0.27
300,000	常陽銀行	106,447,347	106,200,000	0.26

数量	銘柄	取得価額	時価	純資産に 占める 割合(%)
公認の証券取引所への上場を認可された譲渡性のある証券(続き)				
日本(続き)				
普通株式(続き)				
400,000	J - オイルミルズ	130,256,956	105,200,000	0.26
300,000	日立製作所	101,836,745	103,500,000	0.25
130,000	積水ハウス	110,042,677	101,400,000	0.25
50,000	T & Dホールディングス	96,347,779	100,400,000	0.25
120,000	A D E K A	98,494,424	100,200,000	0.24
300	エヌ・ティ・ティ・データ	78,740,275	99,450,000	0.24
150,000	日本毛織	97,750,777	96,900,000	0.24
250,000	ニチレイ	87,548,061	96,500,000	0.24
40,000	日本製紙グループ本社	91,957,139	96,040,000	0.23
200,000	住友信託銀行	119,439,386	95,600,000	0.23
25,000	明治ホールディングス	82,758,092	95,125,000	0.23
90,000	マックス	94,174,151	94,590,000	0.23
50,000	もしもしホットライン	101,119,132	94,450,000	0.23
170,000	千葉銀行	91,087,188	94,350,000	0.23
20,000	日本オラクル	83,079,902	94,000,000	0.23
160,000	エイチ・ツー・オー リテイリング	85,923,272	93,760,000	0.23
200,000	旭化成	92,668,771	93,400,000	0.23
30,000	参天製薬	83,537,268	92,850,000	0.23
125,000	アマノ	103,583,967	92,125,000	0.22
60,000	コカ・コーラウエスト	92,725,035	91,500,000	0.22
200,000	クレハ	85,725,502	91,200,000	0.22
35,000	武蔵野銀行	89,187,730	91,105,000	0.22
230,000	日本通運	93,450,714	90,620,000	0.22
15,000	大塚商会	69,737,043	89,850,000	0.22
70,000	セガサミーホールディングス	79,323,163	89,740,000	0.22
850	ゲオ	79,794,278	87,975,000	0.22
100,000	科研製薬	88,476,595	87,700,000	0.21
65,000	ブレナス	96,043,951	87,360,000	0.21
250,000	東洋インキ製造	81,835,276	86,750,000	0.21
30,000	電源開発	82,174,723	86,040,000	0.21
40,000	関西電力	95,149,238	85,960,000	0.21
600	ティーガイア	87,068,197	85,500,000	0.21
125,000	オンワードホールディングス	115,588,107	83,875,000	0.21
150,000	ダイフク	88,228,444	83,700,000	0.20
20,000	セコム	82,907,877	82,600,000	0.20
20,000	ベネッセホールディングス	81,050,249	80,800,000	0.20
25,000	オートバックスセブン	84,091,992	80,625,000	0.20
250,000	三井倉庫	91,554,577	79,000,000	0.19
50,000	ダスキン	79,035,036	77,300,000	0.19
150,000	ラウンドワン	89,342,186	68,700,000	0.17

数量	銘柄	取得価額	時価	純資産に 占める 割合(%)
公認の証券取引所への上場を認可された譲渡性のある証券(続き)				
日本(続き)				
普通株式(続き)				
10,000	ユー・エス・エス	57,849,829	63,200,000	0.15
24,100	マンダム	62,135,769	56,610,900	0.14
40,000	伊藤園	57,298,615	53,960,000	0.13
35,000	オイレス工業	46,615,668	49,000,000	0.12
41,100	アークス	56,051,140	48,703,500	0.12
120,000	美津濃	53,965,912	47,280,000	0.12
160,000	グンゼ	73,619,889	45,280,000	0.11
50,000	トッパン・フォームズ	48,320,472	44,600,000	0.11
50,000	小森コーポレーション	50,174,524	44,450,000	0.11
100,000	横浜ゴム	35,498,125	44,100,000	0.11
20,000	リョーサン	43,694,607	43,880,000	0.11
40,000	N E C フィールドینگ	51,235,174	42,080,000	0.10
80,000	パナホーム	42,303,594	41,840,000	0.10
100,000	住友倉庫	38,348,684	41,700,000	0.10
50,000	日本化薬	21,410,037	40,600,000	0.10
40,000	アイカ工業	37,906,758	38,160,000	0.09
50,000	高砂熱学工業	51,599,661	38,100,000	0.09
40,000	パーク 2 4	17,899,490	37,800,000	0.09
180,000	森永製菓	36,654,809	37,620,000	0.09
15,000	太陽インキ製造	34,422,520	36,405,000	0.09
30,000	日立キャピタル	47,589,966	35,550,000	0.09
10,000	伊藤忠テクノソリューションズ	31,099,836	33,200,000	0.08
	国合計	40,555,394,113	33,861,979,400	82.66
	投資合計	40,555,394,113	33,861,979,400	82.66

添付の注記は当財務書類の一部である。

投資有価証券の業種別および地域別分布表

2010年7月10日現在

業種別および地域別	純資産に占める割合(%)
日本	
金融、投資、その他多角化企業	16.71
電子および半導体	10.38
医薬品、化粧品、医療品	8.67
銀行、その他金融機関	4.77
通信	4.51
貿易会社	4.42
化学	3.98
公益事業	3.43
小売、百貨店	2.81
自動車	2.71
建築資材	2.09
石油	1.97
運輸	1.96
インターネットおよびソフトウェアサービス	1.95
食品および清涼飲料	1.62
電気製品および部品	1.61
その他サービス	1.28
各種消費財	1.26
繊維、衣服、革製品	1.19
出版および印刷メディア	1.07
鉱業、石炭、鋼鉄	0.91
製紙および木材	0.71
機械および産業設備	0.66
コンピュータ・ハードウェアおよびネットワーク	0.47
たばこおよびアルコール飲料	0.47
各種資本財	0.41
農業および漁業	0.38
宿泊施設、ケータリング、レジャー産業	0.16
ゴムおよびタイヤ	0.10
	82.66
投資合計	82.66

(b) 株式以外の投資有価証券明細表

該当事項はありません。

(c) 投資不動産明細表

該当事項はありません。

(d) その他投資資産明細表

該当事項はありません。

(e) 借入金明細表

該当事項はありません。

NOMURA MULTI CURRENCY ATTRACTIVE DIVIDEND JAPAN STOCK FUND**Statement of Net Assets
as of July 10, 2010**
(expressed in Japanese Yen)

	Notes	
ASSETS		
Investment in securities at market value (at cost: JPY 40,555,394,113)		33,861,979,400
Cash at bank		5,795,440,698
Margin receivable on future contracts		1,363,089,000
Receivable from brokers		289,807,806
Receivable from subscriptions		87,742,694
Dividend receivable		50,564,100
Formation expenses		8,954,352
Unrealised gain on forward foreign exchange contracts	11	89,624,213
Total Assets		41,547,202,263
LIABILITIES		
Payable to brokers		222,059,848
Payable for repurchases		218,699,653
Unrealised loss on future contracts	12	645,000
Accrued expenses	9	139,268,721
Total Liabilities		580,673,222
NET ASSETS		40,966,529,041

Represented by units as follows

	Net Asset Value per Unit	Number of Units outstanding	Net Assets
Portfolio Class A units (in USD)	6.70	4,643,493	31,102,203
Portfolio Class B units (in USD)	6.70	5,013,629	33,582,622
Portfolio Class C units (in AUD)	5.89	43,745,623	257,613,609
Portfolio Class D units (in AUD)	6.31	12,989,656	81,948,379
Portfolio Class E units (in EUR)	6.34	368,651	2,336,004
Portfolio Class F units (in EUR)	6.41	538,239	3,449,830
Portfolio Class G units (in NZD)	5.94	17,841,353	105,958,517
Portfolio Class F units (in NZD)	6.33	3,818,764	24,180,249

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

NOMURA MULTI CURRENCY ATTRACTIVE DIVIDEND JAPAN STOCK FUND

Statement of Operations and Changes in Net Assets
for the year ended July 10, 2010
(expressed in Japanese Yen)

	Notes	
NET ASSETS AT THE BEGINNING OF THE YEAR		<u>72,368,351,259</u>
INCOME		
Dividend income, net		1,307,930,238
Interest income on current account		<u>36,689</u>
Total Income		<u>1,307,966,927</u>
EXPENSES		
Advisory fees	4	284,919,039
Agent company fees	5	284,697,394
Administrator fees	6	51,251,612
Subscription tax	10	28,394,742
Custodian fees	7	17,474,315
Management fees	3	17,095,815
Out-of-pocket expenses		11,380,290
Correspondent bank fees		10,565,355
Overseas registration fees		10,563,550
Professional fees		3,767,590
Amortisation of formation expenses		2,774,200
Legal fees		633,975
Other expenses		<u>375,815</u>
Total Expenses		<u>723,893,692</u>
NET INVESTMENT PROFIT		<u>584,073,235</u>
Net realised loss on investments		(1,341,367,885)
Net realised profit on foreign currencies and forward foreign exchange contracts		2,820,577,168
Net realised loss on future contracts		<u>(287,126,000)</u>
NET REALISED PROFIT FOR THE YEAR		<u>1,192,083,283</u>
Change in net unrealised result on investments		2,166,001,927
Change in net unrealised result on forward foreign exchange contracts		3,701,730,984
Change in net unrealised result on future contracts		<u>352,755,000</u>
NET UNREALISED PROFIT FOR THE YEAR		<u>6,220,487,911</u>
NET INCREASE IN NET ASSETS AS A RESULT OF OPERATIONS		<u>7,996,644,429</u>
Proceeds from subscription of units		4,859,816,160
Payments for redemption of units		<u>(42,349,343,105)</u>
		<u>(37,489,526,945)</u>
Dividend paid to unitholders	8	<u>(1,908,939,702)</u>
NET ASSETS AT THE END OF THE YEAR		<u>40,966,529,041</u>

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

NOMURA MULTI CURRENCY ATTRACTIVE DIVIDEND JAPAN STOCK FUND**Changes in Units Outstanding
for the year ended July 10, 2010**

	<i>Class A</i>	<i>Class B</i>	<i>Class C</i>	<i>Class D</i>
Number of units outstanding at the beginning of the year	7,469,330	6,783,039	84,683,237	24,931,071
Number of units issued	1,023,538	1,303,470	4,394,218	1,661,615
Number of units repurchased	<u>(3,849,375)</u>	<u>(3,072,880)</u>	<u>(45,331,832)</u>	<u>(13,603,030)</u>
Number of units outstanding at the end of the year	<u>4,643,493</u>	<u>5,013,629</u>	<u>43,745,623</u>	<u>12,989,656</u>
	<i>Class E</i>	<i>Class F</i>	<i>Class G</i>	<i>Class H</i>
Number of units outstanding at the beginning of the year	482,530	558,279	33,901,416	6,821,494
Number of units issued	69,070	87,130	510,190	465,995
Number of units repurchased	<u>(182,949)</u>	<u>(107,170)</u>	<u>(16,570,253)</u>	<u>(3,468,725)</u>
Number of units outstanding at the end of the year	<u>368,651</u>	<u>538,239</u>	<u>17,841,353</u>	<u>3,818,764</u>

Statistical Information

	<i>Class A</i>	<i>Class B</i>	<i>Class C</i>	<i>Class D</i>
	Units	Units	Units	Units
	<i>USD</i>	<i>USD</i>	<i>AUD</i>	<i>AUD</i>
Net Assets as at July 10, 2010	31,102,203	33,582,622	257,613,609	81,948,379
Net Asset Value per unit as at July 10, 2010	6.70	6.70	5.89	6.31
Net Assets as at July 10, 2009	50,495,923	46,480,761	502,708,766	156,179,597
Net Asset Value per unit as at July 10, 2009	6.76	6.85	5.94	6.26
	<i>Class E</i>	<i>Class F</i>	<i>Class G</i>	<i>Class H</i>
	Units	Units	Units	Units
	<i>EUR</i>	<i>EUR</i>	<i>NZD</i>	<i>NZD</i>
Net Assets as at July 10, 2010	2,336,004	3,449,830	105,958,517	24,180,249
Net Asset Value per unit as at July 10, 2010	6.34	6.41	5.94	6.33
Net Assets as at July 10, 2009	3,095,937	3,675,257	204,994,373	43,685,405
Net Asset Value per unit as at July 10, 2009	6.42	6.58	6.05	6.40

NOMURA MULTI CURRENCY ATTRACTIVE DIVIDEND JAPAN STOCK FUND

**Notes to the Financial Statements
as of July 10, 2010****Note 1 - The Fund**

NOMURA MULTI CURRENCY ATTRACTIVE DIVIDEND JAPAN STOCK FUND (hereinafter referred to as the "Fund") organised in and under the laws of the Grand Duchy of Luxembourg as a mutual investment fund (*fonds commun de placement*), is an unincorporated coproprietorship of its transferable securities and other assets, managed in the interest of its co-owners (hereinafter referred to as the "Unitholders") by Global Funds Management S.A. (hereinafter referred to as the "Management Company"), a company incorporated under the laws of Luxembourg, and having its registered office in Luxembourg. The assets of the Fund are separated from those of the Management Company and from those of other funds managed by the Management Company.

The Management Company on behalf of the Fund issues eight classes of Units (each a "Class of Units"), namely:

Class A Units denominated in USD (with monthly distributions) (hereinafter referred to as "Class A Units");
Class B Units denominated in USD (with annual distributions) (hereinafter referred to as "Class B Units");
Class C Units denominated in AUD (with monthly distributions) (hereinafter referred to as "Class C Units");
Class D Units denominated in AUD (with annual distributions) (hereinafter referred to as "Class D Units");
Class E Units denominated in EUR (with monthly distributions) (hereinafter referred to as "Class E Units");
Class F Units denominated in EUR (with annual distributions) (hereinafter referred to as "Class F Units");
Class G Units denominated in NZD (with monthly distributions) (hereinafter referred to as "Class G Units");
Class H Units denominated in NZD (with annual distributions) (hereinafter referred to as "Class H Units");

all Units of all Classes of Units are together known as the "Units".

The portion of the assets attributable to each Class of Units and denominated in another currency than the reference currency will be hedged to the extent possible to the reference currency of each Class of Units.

The Fund is organised in Luxembourg and qualifies under Part II of the law of December 20, 2002 on collective investment undertakings, as amended.

The Fund has been established for a period of time expiring on July 10, 2014.

The investment objective of the Fund is to pursue the performance of its actively managed portfolio consisting of Japanese equity securities mainly listed on the first section of the Tokyo Stock Exchange in 4 different currencies, U.S. Dollar (USD), Australian Dollar (AUD), Euro (EUR), and New-Zealand Dollar (NZD).

As for its investments in Japanese equity securities, the Fund intends to focus on the dividend yield of its portfolio of Japanese equity securities, seeking a total return consisting of high level of income gains and medium to long-term capital gains through actively managing such portfolio. In principle, stock selection and weighting decision will be made aiming its average dividend yield to exceed that of market average.

Under normal market conditions, the Fund will invest at least 90% of its total net assets in diversified Japanese equity securities and, to a limited extent, in Japanese equity index futures. The aforesaid percentage temporarily may not be satisfied in certain circumstances including but not limited to extraordinary situation caused by foreign exchange fluctuation.

The assets of the 8 Classes of Units shall be managed in one pool ("Common Portfolio") and the pool shall be divided into 8 parts attributable to each Class of Units in accordance with total net assets of each Class of Units. Additionally, for each Class of Units forward currency contracts will be entered into, in order to protect the assets attributable to the relevant Class of Units against the currency fluctuation between the relevant currency of denomination of the relevant Class of Units and Japanese Yen (JPY).

NOMURA MULTI CURRENCY ATTRACTIVE DIVIDEND JAPAN STOCK FUND

**Notes to the Financial Statements
as of July 10, 2010 (continued)****Note 2 - Significant accounting policies**

The financial statements have been prepared in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to investment funds. The following is a summary of significant accounting policies:

A) INVESTMENTS IN SECURITIES

- (a) securities listed on a stock exchange or traded on any other Regulated Market will be valued at the last available closing price on such exchange or market. If a security is listed on several stock exchanges or markets, the last available closing price at the stock exchange or market, which constitutes the main market for such securities, will be determining;
- (b) securities not listed on any stock exchange or traded on any Regulated Market will be valued at their last available market price;
- (c) securities for which no price quotation is available or for which the price referred to in (a) and/or (b) is not representative of the fair market value, will be valued prudently and in good faith on the basis of their reasonable foreseeable sales prices;
- (d) equity index futures will be valued at the last available price on the Regulated Market on which they are traded;
- (e) cash and other liquid assets will be valued at their face value with accrued interest.

In the event that extraordinary circumstances render such a valuation impracticable or inadequate, the Management Company is authorised, prudently and in good faith, to follow other rules in order to achieve a fair valuation of the assets of the Fund.

B) SECURITY TRANSACTIONS AND INVESTMENT INCOME

Security transactions are accounted for on the trade date. Interest income is recognised on an accrual basis. Dividends are recorded on the ex-dividend date. Realised gains or losses on security transactions are determined on the basis of the average cost of securities sold.

C) CONVERSION OF FOREIGN CURRENCIES

All assets and liabilities not expressed in JPY have been translated into JPY at the year end exchange rates.

Income and expenses in foreign currencies are translated into JPY at exchange rates prevailing on the transaction dates. Cost of investment securities expressed in currencies other than JPY is translated into JPY at the exchange rate applicable at the purchase date.

As at July 10, 2010, the following exchange rates were used: 1 EUR = 112.47 JPY, 1 USD = 88.675 JPY, 1 AUD = 77.7 JPY, 1 NZD = 62.9858 JPY.

D) FUTURE CONTRACTS ON SECURITIES AND COMMODITIES

Initial margin deposits are made upon entering into future contracts and can be made either in cash or securities. During the period for which the future contract is open, changes in the value of the contract are recognised as unrealised gains or losses by marking to market the future contract on each valuation day to reflect the value of the contract at the end of each valuation day.

NOMURA MULTI CURRENCY ATTRACTIVE DIVIDEND JAPAN STOCK FUND

**Notes to the Financial Statements
as of July 10, 2010 (continued)****Note 2 - Significant accounting policies (continued)***D) FUTURE CONTRACTS ON SECURITIES AND COMMODITIES (continued)*

Variation margin payments are made or received, depending on whether unrealised losses or gains are incurred. Unrealised gains or losses are reported as an asset / a liability in the statement of net assets. When the contract is closed, the Fund records a realized gain or loss equal to the difference between the proceeds from (or cost of) the closing transaction and the Fund's basis in the contract.

E) FORMATION EXPENSES

The costs and expenses incurred in the setting up of the Fund and the initial issue of its Units are borne by the Fund and amortised over a period not exceeding 5 years.

F) FORWARD FOREIGN EXCHANGE CONTRACTS

Forward foreign exchange contracts are valued at the forward rate applicable at the year end date for the remaining period until maturity. Unrealised gains or losses are reported as an asset / a liability in the statement of net assets. Gains or losses resulting from the closing of forward foreign exchange contracts are recognised in the statement of operations and changes in net assets.

Note 3 - Management fees

The Management Company is entitled to receive out of the assets of the Fund, a management fee payable in JPY quarterly in arrears on an accounting year basis within 60 days of the end of the relevant quarter (if the day is not a Business Day, then the immediately preceding Business Day) at an annual rate of 0.03% of the average daily net assets of the Fund during the relevant quarter.

Note 4 - Advisory fees

The Investment Adviser is entitled to receive out of the assets of the Fund for its advisory services in relation to the asset management, a fee payable in JPY quarterly in arrears on an accounting year basis within 60 days of the end of the relevant quarter (if the day is not a Business Day, then the immediately preceding Business Day) at an annual rate of 0.50% of the average daily net assets of the Fund during the relevant quarter.

Note 5 - Agent company fees

The Agent Company is entitled to receive out of the assets of the Fund, a fee payable in JPY quarterly in arrears on an accounting year basis within 60 days of the end of the relevant quarter (if the day is not a Business Day, then the immediately preceding Business Day) at an annual rate of 0.50% of the average daily net assets of the Fund during the relevant quarter.

Note 6 - Administrator fees

The Administrator, Registrar, Transfer and Domiciliary Agent is entitled to receive out of the assets of the Fund in accordance with market practice in the Grand Duchy of Luxembourg, an administrator fee payable in JPY quarterly in arrears on an accounting year basis within 60 days of the end of the relevant quarter (if the day is not a Business Day, then the immediately preceding Business Day) at an annual rate of 0.09% of the average daily net assets of the Fund during the relevant quarter.

NOMURA MULTI CURRENCY ATTRACTIVE DIVIDEND JAPAN STOCK FUND**Notes to the Financial Statements
as of July 10, 2010 (continued)****Note 7 - Custodian fees**

The Custodian and Paying Agent is entitled to receive out of the assets of the Fund in accordance with market practice in Luxembourg, a custodian fee payable in JPY quarterly in arrears on an accounting year basis within 60 days of the end of the relevant quarter (if the day is not a Business Day, then the immediately preceding Business Day) at an annual rate of 0.03% of the average daily net assets of the Fund during the relevant quarter. The fees of the Custodian's correspondents will also be paid out of the assets of the Fund.

Note 8 - Distributions**Class A, C, E, and G Units**

For these Classes of Units, the Management Company may declare monthly or other interim distributions out of the net investment income, and net realized and unrealised capital gains and, if considered necessary to maintain a reasonable level of distributions, out of any other funds available for distribution.

The Management Company has the intention to make stable monthly distributions to Unitholders, as of the 10th day of each month.

Class B, D, F, and H Units

For these Classes of Units, the Management Company may declare annual or other interim distributions out of the net investment income, and net realized and unrealised capital gains and, if considered necessary to maintain a reasonable level of distributions, out of any other funds available for distribution.

The Management Company has the intention to make annual distributions to Unitholders, as of 10th July each year.

Distributions not claimed within five years from their due date will lapse and revert to the Fund.

For the year ended July 10, 2010, the Fund distributed a total amount of JPY 1,908,939,702 (converted into relevant Classes currencies at exchanges rates prevailing on the transactions dates) to the Unitholders of Class A, B, C, D, E, F, G and H Units.

Note 9 - Accrued expenses

	<i>JPY</i>
Advisory fees	56,276,067
Agent company fees	56,231,218
Custodian and Administrator fees	13,499,687
Subscription tax	6,657,266
Management fees	3,376,701
Out-of-pocket expenses	2,247,705
Professional fees	980,077
	<hr/>
Total accrued expenses	<u>139,268,721</u>

NOMURA MULTI CURRENCY ATTRACTIVE DIVIDEND JAPAN STOCK FUND

**Notes to the Financial Statements
as of July 10, 2010 (continued)**
Note 10 - Taxation

The Fund is subject to Luxembourg law in respect of its tax status. Under legislation and regulations currently prevailing in Luxembourg, the Fund is subject to a subscription tax (taxe d'abonnement) on its net assets at an annual rate of 0.05% calculated and payable quarterly. Under present law neither the Fund nor the unitholders (except persons or companies who have or, in certain limited circumstances, formerly had their residence, registered office or a permanent establishment in Luxembourg) are subject to any Luxembourg tax on income or capital gains nor to any withholding or estate tax. The Fund collects the income received from the securities in its portfolio after deduction of any withholding tax in the relevant countries.

Note 11 - Unrealised gains/(losses) on Forward Foreign Exchange Contracts

As of July 10, 2010, the Fund had the following open Forward Foreign Exchange Contracts outstanding which were used to hedge the portion of assets attributable to each class of Units:

Currency Bought	Amount Bought	Currency Sold	Amount Sold	Maturity Date	Unrealised Gains/(Losses) in JPY
JPY	331,758	EUR	2,992	20-Jul-10	(4,705)
JPY	57,145,703	NZD	915,384	20-Jul-10	(456,714)
JPY	76,740,620	AUD	996,374	20-Jul-10	(561,276)
JPY	27,804,573	USD	303,866	20-Jul-10	862,410
AUD	179,903	JPY	14,082,259	20-Jul-10	(124,795)
JPY	20,108,563	NZD	316,861	20-Jul-10	169,447
JPY	71,553,782	AUD	918,698	20-Jul-10	278,256
JPY	12,424,150	NZD	197,216	20-Jul-10	13,956
JPY	8,284,144	AUD	106,764	20-Jul-10	1,055
JPY	12,805,904	USD	142,814	20-Jul-10	143,388
JPY	51,460,930	AUD	665,721	20-Jul-10	(187,813)
JPY	28,531,114	NZD	451,486	20-Jul-10	120,442
JPY	12,033,383	USD	134,646	20-Jul-10	95,063
JPY	12,768,723	AUD	164,416	20-Jul-10	12,805
JPY	23,823,878	NZD	378,170	20-Jul-10	26,762
JPY	14,604,071	AUD	192,790	20-Jul-10	(353,195)
JPY	35,145,702	NZD	570,381	20-Jul-10	(746,705)
JPY	58,545,208	AUD	775,082	20-Jul-10	(1,588,158)
JPY	16,170,112	NZD	263,916	20-Jul-10	(437,344)
AUD	213,928	JPY	15,816,302	20-Jul-10	780,950
JPY	10,603,699	NZD	176,209	20-Jul-10	(484,579)
JPY	10,318,770	AUD	138,836	20-Jul-10	(452,595)
JPY	18,971,314	NZD	312,635	20-Jul-10	(701,875)
USD	137,910	JPY	12,114,023	20-Jul-10	113,732
AUD	456,155	JPY	33,710,663	20-Jul-10	1,679,345
JPY	55,533,781	AUD	752,243	20-Jul-10	(2,827,619)
JPY	11,445,525	NZD	190,258	20-Jul-10	(526,830)
JPY	36,869,909	AUD	477,998	20-Jul-10	(214,678)
JPY	15,747,925	NZD	252,513	20-Jul-10	(141,945)
USD	755,548	JPY	66,865,821	20-Jul-10	124,424
JPY	53,583,578	AUD	691,900	20-Jul-10	(96,257)
JPY	18,828,759	NZD	300,539	20-Jul-10	(83,289)
EUR	5,813,036	JPY	644,561,086	20-Jul-10	9,140,661
USD	65,994,781	JPY	6,038,694,059	20-Jul-10	(187,301,121)

NOMURA MULTI CURRENCY ATTRACTIVE DIVIDEND JAPAN STOCK FUND**Notes to the Financial Statements
as of July 10, 2010 (continued)****Note 11 - Unrealised gains/(losses) on Forward Foreign Exchange Contracts (continued)**

Currency Bought	Amount Bought	Currency Sold	Amount Sold	Maturity Date	Unrealised Gains/(Losses) in JPY
NZD	136,331,434	JPY	8,510,912,370	20-Jul-10	68,020,072
AUD	357,699,389	JPY	27,549,971,163	20-Jul-10	201,498,897
JPY	13,632,310	NZD	214,896	20-Jul-10	109,547
AUD	403,267	JPY	31,816,504	20-Jul-10	(529,764)
AUD	373,942	JPY	29,269,907	20-Jul-10	(258,274)
JPY	27,338,842	NZD	430,880	20-Jul-10	224,820
JPY	33,967,333	USD	373,972	20-Jul-10	809,283
JPY	34,440,259	AUD	437,809	20-Jul-10	473,657
JPY	7,614,208	NZD	119,256	20-Jul-10	109,807
JPY	12,384,928	USD	136,516	20-Jul-10	280,816
JPY	8,362,127	AUD	104,527	20-Jul-10	252,618
JPY	30,347,775	NZD	468,867	20-Jul-10	843,383
USD	238,088	JPY	21,613,306	20-Jul-10	(503,394)
JPY	67,239,224	AUD	846,160	20-Jul-10	1,591,441
JPY	23,045,190	NZD	359,386	20-Jul-10	430,101
					89,624,213

Note 12 - Unrealised loss on Future Contracts

As of July 10, 2010, the Fund had the following open future contracts which are attributable to all classes of Units:

Number of contracts	Description	Maturity Date	Unrealised Loss in JPY
600	<i>Long Positions</i> Fut Topix IDX	Sep-2010	(645,000)
			(645,000)

NOMURA MULTI CURRENCY ATTRACTIVE DIVIDEND JAPAN STOCK FUND**Statement of Investments
as of July 10, 2010
(expressed in Japanese Yen)**

Quantity	Description	Cost	Market Value	in % of Net Assets
TRANSFERABLE SECURITIES ADMITTED TO OFFICIAL EXCHANGE LISTING				
JAPAN				
ORDINARY SHARE				
8,500	NTT DOCOMO	1,308,292,292	1,200,200,000	2.93
450,000	SUMITOMO MITSUI FINANCIAL GROUP INC	2,043,867,180	1,179,450,000	2.88
330,000	CANON INC	1,794,316,536	1,148,400,000	2.80
2,500,000	MITSUBISHI UFJ FINANCIAL GROUP	1,220,768,394	1,065,000,000	2.60
300,000	EISAI CO LTD	1,027,474,645	882,600,000	2.15
33,000	NINTENDO CO LTD	1,441,848,365	861,960,000	2.10
350,000	KAO CORP	719,352,700	732,550,000	1.79
180,000	TAKEDA PHARMACEUTICAL CO LTD	898,820,453	724,500,000	1.77
170,000	LAWSON INC	798,944,195	685,950,000	1.67
325,000	HOYA PENTAX HD CORP	679,135,948	650,000,000	1.59
265,000	TOKYO ELECTRIC POWER CO INC	711,077,790	647,925,000	1.58
150,000	SHIN-ETSU CHEMICAL CO LTD	758,764,649	634,500,000	1.55
200,000	ASTELLAS PHARMA INC	788,829,751	601,000,000	1.47
750,000	TONENGENERAL SEKIYU K.K	707,718,810	597,750,000	1.46
1,400,000	BANK OF YOKOHAMA LTD	744,505,348	595,000,000	1.45
280,000	SEVEN & I HOLDINGS CO LTD	706,263,281	575,120,000	1.40
150,000	NIPPON TELG & TEL CORP NTT	658,659,928	563,250,000	1.38
600,000	SUMITOMO CORP	799,865,417	562,800,000	1.37
180,000	TOYOTA MOTOR CORP	915,856,846	561,600,000	1.37
250,000	MITSUBISHI CORP	636,597,240	493,000,000	1.20
400,000	RICOH CO LTD	546,498,052	481,200,000	1.18
1,200,000	DAIWA SECURITIES GROUP INC	574,008,260	470,400,000	1.15
180,000	HONDA MOTOR CO LTD	657,960,467	469,260,000	1.15
250,000	DAIICHI SANKYO CO LTD	573,675,939	403,750,000	0.99
350,000	KIRIN HOLDINGS CO LTD	452,984,797	400,050,000	0.98
350,000	MITSUJ & CO LTD	433,049,263	396,900,000	0.97
700,000	NKSJ HOLDINGS INC	470,068,057	391,300,000	0.96
200,000	MS&AD INSURANCE GROUP HOLDINGS	554,603,756	386,400,000	0.94
200,000	TOHOKU ELEC POWER CO INC	456,451,917	384,200,000	0.94
70,000	ROHM CO LTD	423,272,487	382,900,000	0.93
85,000	MURATA MANUFACTURING CO LTD	375,024,494	379,950,000	0.93
1,800,000	SUMITOMO METAL INDUSTRIES LTD	464,857,199	370,800,000	0.91
60,000	EAST JAPAN RAILWAY CO	340,725,843	361,800,000	0.88
500,000	ITOCHEU CORP	298,025,228	356,500,000	0.87
130,000	JFE HOLDINGS INC	392,974,781	354,380,000	0.87
140,000	TREND MICRO INC	413,483,872	349,720,000	0.85
170,000	SHISEIDO CO LTD	316,186,450	333,880,000	0.82
350,000	AEON CREDIT SERVICE LTD	398,369,624	300,650,000	0.73
550,000	KANEKA CORP	353,083,053	299,750,000	0.73

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

NOMURA MULTI CURRENCY ATTRACTIVE DIVIDEND JAPAN STOCK FUND**Statement of Investments
as of July 10, 2010 (continued)**
(expressed in Japanese Yen)

Quantity	Description	Cost	Market Value	in % of Net Assets
TRANSFERABLE SECURITIES ADMITTED TO OFFICIAL EXCHANGE LISTING (CONTINUED)				
JAPAN (CONTINUED)				
ORDINARY SHARE (CONTINUED)				
120,000	TOKIO MARINE HOLDINGS INC	312,898,548	294,840,000	0.72
200,000	YAMATO HOLDINGS CO LTD	253,316,287	229,800,000	0.56
320,000	SHOWA SHELL SEKIYU KK	228,461,171	208,320,000	0.51
50,000	SANKYO CO LTD,GUNMA	233,986,816	207,750,000	0.51
250,000	AJINOMOTO CO INC	197,117,918	206,500,000	0.50
80,000	MAKITA CORPORATION	212,441,611	206,320,000	0.50
270,000	TOPPAN PRINTING CO LTD	231,232,674	201,150,000	0.49
100,000	KYUSHU ELEC POWER CO INC	225,960,297	201,000,000	0.49
250,000	NAMCO BANDAI HOLDING INC	245,704,005	200,500,000	0.49
90,000	YAMATAKE CORP	192,158,476	199,800,000	0.49
45,000	MABUCHI MOTOR CO LTD	205,799,093	198,900,000	0.49
400,000	JX HOLDINGS INC	251,474,994	196,000,000	0.48
450,000	OJI PAPER CO LTD	200,737,898	195,750,000	0.48
180,000	DAI NIPPON PRINTING CO LTD	231,534,031	192,780,000	0.47
800,000	NEC CORP	185,598,370	192,000,000	0.47
700	JAPAN TOBACCO INC	187,792,893	191,380,000	0.47
900,000	KAJIMA CORP	263,921,008	189,900,000	0.46
6,000	SKY PERFECT JSAT HOLDINGS INC	216,710,167	187,800,000	0.46
1,300,000	MIZUHO FINANCIAL GROUP INC	468,436,116	184,600,000	0.45
1,000,000	TAISEI CORP	193,731,135	184,000,000	0.45
130,000	KONAMI CO LTD	197,048,786	180,700,000	0.44
55,000	NISSIN FOOD HOLDINGS CO LTD	171,489,926	178,750,000	0.44
35,000	DAITO TRUST CONSTRUCTION CO LTD	150,254,821	173,250,000	0.42
50,000	RYOHIN KEIKAKU CO LTD	215,090,538	171,750,000	0.42
150,000	NOMURA REAL HLDG INC	226,291,662	171,150,000	0.42
90,000	SANGETSU CO LTD	176,584,351	167,670,000	0.41
160,000	CREDIT SAISON CO LTD	167,527,814	163,360,000	0.40
200,000	HITACHI KOKI CO LTD	177,149,868	162,600,000	0.40
350,000	DCM HOLDINGS	201,269,168	156,100,000	0.38
90,000	HOKUTO CORPORATION	163,883,996	156,060,000	0.38
80,000	NIFCO INC	163,666,403	155,440,000	0.38
35,000	HOGY MEDICAL CO LTD	169,707,404	148,750,000	0.36
150,000	HEIWA CORP	165,119,168	145,200,000	0.35
1,000,000	SOJITZ CORPORATION	183,695,651	144,000,000	0.35
150,000	KYOWA HAKKO KIRIN CO LTD	139,934,613	130,950,000	0.32
100,000	DOUTOR NICHIRE HLDGS CO LTD	131,359,595	114,700,000	0.28
35,000	PIGEON CORP	119,214,783	114,275,000	0.28
170,000	PARCO CO LTD	139,322,817	112,030,000	0.27
25,000	POINT INC	136,527,633	111,750,000	0.27
300,000	JOYO BANK LTD	106,447,347	106,200,000	0.26

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

NOMURA MULTI CURRENCY ATTRACTIVE DIVIDEND JAPAN STOCK FUND**Statement of Investments
as of July 10, 2010 (continued)**
(expressed in Japanese Yen)

Quantity	Description	Cost	Market Value	in % of Net Assets
TRANSFERABLE SECURITIES ADMITTED TO OFFICIAL EXCHANGE LISTING (CONTINUED)				
JAPAN (CONTINUED)				
ORDINARY SHARE (CONTINUED)				
400,000	J-OIL MILLS INC	130,256,956	105,200,000	0.26
300,000	HITACHI LTD	101,836,745	103,500,000	0.25
130,000	SEKISUI HOUSE LTD	110,042,677	101,400,000	0.25
50,000	T&D HOLDINGS INC	96,347,779	100,400,000	0.25
120,000	ADEKA CORP	98,494,424	100,200,000	0.24
300	NTT DATA CORP	78,740,275	99,450,000	0.24
150,000	JAPAN WOOL TEXTILE CO LTD	97,750,777	96,900,000	0.24
250,000	NICHIREI CORP	87,548,061	96,500,000	0.24
40,000	NIPPON PAPER GROUP INC	91,957,139	96,040,000	0.23
200,000	SUMITOMO TRUST & BANKING CO LTD	119,439,386	95,600,000	0.23
25,000	MEIJI HOLDING CO LTD	82,758,092	95,125,000	0.23
90,000	MAX CO LTD	94,174,151	94,590,000	0.23
50,000	MOSHI MOSHI HOTLINE INC	101,119,132	94,450,000	0.23
170,000	CHIBA BANK LTD	91,087,188	94,350,000	0.23
20,000	ORACLE CORP JAPAN	83,079,902	94,000,000	0.23
160,000	H2O RETAILING CORP	85,923,272	93,760,000	0.23
200,000	ASAHI KASEI CORPORATION	92,668,771	93,400,000	0.23
30,000	SANTEN PHARMACEUTICAL CO LTD	83,537,268	92,850,000	0.23
125,000	AMANO CORP	103,583,967	92,125,000	0.22
60,000	COCA-COLA WEST CO LTD	92,725,035	91,500,000	0.22
200,000	KUREHA CORP	85,725,502	91,200,000	0.22
35,000	MUSASHINO BANK	89,187,730	91,105,000	0.22
230,000	NIPPON EXPRESS	93,450,714	90,620,000	0.22
15,000	OTSUKA CORP	69,737,043	89,850,000	0.22
70,000	SEGA SAMMY HOLDINGS INC	79,323,163	89,740,000	0.22
850	GEO CO LTD	79,794,278	87,975,000	0.22
100,000	KAKEN PHARMACEUTICAL CO LTD	88,476,595	87,700,000	0.21
65,000	PLENUS CO LTD	96,043,951	87,360,000	0.21
250,000	TOYO INK MANUFACTURING CO LTD	81,835,276	86,750,000	0.21
30,000	ELECTRIC POWER DEVELOPMENT C	82,174,723	86,040,000	0.21
40,000	KANSAI ELECTRIC POWER CO INC	95,149,238	85,960,000	0.21
600	T-GAIA CORP	87,068,197	85,500,000	0.21
125,000	ONWARD HOLDINGS CO LTD	115,588,107	83,875,000	0.21
150,000	DAIFUKU CO LTD	88,228,444	83,700,000	0.20
20,000	SECOM CO LTD	82,907,877	82,600,000	0.20
20,000	BENESSE HOLDINGS INC	81,050,249	80,800,000	0.20
25,000	AUTOBACS SEVEN CO LIMITED	84,091,992	80,625,000	0.20
250,000	mitsui soko co ltd	91,554,577	79,000,000	0.19
50,000	DUSKIN CO LTD	79,035,036	77,300,000	0.19
150,000	ROUND ONE CORP	89,342,186	68,700,000	0.17

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

NOMURA MULTI CURRENCY ATTRACTIVE DIVIDEND JAPAN STOCK FUND**Statement of Investments
as of July 10, 2010 (continued)**
(expressed in Japanese Yen)

Quantity	Description	Cost	Market Value	in % of Net Assets
TRANSFERABLE SECURITIES ADMITTED TO OFFICIAL EXCHANGE LISTING (CONTINUED)				
JAPAN (CONTINUED)				
ORDINARY SHARE (CONTINUED)				
10,000	USS CO LTD	57,849,829	63,200,000	0.15
24,100	MANDOM CORP	62,135,769	56,610,900	0.14
40,000	ITO EN LTD	57,298,615	53,960,000	0.13
35,000	OILES CORP	46,615,668	49,000,000	0.12
41,100	ARCS CO LTD	56,051,140	48,703,500	0.12
120,000	MIZUNO CORP	53,965,912	47,280,000	0.12
160,000	GUNZE LIMITED	73,619,889	45,280,000	0.11
50,000	TOPPAN FORMS CO LTD	48,320,472	44,600,000	0.11
50,000	KOMORI CORP	50,174,524	44,450,000	0.11
100,000	YOKOHAMA RUBBER CO LTD	35,498,125	44,100,000	0.11
20,000	RYOSAN CO LTD	43,694,607	43,880,000	0.11
40,000	NEC FIELDING LTD	51,235,174	42,080,000	0.10
80,000	PANAHOME CORP	42,303,594	41,840,000	0.10
100,000	SUMITOMO WAREHOUSE CO LTD	38,348,684	41,700,000	0.10
50,000	NIPPON KAYAKU CO LTD	21,410,037	40,600,000	0.10
40,000	AICA KOGYO CO LTD	37,906,758	38,160,000	0.09
50,000	TAKASAGO THERMAL ENGINEER	51,599,661	38,100,000	0.09
40,000	PARK24 CO LTD	17,899,490	37,800,000	0.09
180,000	MORINAGA & CO	36,654,809	37,620,000	0.09
15,000	TAIYO INK MANUFACTURING	34,422,520	36,405,000	0.09
30,000	HITACHI CAPITAL	47,589,966	35,550,000	0.09
10,000	ITOCHU TECHNO-SOLUTIONS CORP	31,099,836	33,200,000	0.08
	Country Total	40,555,394,113	33,861,979,400	82.66
	TOTAL INVESTMENTS	40,555,394,113	33,861,979,400	82.66

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

NOMURA MULTI CURRENCY ATTRACTIVE DIVIDEND JAPAN STOCK FUND**Economic and Geographical Division of Investments
as of July 10, 2010**

Economic and Geographical Division	in % of Net Assets
JAPAN	
FINANCIAL, INVEST & OTHER DIV CO	16.71
ELECTRONICS & SEMICONDUCTORS	10.38
PHARMACEUTICALS, COSMETICS & MEDICAL	8.67
BANKS & OTHER CREDIT INSTITUTIONS	4.77
TELECOMMUNICATIONS	4.51
MISCELLANEOUS TRADE COMPANIES	4.42
CHEMICALS	3.98
UTILITIES	3.43
RETAIL TRADE, DEPARTMENT STORES	2.81
VEHICLES	2.71
BUILDING MATERIALS & TRADE	2.09
PETROLEUM	1.97
TRANSPORTATION	1.96
INTERNET & SOFTWARE SERVICES	1.95
FOOD & SOFT DRINKS	1.62
ELECTRICAL APPLIANCES & COMPONENTS	1.61
MISCELLANEOUS SERVICES	1.28
MISCELLANEOUS CONSUMERS GOODS	1.26
TEXTILE, CLOTHING & LEATHER GOODS	1.19
PUBLISHING & PRINTING MEDIA	1.07
MINING, COAL & STEEL	0.91
FORESTRY, PAPER & FOREST PRODUCTS	0.71
MECHANICAL ENGINEERING & IND. EQUIP	0.66
COMPUTER HARDWARE & NETWORKING	0.47
TOBACCO & ALCOHOLIC DRINKS	0.47
VARIOUS CAPITAL GOODS	0.41
AGRICULTURE AND FISHERY	0.38
LODGING, CATERING & LEISURE INDUSTRY	0.16
RUBBER & TIRES	0.10
	82.66
TOTAL INVESTMENTS	82.66

(2) 【2009年7月10日終了年度】

【貸借対照表】

純資産計算書

2009年7月10日現在

(日本円で表示)

注記

資産

投資有価証券 - 時価 (取得価額: 73,793,798,040円)		64,934,381,400
現金預金		6,879,033,715
先物契約に係る未収証拠金		4,152,585,000
ブローカーに係る未収金		1,740,127,519
ファンド証券発行未収金		354,600,048
未収収益		93,100,519
設立費用		11,939,136
資産合計		<u>78,165,767,337</u>

負債

先渡為替契約未実現純損失	11	3,612,106,771
ファンド証券買戻未払金		1,559,690,288
先物契約未実現損失	12	353,400,000
未払費用	9	272,219,019
負債合計		<u>5,797,416,078</u>

純資産

72,368,351,259

以下のように受益証券によって表章される。

- Aコース証券：発行済受益証券数7,469,330口において1口当り6.76米ドル
純資産総額：50,495,923米ドル
- Bコース証券：発行済受益証券数6,783,039口において1口当り6.85米ドル
純資産総額：46,480,761米ドル
- Cコース証券：発行済受益証券数84,683,237口において1口当り5.94豪ドル
純資産総額：502,708,766豪ドル
- Dコース証券：発行済受益証券数24,931,071口において1口当り6.26豪ドル
純資産総額：156,179,597豪ドル
- Eコース証券：発行済受益証券数482,530口において1口当り6.42ユーロ
純資産総額：3,095,937ユーロ
- Fコース証券：発行済受益証券数558,279口において1口当り6.58ユーロ
純資産総額：3,675,257ユーロ
- Gコース証券：発行済受益証券数33,901,416口において1口当り6.05NZドル
純資産総額：204,994,373NZドル
- Hコース証券：発行済受益証券数6,821,494口において1口当り6.40NZドル
純資産総額：43,685,405NZドル

添付の注記は当財務書類の一部である。

【損益計算書】

運用および純資産変動計算書

2008年6月27日(ファンドの運用開始日)から2009年7月10日までの期間
(日本円で表示)

	注記	
期首純資産		-
収益		
配当金収入(純額)		2,026,574,583
銀行預金に係る受取利息		25,010,919
収益合計		<u>2,051,585,502</u>
費用		
投資顧問報酬	4	433,714,901
代行協会員報酬	5	433,399,514
管理事務代行報酬	6	78,020,568
年次税	10	43,540,875
保管報酬	7	26,297,155
管理報酬	3	26,023,861
現金支出費		17,325,200
コルレス銀行報酬		12,596,696
専門家報酬		3,731,819
設立費用償却		3,160,852
海外登録費用		2,277,500
その他の費用		842,967
法務報酬		187,101
費用合計		<u>1,081,119,009</u>
純投資収益		<u>970,466,493</u>
先物契約実現純損失		(1,842,870,000)
投資対象証券実現純損失		(22,509,510,762)
外貨および先渡為替契約実現純損失		<u>(23,128,092,032)</u>
当期実現純損失		<u>(47,480,472,794)</u>
先物契約未実現純損益		354,440,400
先渡為替契約未実現純損益		(3,612,106,771)
投資対象証券未実現純損益		<u>(9,567,257,040)</u>
当期末実現純損失		<u>(12,824,923,411)</u>
運用の結果による純資産の純減少		<u>(59,334,929,712)</u>
受益証券の発行手取金		175,550,374,486
受益証券の買戻支払金		<u>(40,739,407,696)</u>
		134,810,966,790
受益者に支払われた分配金	8	<u>(3,107,685,819)</u>
期末純資産		<u><u>72,368,351,259</u></u>

添付の注記は当財務書類の一部である。

ノムラ・マルチ・カレンシー・アトラクティブ・ディビデンド・ジャパン・ストック・ファンド

財務書類に対する注記

2009年7月10日現在

注1 - ファンド

ルクセンブルグの法律に基づいて共有持分型投資信託 (*fonds commun de placement*) としてルクセンブルグにおいて設定されたノムラ・マルチ・カレンシー・アトラクティブ・ディビデンド・ジャパン・ストック・ファンド(以下「ファンド」という。)は、譲渡性のある有価証券およびその他の資産からなる非法人の共有体であり、ルクセンブルグの法律に基づいて設立されルクセンブルグに登記上の事務所を有するグローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー(以下「管理会社」という。)によって、その共同保有者(以下「受益者」という。)の利益のために管理運用される。ファンドの資産は、管理会社の資産および管理会社によって管理運用されるその他の投資信託の資産から区分されている。

管理会社は、ファンドのために、8種類のクラスの受益証券(以下それぞれを「コース証券」という。)を発行している。すなわち、

- 米ドル建てのAコース証券(分配型)(以下「Aコース証券」という。)
- 米ドル建てのBコース証券(成長型)(以下「Bコース証券」という。)
- 豪ドル建てのCコース証券(分配型)(以下「Cコース証券」という。)
- 豪ドル建てのDコース証券(成長型)(以下「Dコース証券」という。)
- ユーロ建てのEコース証券(分配型)(以下「Eコース証券」という。)
- ユーロ建てのFコース証券(成長型)(以下「Fコース証券」という。)
- NZドル建てのGコース証券(分配型)(以下「Gコース証券」という。)
- NZドル建てのHコース証券(成長型)(以下「Hコース証券」という。)

全コース証券の全受益証券を、併せて「ファンド証券」という。

各コース証券に帰属する表示通貨以外の通貨建てのファンド資産は、日本円に対する各コース証券の表示通貨の為替変動について、可能な範囲でヘッジされる。

ファンドは、ルクセンブルグにおいて設定され、投資信託に関する2002年12月20日法(その後の改正を含む。)のパートの下で適格である。

ファンドの存続期間は、2014年7月10日までの予定で設定されている。

ファンドの投資目的は、米ドル、豪ドル、ユーロおよびNZドルの4つの異なる外貨から、主に東京証券取引所第一部上場の日本株から構成される、積極的に運用されたポートフォリオの投資成果を、追求することである。

株式への投資にあたっては、配当利回りに着目し、ファンドは、上記の積極的なポートフォリオの運用を通じて、高水準のインカム・ゲインと中長期的な値上がり益の獲得によるトータル・リターンを追求を目指す。なお、ポートフォリオの平均配当利回りが市場平均を上回るよう、銘柄の選定、投資比率の決定を行うことを基本とする。

通常の市場環境にあつては、ファンドはその純資産総額の少なくとも90%を日本株に分散投資し、一定の範囲内で、日本株の株価指数先物取引に投資する。上記の割合は一時的に、一定の状況(外国為替変動により生じた特別な状況を含むがこれに限られない。)において達成されない場合がある。

8つのコース証券の資産は、一つのプール(「共通ポートフォリオ」)で運用され、プール内の資産は、各々のコース証券の純資産総額に基づき各コースに帰属する。さらに、各々のコース証券は、当該コース証券の資産を当該表示通貨・日本円間の為替変動から保護するために、為替先渡し取引を利用する。

注2 - 重要な会計方針

財務書類は、投資信託に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して作成されている。以下は重要な会計方針の要約である。

A) 投資有価証券

- (a) 証券取引所に上場されまたは他の規制ある市場で取引されている有価証券は、当該取引所または当該市場において入手可能な直近の終値により評価される。有価証券が数ヶ所の証券取引所または市場に上場されている場合には、当該有価証券の主要市場である証券取引所または市場において入手可能な直近の終値により評価される。
- (b) 証券取引所に上場されておらず、または規制ある市場において取引が行われていない有価証券は、それらの入手可能な直近の市場価格によって評価される。
- (c) 相場価格が入手できないか、または上記(a)および/もしくは(b)に記載される価格が当該有価証券の公正な市場価格を反映していない場合には、当該有価証券は、慎重かつ誠実な立場から合理的に予測できる将来の売買価格で評価される。
- (d) 株価指数先物は、取引が行われている規制ある市場における入手可能な取引最終値で評価される。
- (e) 現金およびその他の流動資産は、額面価額に発生した利息を加え評価される。

異常な事態により、かかる評価が実行不可能または不適切になった場合には、管理会社は、ファンド資産の公正な評価のため、慎重かつ誠実に他の評価方法を用いる権限を付与されている。

B) 有価証券取引および投資収益

有価証券取引は、取引日に会計処理される。受取利息は、発生主義で認識される。配当金は、配当落日に計上される。有価証券取引に係る実現利益または損失は、売却有価証券の平均取得原価に基づいて算定される。

C) 外貨換算

日本円以外の通貨建てのすべての資産および負債は、期末現在の為替レートで日本円に換算される。

外貨建ての収益および費用は、取引日の実勢為替レートで日本円に換算される。日本円以外の通貨建ての投資有価証券の取得原価は、購入日の適用為替レートで日本円に換算される。

D) 有価証券および金融商品の先物契約

当初証拠金の預託は、先物契約を締結する際に行われ、現金または有価証券のいずれかで行うことができる。先物契約の継続期間中に、契約価額の変動は各評価日の終了時の契約価額を反映するため各評価日に先物契約を値洗いすることによって未実現利益または損失として認識される。

変動証拠金の支払いは、未実現損益の有無により、支払われるかまたは受領される。未実現利益は、純資産計算書に資産として計上される。契約が結終する時、ファンドはクロージング取引からの手取金(または費用)とファンドの約定ベースの差額に等しい実現利益または損失を計上する。

E) 設立費用

ファンドの設立費用およびファンド証券の当初発行費用は、ファンドがこれを負担し、5年を超えない期間にわたって償却される。

F) 先渡為替契約

先渡為替契約は、満期までの残存期間に関して期末日現在で適用される先渡レートで評価される。先渡為替契約の結果生じる利益または損失は、運用および純資産変動計算書に計上される。

注3 - 管理報酬

管理会社は、ファンドの資産から、四半期中の日々のファンドの純資産総額の平均額の年率0.03%に相当する日本円による管理報酬を会計年度の四半期毎に当該四半期の最終日(最終日が営業日でない場合は、その直前の営業日となる。)から60日以内に後払で受領する権利を有する。第1四半期は、2008年6月27日より開始し、2008年10月10日に終了した。

注4 - 投資顧問報酬

投資顧問会社は、ファンドの資産から、四半期中の日々のファンドの純資産総額の平均額の年率0.50%に相当する日本円による資産運用に関する投資顧問報酬を、会計年度の四半期毎に当該四半期の最終日(最終日が営業日でない場合は、その直前の営業日となる。)から60日以内に後払で受領する権利を有する。第1四半期は、2008年6月27日より開始し、2008年10月10日に終了した。

注5 - 代行協会員報酬

代行協会員は、ファンドの資産から、四半期中の日々のファンドの純資産総額の平均額の年率0.50%に相当する日本円による報酬を会計年度の四半期毎に当該四半期の最終日(最終日が営業日でない場合は、その直前の営業日となる。)から60日以内に後払で受領する権利を有する。第1四半期は、2008年6月27日より開始し、2008年10月10日に終了した。

注6 - 管理事務代行報酬

管理事務代行会社および登録・名義書換・所在地事務代行会社は、ルクセンブルグの市場慣行に従い、ファンドの資産から、四半期中の日々のファンドの純資産総額の平均額の年率0.09%に相当する日本円による管理事務代行報酬を会計年度の四半期毎に当該四半期の最終日(最終日が営業日でない場合は、その直前の営業日となる。)から60日以内に後払で受領する権利を有する。

第1四半期は、2008年6月27日より開始し、2008年10月10日に終了した。

注7 - 保管報酬

保管受託銀行および支払事務代行会社は、ルクセンブルグの市場慣行に従い、ファンドの資産から、四半期中の日々のファンドの純資産総額の平均額の年率0.03%に相当する日本円による保管報酬を会計年度の四半期毎に当該四半期の最終日(最終日が営業日でない場合は、その直前の営業日となる。)から60日以内に後払で受領する権利を有する。副保管受託銀行の報酬は、ファンドの資産から支払われる。

第1四半期は、2008年6月27日より開始し、2008年10月10日に終了した。

注8 - 分配

A、C、EおよびGコース証券：

これら各コース証券につき、管理会社は、毎月または随時、ファンドの純投資収益ならびに純実現および未実現売買益(キャピタル・ゲイン)から分配を宣言することができ、分配金を合理的な水準に維持する必要があると考えられる場合には、分配可能な他のファンド資産からの分配を行うことができる。

管理会社は、2008年8月を初回とする毎月10日現在の受益者に対して、毎月安定的に分配を行う予定である。

B、D、FおよびHコース証券：

これら各コース証券につき、管理会社は、年1回または随時、ファンドの純投資収益ならびに純実現および未実現売買益(キャピタル・ゲイン)から分配を宣言することができ、分配金を合理的な水準に維持する必要があると考えられる場合には、分配可能な他のファンド資産からの分配を行うことができる。

管理会社は、2009年を初回とする毎年7月10日現在の受益者に対して、毎年分配を行う予定である。

分配の行われる日から5年が経過しても請求がなされない場合、受益者は当該分配を受け取る権利を失い、分配金はファンド資産に組み込まれる。

2008年6月27日(運用開始日)から2009年7月10日までの期間に、ファンドはA、C、EおよびGコース証券の受益者に対し(取引日の実勢為替レートで該当するコースの通貨に換算して)総額3,107,685,819円を分配した。

期末後、ファンドは、2009年6月30日現在の純投資収益から、B、D、FおよびHコース証券の受益者に対し(取引日の実勢為替レートで該当するコースの通貨に換算して)総額437,739,840円ならびにCおよびGコース証券の受益者に対し(取引日の実勢為替レートで該当するコースの通貨に換算して)総額140,660,116円をそれぞれ分配した。かかる分配金は、2009年7月10日現在登録されている受益者に対して2009年7月17日に支払われた。配当落日は2009年7月13日であった。

注9 - 未払費用

(日本円)

投資顧問報酬	107,278,429
代行協会員報酬	107,195,738
保管報酬および管理事務代行報酬	25,734,716
年次税	10,867,267
設立費用償却	6,689,084
管理報酬	6,436,958
現金支出費	4,285,008
専門家報酬	3,731,819
	<hr/>
	272,219,019
	<hr/> <hr/>

注10 - 税金

ファンドは税制に関してルクセンブルグの法律を課される。ルクセンブルグの現行法規に従い、ファンドは純資産額の年率0.05%の年次税（taxe d'abonnement）を四半期毎に計算し支払う。現在の法律によれば、ファンドおよび受益者（ルクセンブルグに住所、登記された事務所もしくは恒久的施設を保有しているか、または一定の状況下でかつて保有していた個人または法人を除く。）はいずれも、ルクセンブルグの所得税、キャピタル・ゲイン税または源泉税もしくは相続税を課されない。ファンドは、投資国において支払う源泉税控除後の有価証券投資収益を取得する。

注11 - 先渡為替契約に係る未実現(損)益

2009年7月10日現在、ファンドは、各コース証券に属する資産をヘッジするために利用した以下の未決済先渡為替契約を有していた。

買付通貨	買付金額	売付通貨	売付金額	満期日 (日-月-年)	未実現(損)益 (日本円)
JPY	20,457,699	USD	213,333	10-08-09	627,707
JPY	418,378,897	AUD	5,477,060	10-08-09	21,137,400
JPY	68,794,908	NZD	1,134,015	10-08-09	2,585,702
JPY	11,280,153	EUR	83,933	10-08-09	371,242
JPY	44,922,775	AUD	596,662	10-08-09	1,647,956
JPY	71,412,952	NZD	1,189,700	10-08-09	1,952,573
JPY	241,568,544	AUD	3,259,291	10-08-09	5,177,907
JPY	62,578,104	NZD	1,057,686	10-08-09	825,345
USD	351,215	JPY	32,729,743	10-08-09	(83,161)
JPY	376,599,853	AUD	5,179,827	10-08-09	916,107
JPY	10,737,452	NZD	1,823,926	10-08-09	247,927
JPY	66,878,093	USD	723,627	10-08-09	(385,418)
JPY	173,570,117	AUD	2,415,924	10-08-09	(1,652,587)
JPY	87,890,478	NZD	1,515,868	10-08-09	(613,122)
USD	97,702,384	JPY	9,372,042,606	10-08-09	(290,291,424)
AUD	704,018,578	JPY	53,794,411,589	10-08-09	(2,733,183,518)
NZD	257,258,636	JPY	15,611,251,508	10-08-09	(591,265,381)
EUR	6,748,578	JPY	907,243,096	10-08-09	(30,122,026)
					(3,612,106,771)

通貨

AUD : 豪ドル

EUR : ユーロ

JPY : 日本円

NZD : NZドル

USD : 米ドル

注12 - 先物契約に係る未実現(損)益

2009年7月10日現在、ファンドは、全コース証券に属する以下の未決済先物契約を有していた。

契約数	銘柄	満期日	取得価額 (日本円)	市場価格 (日本円)	未実現(損)益 (日本円)
<i>ロング・ポジション</i>					
600	先物 東証株価指数 ・インデックス	2009年9月	5,555,400,000	5,202,000,000	(353,400,000)
					(353,400,000)

Statement of Net Assets
as of July 10, 2009
(expressed in Japanese Yen)

	<i>Note</i>	
ASSETS		
Investment in securities at market value <i>(at cost: JPY 73,793,798,040)</i>		64,934,381,400
Cash at bank		6,879,033,715
Margin receivable on future contracts		4,152,585,000
Receivable from brokers		1,740,127,519
Receivable from subscriptions		354,600,048
Accrued income		93,100,519
Formation expenses		11,939,136
		78,165,767,337
Total Assets		
LIABILITIES		
Net unrealised loss on forward foreign exchange contracts	11	3,612,106,771
Payable for repurchases		1,559,690,288
Unrealised loss on future contracts	12	353,400,000
Accrued expenses	9	272,219,019
		5,797,416,078
Total Liabilities		
		72,368,351,259
NET ASSETS		

Represented by units as follows

Portfolio Class A units: USD 6.76 per unit on 7,469,330 units outstanding
Total NAV: USD 50,495,923

Portfolio Class B units: USD 6.85 per unit on 6,783,039 units outstanding
Total NAV: USD 46,480,761

Portfolio Class C units: AUD 5.94 per unit on 84,683,237 units outstanding
Total NAV: AUD 502,708,766

Portfolio Class D units: AUD 6.26 per unit on 24,931,071 units outstanding
Total NAV: AUD 156,179,597

Portfolio Class E units: EUR 6.42 per unit on 482,530 units outstanding
Total NAV: EUR 3,095,937

Portfolio Class F units: EUR 6.58 per unit on 558,279 units outstanding
Total NAV: EUR 3,675,257

Portfolio Class G units: NZD 6.05 per unit on 33,901,416 units outstanding
Total NAV: NZD 204,994,373

Portfolio Class H units: NZD 6.40 per unit on 6,821,494 units outstanding
Total NAV: NZD 43,685,405

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

Statement of Operations and Changes in Net Assets
for the period from June 27, 2008 (commencement of operations) to July 10, 2009
(expressed in Japanese Yen)

	Note	
Net assets at the beginning of the period		-
INCOME		
Dividend income, net		2,026,574,583
Interest income on cash at bank		<u>25,010,919</u>
Total Income		<u>2,051,585,502</u>
EXPENSES		
Advisory fees	4	433,714,901
Agent company fees	5	433,399,514
Administrator fees	6	78,020,568
Subscription tax	10	43,540,875
Custodian fees	7	26,297,155
Management fees	3	26,023,861
Out-of-pocket expenses		17,325,200
Correspondent bank fees		12,596,696
Professional fees		3,731,819
Amortisation of formation expenses		3,160,852
Overseas registration fees		2,277,500
Other expenses		842,967
Legal fees		<u>187,101</u>
Total Expenses		<u>1,081,119,009</u>
NET INVESTMENT GAIN		<u>970,466,493</u>
Net realised loss on future contracts		(1,842,870,000)
Net realised loss on investments		(22,509,510,762)
Net realised loss on foreign currencies and forward foreign exchange contracts		<u>(23,128,092,032)</u>
NET REALISED LOSS FOR THE PERIOD		<u>(47,480,472,794)</u>
Net unrealised result on future contracts		354,440,400
Net unrealised result on forward foreign exchange contracts		(3,612,106,771)
Net unrealised result on investments		<u>(9,567,257,040)</u>
NET UNREALISED LOSS FOR THE PERIOD		<u>(12,824,923,411)</u>
NET DECREASE IN NET ASSETS AS A RESULT OF OPERATIONS		<u>(59,334,929,712)</u>
Proceeds from subscription of units		175,550,374,486
Payments for repurchase of units		<u>(40,739,407,696)</u>
		134,810,966,790
Dividend paid to unitholders	8	<u>(3,107,685,819)</u>
NET ASSETS AT THE END OF THE PERIOD		<u>72,368,351,259</u>

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

Notes to the Financial Statements
as of July 10, 2009

Note 1 - The Fund

NOMURA MULTI CURRENCY ATTRACTIVE DIVIDEND JAPAN STOCK FUND (hereinafter referred to as the "Fund") organised in and under the laws of the Grand Duchy of Luxembourg as a mutual investment fund (*fonds commun de placement*), is an unincorporated coproprietorship of its transferable securities and other assets, managed in the interest of its co-owners (hereinafter referred to as the "Unitholders") by Global Funds Management S.A. (hereinafter referred to as the "Management Company"), a company incorporated under the laws of Luxembourg, and having its registered office in Luxembourg. The assets of the Fund are separated from those of the Management Company and from those of other funds managed by the Management Company.

The Management Company on behalf of the Fund issues eight classes of Units (each a "Class of Units"), namely:

Class A Units denominated in USD (with monthly distributions) (hereinafter referred to as "Class A Units");
Class B Units denominated in USD (with annual distributions) (hereinafter referred to as "Class B Units");
Class C Units denominated in AUD (with monthly distributions) (hereinafter referred to as "Class C Units");
Class D Units denominated in AUD (with annual distributions) (hereinafter referred to as "Class D Units");
Class E Units denominated in EUR (with monthly distributions) (hereinafter referred to as "Class E Units");
Class F Units denominated in EUR (with annual distributions) (hereinafter referred to as "Class F Units");
Class G Units denominated in NZD (with monthly distributions) (hereinafter referred to as "Class G Units");
Class H Units denominated in NZD (with annual distributions) (hereinafter referred to as "Class H Units");
all Units of all Classes of Units are together known as the "Units".

The portion of the assets attributable to each Class of Units and denominated in another currency than the reference currency will be hedged to the extent possible to the reference currency of each Class of Units.

The Fund is organised in Luxembourg and qualifies under Part II of the law of December 20, 2002 on collective investment undertakings, as amended.

The Fund has been established for a period of time expiring on July 10, 2014.

The investment objective of the Fund is to pursue the performance of its actively managed portfolio consisting of Japanese equity securities mainly listed on the first section of the Tokyo Stock Exchange in 4 different currencies, U.S. Dollar (USD), Australian Dollar (AUD), Euro (EUR), and New-Zealand Dollar (NZD).

As for its investments in Japanese equity securities, the Fund intends to focus on the dividend yield of its portfolio of Japanese equity securities, seeking a total return consisting of high level of income gains and medium to long-term capital gains through actively managing such portfolio. In principle, stock selection and weighting decision will be made aiming its average dividend yield to exceed that of market average.

Under normal market conditions, the Fund will invest at least 90% of its total net assets in diversified Japanese equity securities and, to a limited extent, in Japanese equity index futures. The aforesaid percentage temporarily may not be satisfied in certain circumstances including but not limited to extraordinary situation caused by foreign exchange fluctuation.

The assets of the 8 Classes of Units shall be managed in one pool ("Common Portfolio") and the pool shall be divided into 8 parts attributable to each Class of Units in accordance with total net assets of each Class of Units. Additionally, for each Class of Units forward currency contracts will be entered into, in order to protect the assets attributable to the relevant Class of Units against the currency fluctuation between the relevant currency of denomination of the relevant Class of Units and Japanese Yen.

Note 2 - Significant accounting policies

The financial statements have been prepared in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to investment funds. The following is a summary of significant accounting policies:

A) INVESTMENTS IN SECURITIES

- (a) securities listed on a stock exchange or traded on any other Regulated Market will be valued at the last available closing price on such exchange or market. If a security is listed on several stock exchanges or markets, the last available closing price at the stock exchange or market, which constitutes the main market for such securities, will be determining;
- (b) securities not listed on any stock exchange or traded on any Regulated Market will be valued at their last available market price;
- (c) securities for which no price quotation is available or for which the price referred to in (a) and/or (b) is not representative of the fair market value, will be valued prudently and in good faith on the basis of their reasonable foreseeable sales prices;
- (d) equity index futures will be valued at the last available price on the Regulated Market on which they are traded;
- (e) cash and other liquid assets will be valued at their face value with accrued interest.

In the event that extraordinary circumstances render such a valuation impracticable or inadequate, the Management Company is authorised, prudently and in good faith, to follow other rules in order to achieve a fair valuation of the assets of the Fund.

B) SECURITY TRANSACTIONS AND INVESTMENT INCOME

Security transactions are accounted for on the trade date. Interest income is recognised on an accrual basis. Dividends are recorded on the ex-dividend date. Realised gains or losses on security transactions are determined on the basis of the average cost of securities sold.

C) CONVERSION OF FOREIGN CURRENCIES

All assets and liabilities not expressed in JPY have been translated into JPY at the period-end exchange rates.

Income and expenses in foreign currencies are translated into JPY at exchange rates prevailing on the transaction dates. Cost of investment securities expressed in currencies other than JPY is translated into JPY at the exchange rate applicable at the purchase date.

D) FUTURE CONTRACTS ON SECURITIES AND COMMODITIES

Initial margin deposits are made upon entering into future contracts and can be made either in cash or securities. During the period for which the future contract is open, changes in the value of the contract are recognised as unrealised gains or losses by marking to market the future contract on each valuation day to reflect the value of the contract at the end of each valuation day.

Variation margin payments are made or received, depending on whether unrealised losses or gains are incurred. Unrealised gains are reported as an asset in the statement of net assets. When the contract is closed, the Fund records a realized gain or loss equal to the difference between the proceeds from (or cost of) the closing transaction and the Fund's basis in the contract.

E) FORMATION EXPENSES

The costs and expenses incurred in the setting up of the Fund and the initial issue of its Units are borne by the Fund and amortised over a period not exceeding 5 years.

F) FORWARD FOREIGN EXCHANGE CONTRACTS

Forward foreign exchange contracts are valued at the forward rate applicable at the period-end date for the remaining period until maturity. Gains or losses resulting from forward foreign exchange contracts are recognised in the statement of operations and changes in net assets.

Note 3 - Management fees

The Management Company is entitled to receive out of the assets of the Fund, a management fee payable in JPY quarterly in arrears on an accounting year basis within 60 days of the end of the relevant quarter (if the day is not a Business Day, then the immediately preceding Business Day) at an annual rate of 0.03% of the average daily total net assets of the Fund during the relevant quarter. The first quarter started on June 27, 2008 and ended on October 10, 2008.

Note 4 - Advisory fees

The Investment Adviser is entitled to receive out of the assets of the Fund for its advisory services in relation to the asset management, a fee payable in JPY quarterly in arrears on an accounting year basis within 60 days of the end of the relevant quarter (if the day is not a Business Day, then the immediately preceding Business Day) at an annual rate of 0.50% of the average daily total net assets of the Fund during the relevant quarter. The first quarter started on June 27, 2008 and ended on October 10, 2008.

Note 5 - Agent company fees

The Agent Company is entitled to receive out of the assets of the Fund, a fee payable in JPY quarterly in arrears on an accounting year basis within 60 days of the end of the relevant quarter (if the day is not a Business Day, then the immediately preceding Business Day) at an annual rate of 0.50% of the average daily total net assets of the Fund during the relevant quarter. The first quarter started on June 27, 2008 and ended on October 10, 2008.

Note 6 - Administrator fees

The Administrator, Registrar, Transfer and Domiciliary Agent is entitled to receive out of the assets of the Fund in accordance with market practice in the Grand Duchy of Luxembourg, an administration fee payable in JPY quarterly in arrears on an accounting year basis within 60 days of the end of the relevant quarter (if the day is not a Business Day, then the immediately preceding Business Day) at an annual rate of 0.09% of the average daily total net assets of the Fund during the relevant quarter.

The first quarter started on June 27, 2008 and ended on October 10, 2008.

Note 7 - Custodian fees

The Custodian and Paying Agent is entitled to receive out of the assets of the Fund in accordance with market practice in Luxembourg, a custodian fee payable in JPY quarterly in arrears on an accounting year basis within 60 days of the end of the relevant quarter (if the day is not a Business Day, then the immediately preceding Business Day) at an annual rate of 0.03% of the average daily total net assets of the Fund during the relevant quarter. The fees of the Custodian's correspondents will also be paid out of the assets of the Fund.

The first quarter started on June 27, 2008 and ended on October 10, 2008.

Note 8 - Distributions

Class A, C, E, and G Units

For these Classes of Units, the Management Company may declare monthly or other interim distributions out of the net investment income, and net realized and unrealised capital gains and, if considered necessary to maintain a reasonable level of distributions, out of any other funds available for distribution.

The Management Company has the intention to make stable monthly distributions to Unitholders, as of the 10th day of each month having commenced in August 2008.

Class B, D, F, and H Units

For these Classes of Units, the Management Company may declare annual or other interim distributions out of the net investment income, and net realized and unrealised capital gains and, if considered necessary to maintain a reasonable level of distributions, out of any other funds available for distribution.

The Management Company has the intention to make annual distributions to Unitholders, as of 10th July each year commencing in 2009.

Distributions not claimed within five years from their due date will lapse and revert to the Fund.

For the period from June 27, 2008 (commencement of operations) to July 10, 2009, the Fund distributed a total amount of JPY 3,107,685,819 (converted into relevant Classes currencies at exchanges rates prevailing on the transactions dates) to the Unitholders of Class A, C, E and G Units.

Subsequent to period-end, the Fund distributed out of the net investment income as at June 30, 2009, a total amount of respectively JPY 437,739,840 (converted into relevant Classes currencies at exchanges rates prevailing on the transactions dates) to the Unitholders of Class B, D, F and H Units, and a total amount of JPY 140,660,116 (converted into relevant Classes currencies at exchanges rates prevailing on the transactions dates) to the Unitholders of Class C and G Units. These dividends have been paid on July 17, 2009 to the Unitholders registered as at July 10, 2009. The ex-dividend date was July 13, 2009.

Note 9 - Accrued expenses

	<i>JPY</i>
Advisory fees	107,278,429
Agent company fees	107,195,738
Custodian and Administrator fees	25,734,716
Subscription tax	10,867,267
Amortisation for formation expenses	6,689,084
Management fees	6,436,958
Out-of-pocket expenses	4,285,008
Professional fees	3,731,819
	<hr/>
	272,219,019
	<hr/> <hr/>

Note 10 - Taxation

The Fund is subject to Luxembourg law in respect of its tax status. Under legislation and regulations currently prevailing in Luxembourg, the Fund is subject to a subscription tax (taxe d'abonnement) on its net assets at an annual rate of 0.05% calculated and payable quarterly. Under present law neither the Fund nor the unitholders (except persons or companies who have or, in certain limited circumstances, formerly had their residence, registered office or a permanent establishment in Luxembourg) are subject to any Luxembourg tax on income or capital gains nor to any withholding or estate tax. The Fund collects the income received from the securities in its portfolio after deduction of any withholding tax in the relevant countries.

Note 11 - Unrealised gain/(loss) on Forward Foreign Exchange Contracts

As of July 10, 2009, the Fund had the following open Forward Foreign Exchange Contracts outstanding which were used to hedge the portion of assets attributable to each class of Units:

Currency Bought	Amount Bought	Currency Sold	Amount Sold	Maturity Date	Unrealised Gain/(Loss) in JPY
JPY	20,457,699	USD	213,333	10-Aug-09	627,707
JPY	418,378,897	AUD	5,477,060	10-Aug-09	21,137,400
JPY	68,794,908	NZD	1,134,015	10-Aug-09	2,585,702
JPY	11,280,153	EUR	83,933	10-Aug-09	371,242
JPY	44,922,775	AUD	596,662	10-Aug-09	1,647,956
JPY	71,412,952	NZD	1,189,700	10-Aug-09	1,952,573
JPY	241,568,544	AUD	3,259,291	10-Aug-09	5,177,907
JPY	62,578,104	NZD	1,057,686	10-Aug-09	825,345
USD	351,215	JPY	32,729,743	10-Aug-09	(83,161)
JPY	376,599,853	AUD	5,179,827	10-Aug-09	916,107
JPY	10,737,452	NZD	1,823,926	10-Aug-09	247,927
JPY	66,878,093	USD	723,627	10-Aug-09	(385,418)
JPY	173,570,117	AUD	2,415,924	10-Aug-09	(1,652,587)
JPY	87,890,478	NZD	1,515,868	10-Aug-09	(613,122)
USD	97,702,384	JPY	9,372,042,606	10-Aug-09	(290,291,424)
AUD	704,018,578	JPY	53,794,411,589	10-Aug-09	(2,733,183,518)
NZD	257,258,636	JPY	15,611,251,508	10-Aug-09	(591,265,381)
EUR	6,748,578	JPY	907,243,096	10-Aug-09	(30,122,026)
					<u>(3,612,106,771)</u>

Note 12 - Unrealised gain/(loss) on Future Contracts

As of July 10, 2009, the Fund had the following open future contracts which are attributable to all classes of Units:

Number of contracts	Description	Maturity Date	Cost <i>in JPY</i>	Market Price <i>in JPY</i>	Unrealised Gain/(Loss) <i>in JPY</i>
			<i>in JPY</i>	<i>in JPY</i>	
	<i>Long Positions</i>				
600	Fut Topix IDX	Sep-2009	5,555,400,000	5,202,000,000	(353,400,000)
					<u>(353,400,000)</u>

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

(2010年10月末日現在)

資産総額	35,015,738,218円	
負債総額	362,772,257円	
純資産総額(-)	34,652,965,961円	
発行済口数	Aコース証券：4,702,643口	
	Bコース証券：4,997,844口	
	Cコース証券：38,757,120口	
	Dコース証券：12,105,728口	
	Eコース証券：363,501口	
	Fコース証券：524,854口	
	Gコース証券：15,599,638口	
	Hコース証券：3,513,864口	
1口当りの純資産価格	Aコース証券：6.28米ドル	508円
	Bコース証券：6.17米ドル	499円
	Cコース証券：5.57豪ドル	440円
	Dコース証券：5.90豪ドル	466円
	Eコース証券：5.98ユーロ	673円
	Fコース証券：5.94ユーロ	669円
	Gコース証券：5.61NZドル	342円
	Hコース証券：5.92NZドル	361円

第4【外国投資信託受益証券事務の概要】

(1) ファンド証券の名義書換

ファンド記名式証券の名義書換機関は次のとおりです。

取扱機関 ノムラ・バンク(ルクセンブルグ)エス・エー

取扱場所 ルクセンブルグ大公国 エスペランジュ ガスベリッシュ通り33番 A棟

日本の受益者については、ファンド証券の保管を販売取扱会社に委託している場合、その販売取扱会社の責任で必要な名義書換手続きがとられ、それ以外のものについては本人の責任で行われます。

名義書換の費用は徴収されません。

(2) 受益者集会

受益者集会は開催されません。

(3) 受益者に対する特典、譲渡制限

受益者に対する特典はありません。

管理会社はいかなる者(米国人を含みます。)によるファンド証券の取得も制限することができます。

第三部【特別情報】

第1【管理会社の概況】

1【管理会社の概況】

(1) 資本金の額

払込済資本金は375,000ユーロ(約4,223万円)で、2010年10月末日現在全額払込済です。なお、1株25,000ユーロ(約282万円)の記名株式15株を発行済です。

最近5年間における資本金の額の増減はありません。

(2) 会社の機構

定款に基づき、3名以上の取締役により構成される取締役会が管理会社を運営します。取締役は管理会社の株主であることを要しません。取締役は年次株主総会において株主によって選任され、その任期は、次の年次株主総会終了時までであり、後任者が選任され就任するまでは、その地位に留まりますが、株主総会の決議により理由の如何を問わずいつでも解任されることがあります。

取締役会は、互選により、会長1名を選出し、また副会長1名ないし数名を選出することができます。取締役会はまた、取締役であることを要しませんが、取締役会および株主総会の議事録の保管について責任を有する秘書役1名を選出するものとします。取締役会は、会長または取締役2名の招集により、招集通知に指定された場所で開催されます。

取締役会長は、すべての株主総会および取締役会の議長を務めるものとします。会長不在の場合は、株主総会または取締役会は他の取締役を、また株主総会の場合は取締役以外の他の者であっても、当該会議の出席者の多数決で、暫定的議長として選任することができます。

さらに管理会社の業務運営および経営に必要なとみなされる場合にはジェネラル・マネジャー1名およびジェネラル・マネジャー補佐または他の役員数名を含む管理会社の役員を随時任命することができます。

取締役会の通知は、書面により、緊急の場合を除き、少なくとも会議開催時刻の24時間以上前にすべての取締役に宛ててなされます。緊急の場合には、当該緊急事由について招集通知に記載します。かかる通知は、書面、ケーブル、電報、テレックスまたはファックスにより各取締役の同意が得られた場合には、省略することができます。取締役会の決議によりあらかじめ採択された予定表に明記された時間および場所で開催されるものについては、各々について個別の通知をする必要はありません。

取締役は、代理人を指名したことが証明可能な書面、ケーブル、電報、テレックス、ファックスまたはその他の電子的手段により、他の取締役を指名して取締役会に代理出席させることができます。取締役は、投票の証明が可能な書面、ファックスまたはその他の電子的手段により投票することができます。取締役は、本人確認が可能かつ審議が当該取締役へ継続的に再送信され会議への効率的な参加が可能な電話会議、テレビ会議またはその他の遠隔通信手段を利用することにより取締役会に出席することができます。取締役会は、取締役の過半数が出席または代理出席している場合のみ、適法に審議し、または機能することができます。決議は取締役会に出席または代理出席している取締役の議決権の多数決によるものとします。

前述の規定にかかわらず、取締役会の決議は、書面により行うこともでき、決議が記載され、各々全取締役が署名した単一または複数の文書で構成することができます。かかる決議の日付は、最後の署名の日とします。

取締役は、適法に開催された取締役会会議でのみ行為することができます。取締役会は、管理会社の経営方針ならびにその運営および業務の実施方法を決定する権限を有します。ただし、取締役は、取締役会の決議により特に認められた場合を除いて、個人の行為によって管理会社を拘束することはできません。

管理会社は、2名の取締役の共同の署名または取締役会によりかかる権限が委任された他の者の自署により拘束されません。

投資顧問会社は管理会社に投資顧問業務を提供し、その職務の遂行にあたっては常に管理会社の取締役会の指図に従います。

(3) 役員および従業員の状況

氏名	管理会社 役職名	所属・役職名
松本晃一	取締役会長	ノムラ・バンク(ルクセンブルグ)エス・エー、 取締役社長
ジャック・エルヴィンガー (Jacques Elvinger)	取締役	エルヴィンガー・ホス・アンド・ブルッセン法律事務所、 パートナー
増田和昭	取締役	ノムラ・バンク(ルクセンブルグ)エス・エー、取締役兼 ジェネラル・マネジャー
日高浩実	取締役	野村證券株式会社、投信・保険業務部長
アーンスト・アンド・ヤング ・ソシエテ・アノニム (Ernst & Young Société Anonyme)	監査役	ルクセンブルグの公認会計士事務所

(注) ノムラ・バンク(ルクセンブルグ)エス・エーの取締役兼ジェネラル・マネジャーである須藤光一氏が、管理会社のジェネラル・マネジャーとして任命されています。上記の他、ファンドに関する管理会社の従業員はありません。

2【事業の内容及び営業の概況】

管理会社(その発行済株式のすべてをノムラ・バンク(ルクセンブルグ)エス・エーが保有。)は1991年7月8日付公正証書(1991年8月16日に「メモリアル」に公告)によりルクセンブルグ大公国の法律に基づき株式会社として設立されました。管理会社の定款は、2008年5月21日に最終修正されています。定款の統合版は、ルクセンブルグの郡裁判所の書記課(同課にて、閲覧および写しの入手が可能)に預託されています。管理会社は期間を無期限として設立されました。その登記上の事務所および本店は、ルクセンブルグ大公国 エスペランジュ ガスペリッシュ通り33番 A棟です。管理会社は、商業登記簿を登録第B 37 359号として登録しています。

管理会社の目的は、(2002年12月20日法第91条に規定する)ファンドおよびその他の投資信託の運用です。管理会社は、投資信託の運用、管理および販売に関するあらゆる活動を行うことができます。管理会社は、2002年12月20日法の第14章の定める制限の範囲内で、その目的の達成に有益とみなされるあらゆる活動を行うことができます。

管理会社は、野村アセットマネジメント株式会社を投資顧問会社として任命しています。管理会社は、ファンド資産の保管業務、ファンドの受益証券の純資産価格の計算およびその他の管理業務をノムラ・バンク(ルクセンブルグ)エス・エーに委託しています。

管理会社は、2010年10月末日現在以下の115本の投資信託の管理・運用を行っています。すべてのファンドは、契約型オープン・エンド型です。管理投資信託財産額の概算は約1.5兆円です。

(2010年10月末日現在)

国別(設立国)	種類別(基本的性格)	本数	純資産額の合計 (通貨別)
ルクセンブルグ	MMF	2	4,381,133,120.76米ドル
		2	581,207,075.05ユーロ
		1	3,101,245,694.26豪ドル
		1	105,668,571.34カナダドル
		1	1,020,215,830.87ニュージーランドドル
		1	99,085,883.73英ポンド
ルクセンブルグ	その他	17	2,482,631,174.89米ドル
		8	116,843,463.98ユーロ
		3	24,981,462.35英ポンド
		5	570,855,250.19ニュージーランドドル
		12	84,088,920,012.99円
		4	48,587,248.36カナダドル
		8	1,448,383,064.34豪ドル
ケイマン諸島	その他	24	133,247,866,112円
		6	1,399,291,539.38豪ドル
		15	682,641,620.55米ドル
		1	35,987,155.70ユーロ
		3	618,014,024.98ニュージーランドドル
		1	208,677,072.18南アフリカ・ランド

3【管理会社の経理状況】

1. 管理会社の直近2事業年度の日本語の財務書類は、ルクセンブルグにおける法令に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものです。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第129条第5項ただし書の規定の適用によるものです。
2. 管理会社の原文の財務書類は、管理会社の本国における独立監査人であるアーンスト・アンド・ヤング・ソシエテ・アノニムの監査を受けております。なお、アーンスト・アンド・ヤング・ソシエテ・アノニムは、公認会計士法第1条の3第7項に規定される外国監査法人等です。
3. 日本語の財務書類には、主要な金額について円貨換算額が併記されています。日本円への換算には、2010年10月29日における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ＝112.61円）が使用されています。なお、千円未満の金額は四捨五入されています。

(1)【貸借対照表】

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー

貸借対照表

2010年3月31日現在

(ユーロで表示)

	2010年3月31日終了年度		2009年3月31日終了年度	
	(ユーロ)	(千円)	(ユーロ)	(千円)
資産				
固定資産				
金融資産(注3)	1,120,404	126,169	831,196	93,601
流動資産				
1年以内期限到来債権	208,155	23,440	184,678	20,797
現金預金	1,739,069	195,837	13,298,014	1,497,489
未収納税引当金(注6)	44,094	4,965	247,094	27,825
未収収益			248	28
	<u>3,111,722</u>	<u>350,411</u>	<u>14,561,230</u>	<u>1,639,740</u>
負債				
資本金および準備金				
資本金(注4)	375,000	42,229	375,000	42,229
法定準備金(注5)	37,500	4,223	37,500	4,223
その他準備金(注5)	1,363,000	153,487	1,363,000	153,487
繰越利益(注5)			11,549,603	1,300,601
当期利益	1,312,158	147,762	1,215,754	136,906
	<u>3,087,658</u>	<u>347,701</u>	<u>14,540,857</u>	<u>1,637,446</u>
債務引当金				
納税引当金(注6)				
未払金				
為替先渡契約未実現純損失(注11)	3,364	379	1,398	157
未払費用(注7)	20,700	2,331	18,975	2,137
	<u>3,111,722</u>	<u>350,411</u>	<u>14,561,230</u>	<u>1,639,740</u>

添付の注記は当財務書類の一部である。

(2)【損益計算書】

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー

損益計算書

2010年3月31日に終了した年度

(ユーロで表示)

	2010年3月31日終了年度		2009年3月31日終了年度	
	(ユーロ)	(千円)	(ユーロ)	(千円)
費用				
その他営業費用	52,200	5,878	65,111	7,332
金融資産の評価調整/(繰戻)(注3)	(221,501)	(24,943)	79,321	8,932
純為替差損(注8)	18,253	2,055	107,892	12,150
金融資産売却実現損失	41,984	4,728	5,597	630
所得税(注6)	209,065	23,543	334,897	37,713
当期利益	1,312,158	147,762	1,215,754	136,906
費用合計	1,412,159	159,023	1,808,572	203,663
収益				
純売上高(注1)	1,362,473	153,428	1,386,234	156,104
その他利息および類似収益	19,383	2,183	362,655	40,839
金融資産からの収益(注9)	30,303	3,412	59,684	6,721
収益合計	1,412,159	159,023	1,808,572	203,663

添付の注記は当財務書類の一部である。

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー

財務書類に対する注記

2010年3月31日に終了した年度

注1 - 一般事項

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー(「当社」)は、ルクセンブルグ法に準拠する株式会社(「Société Anonyme」)としてルクセンブルグにおいて1991年7月8日に設立され、「ルクセンブルグ B 37 359」の商業登記番号を有している。

当社の登録上の住所は、ルクセンブルグ大公国 エスペランジュ ガスベリッシュュ通り33番 A棟である。

当社の主要事業は、投資信託の設定、管理および運用であり、それによって、「純売上高」として損益計算書に開示されている管理報酬を受領する。

当社は、当社が子会社としてその一部を形成する最大の組織である野村ホールディングス株式会社の連結財務書類に含まれている。野村ホールディングス株式会社の登記上の事務所は東京に所在しており、その連結財務書類は、〒103-8011日本国東京都中央区日本橋一丁目9番1号において入手可能である。

さらに、当社は、上記で言及した組織中、最小の組織であるノムラ・ヨーロッパ・ホールディングス・ピーエルシーの連結財務書類にも含まれ、子会社としてその一部を形成している。ノムラ・ヨーロッパ・ホールディングス・ピーエルシーの登記上の事務所はロンドンに所在しており、その連結財務書類は、イギリスEC1A 4NPロンドン、セント・マーティン・ル・グラント1において入手可能である。

ルクセンブルグ法により定義された基準に基づき、当社は、連結財務書類および連結経営報告書を作成する義務を免除されている。

注2 - 重要な会計方針の概要

当社の財務書類は、ルクセンブルグの法律および規制要件ならびにルクセンブルグにおいて適用される一般会計原則に準拠して作成されている。

取締役会により適用された重要な会計方針の要約は以下のとおりである。

外貨換算

当社は、その会計帳簿をユーロ(EUR)により記帳しており、財務書類は当該通貨で表示されている。

ユーロ以外の通貨で表示される取引はすべて、取引日における為替レートによりユーロに換算される。

現金預金は、貸借対照表日現在において有効な為替レートにより換算される。為替差損益は、当期損益計算書に計上されている。

その他の資産および負債は、取得時の為替レートにより換算された額または貸借対照表日における為替レートにより決定された額のうち、資産については低価な方、負債については高価な方を用いて個別に換算される。

実現為替差損益および未実現為替差損は、損益計算書に計上される。

金融資産

金融資産は、取得日における取得価額で計上される。期末現在で金融資産は、原価かまたは時価のいずれか低価な方を用いて個別に評価される。

評価調整は、関連資産から直接控除される。

金融資産売却実現損益は、平均原価法で決定される。

債権

債権は、額面金額にて計上される。債権は、回収の可能性が低くなった場合には評価調整の対象となる。評価調整は、当該評価調整を行うこととなった事由が適用されなくなった場合には継続されない。

債務引当金

債務引当金は、確定債務または貸借対照表日現在、発生する金額もしくは日付が不確定だが負担する可能性が高いもしくは確実に負担する債務の損失を補填するために設定されている。

未払金

当該負債科目には、次期事業年度中に支払われるが今期事業年度に関連する費用が含まれている。

受取配当金および受取利息

配当金は、配当落ち日に計上される。受取利息は、発生主義に基づいて計上される。

為替先渡契約

先渡契約は、将来の特定の日ににおいて特定の金融商品を売買するための契約上の取り決めである。先渡契約は、店頭市場において取引されるカスタマイズされた契約である。

為替契約の公正価値は、類似の満期およびリスク水準を有する契約の実勢為替レートを参照することにより計算される。

当社の外貨ポジションをヘッジする目的で、当社は為替先渡契約を締結する。当該契約は、当社によって開始され、市場相場

で締結される。貸借対照表または簿外ポジションをヘッジするために締結される取引から生じる利益および損失は、ヘッジ取引に伴う損益と同様に損益計算書に計上される。

注3 - 金融資産

2010年3月31日に終了した事業年度中、金融資産は、投資信託の受益証券への投資および関連会社株式の引受により構成されていた。金融資産の増減の概要は、以下のとおりである。

	投資信託の 受益証券への投資 (ユーロ)	関連会社株式の 引受 (ユーロ)
取得価額		
期首現在	1,267,403	
期中取得額	178,016	11,440,500
期中処分額	(110,309)	(11,440,500)
期末現在	1,335,110	
評価調整		
期首現在	(436,207)	
期中評価調整	221,501	
期末現在	(214,706)	
期末純評価額	1,120,404	
期末市場価格	1,190,212	

投資信託の受益証券への投資

当社は、投資信託の参加持分の20%超を占める受益証券を保有していない。

関連会社株式の引受

2010年3月26日、当社は、ノムラ・バンク(ルクセンブルグ)エス・エーより、グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニーの1株当たり額面10ユーロの株式50,000株(株式資本の100%を表章する。)を、11,440,500ユーロにて取得した。2010年3月29日、グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニーは、当社に対して10,940,500ユーロの配当金を宣言し、支払った。当社は、配当金について取得原価からの控除分として認識した。2010年3月30日、当社は、保有するグローバル・ファンズ・トラスト・カンパニーの株式をノムラ・バンク(ルクセンブルグ)エス・エーへ売り戻した。

注4 - 資本金

当社の発行済かつ全額払込済の資本金は、1株当たり額面25,000ユーロの記名株式15株により表章される。当社は、自己株式を取得していない。

注5 - 準備金および繰越利益

本年度における増減は、以下のとおりである。

	法定準備金 (ユーロ)	その他準備金 (ユーロ)	繰越利益 (ユーロ)
2009年3月31日現在残高	37,500	1,363,000	11,549,603
前期の利益			1,215,754
利益処分			(12,765,357)
2010年3月31日現在残高	37,500	1,363,000	

2010年3月26日、当社は、唯一の株主であるノムラ・バンク(ルクセンブルグ)エス・エーに対して配当金12,765,357ユーロを支払った。

法定準備金

ルクセンブルグの法定要件に準拠して、年間純利益の少なくとも5%を配当が制限される法定準備金として積み立てなければならない。この要件は、準備金が発行済株式資本の10%に達した時に充足されたものとみなされる。

その他準備金

2002年以降、1934年10月16日法(その後の改正を含む。)第8a項に従い、当社は、ある年度に支払うべき資産税につき、当該年度に支払うべき法人所得税の金額を上限とした減税を受ける権利を有している。

上記の権利を利用するために、当社は、控除の対象となる資産税額の5倍の金額に相当する制限準備金を積立てなければならない。この準備金は、設定された年の翌年から5年間維持されなければならない。制限準備金を配当の対象とする場合、税金控除は、かかる配当が行われた年に廃止される。当社は、この制限準備金を「その他準備金」として計上することを決定した。

2010年3月31日現在、配当不可能準備金は合計1,363,000ユーロであり、これは、2000年から2008年までの間に資産税積立金として計上された額の5倍に相当する。

2008年には、2000年および2001年の資産税準備金のうち合計89,000ユーロが取り崩された。年次株主総会で承認された後、305,000ユーロが2008年の資産税額の5倍の金額に相当する制限準備金として割り当てられた。

注6 - 税金

当社は、複数の投資信託の管理運用に責任がある。従って、当社は、ルクセンブルグの法人税法に従って所得税およびキャピタル・ゲイン税を課されている。納税引当金は、ルクセンブルグの税務当局から最終査定税額の通知を受けていない会計期間について、当社が見積もった納税額(当社が税務当局に対して支払った前払金控除後)に相当する。納税額に対して前払金の額が上回る場合、差額は貸借対照表に「未収納税引当金」として計上される。

注7 - 未払金

未払金は、主に未払いの監査報酬および所在地事務代行報酬ならびに為替先渡契約未実現損失から構成されている。

注8 - 純為替差益(損)

	2010年3月31日 終了年度 (ユーロ)	2009年3月31日 終了年度 (ユーロ)
派生商品および為替契約に係る実現損失	(16,287)	(102,520)
派生商品および為替契約に係る未実現損失の増減	(1,966)	(5,372)
	(18,253)	(107,892)

注9 - 金融資産からの収益

金融資産からの収益は、以下のとおり構成されている。

	2010年3月31日 終了年度 (ユーロ)	2009年3月31日 終了年度 (ユーロ)
受取配当金	30,303	59,684
	<u>30,303</u>	<u>59,684</u>

注10 - スタッフ

当社には、2010年および2009年の事業年度中に従業員はいなかった。

注11 - 為替先渡契約

貸借対照表日現在、ヘッジ目的のために保有される未決済為替先渡契約は、以下のとおりである。

買付通貨	買付金額	売付通貨	売付金額	満期日 (日-月-年)	未実現利益 (ユーロ)
ユーロ	124,105	日本円	15,464,391	30-06-10	499
ユーロ	707,443	米ドル	953,304	30-06-10	(3,863)
					<u>(3,364)</u>

注12 - 関連会社

当社は、普通株式の100%を所有する(ルクセンブルグにおいて設立された)ノムラ・バンク(ルクセンブルグ)エス・エーによって経営支配されている。当社の最終的親会社は、野村ホールディングス株式会社であり、東京に所在している。

銀行業取引の多くが、通常の事業の一環として関連会社との間で行われている。これらには、当座預金口座および為替取引が含まれる。

当座預金口座で、2010年3月31日に終了した事業年度に19,383ユーロの利息が生じた(2009年:362,655ユーロ)。適用された金利は、市場で入手できる短期預金金利から非関連会社の顧客に適用されるものと同じスプレッドを差し引いた後の利率である。

GLOBAL FUNDS MANAGEMENT S.A.
Balance Sheet at March 31, 2010
(expressed in Euro)

	<i>Year Ended</i> <i>March 31, 2010</i>	<i>Year Ended</i> <i>March 31, 2009</i>
ASSETS		
FIXED ASSETS		
Financial assets (note 3)	1,120,404	831,196
CURRENT ASSETS		
Trade debtors becoming due and payable within one year	208,155	184,678
Cash at banks	1,739,069	13,298,014
Receivable provision for taxation (note 6)	44,094	247,094
ACCRUED INCOME	--	248
	<u>3,111,722</u>	<u>14,561,230</u>
LIABILITIES		
CAPITAL AND RESERVES		
Subscribed Capital (note 4)	375,000	375,000
Legal Reserve (note 5)	37,500	37,500
Other Reserves (note 5)	1,363,000	1,363,000
Profit brought forward (note 5)	--	11,549,603
Profit for the financial year	1,312,158	1,215,754
	<u>3,087,658</u>	<u>14,540,857</u>
PROVISIONS FOR LIABILITIES AND CHARGES		
Provision for taxation (note 6)	--	--
ACCRUALS		
Net unrealised loss on forward foreign exchange contracts (note 11)	3,364	1,398
Accrued expenses (note 7)	20,700	18,975
	<u>3,111,722</u>	<u>14,561,230</u>

The accompanying notes form an integral part of these annual accounts.

GLOBAL FUNDS MANAGEMENT S.A.
 Profit and Loss Account
 for the year ended March 31, 2010
 (expressed in Euro)

	<i>Year Ended</i> <i>March 31, 2010</i>	<i>Year Ended</i> <i>March 31, 2009</i>
CHARGES		
Other operating charges	52,200	65,111
Value adjustment/(reversal) in respect of financial assets (note 3)	(221,501)	79,321
Net exchange loss (note 8)	18,253	107,892
Realised loss on sales of financial assets	41,984	5,597
Income taxes (note 6)	209,065	334,897
Profit for the financial year	1,312,158	1,215,754
Total charges	<u>1,412,159</u>	<u>1,808,572</u>
INCOME		
Net turnover (note 1)	1,362,473	1,386,234
Other interest and similar income	19,383	362,655
Income from financial assets (note 9)	30,303	59,684
Total income	<u>1,412,159</u>	<u>1,808,572</u>

The accompanying notes form an integral part of these annual accounts.

GLOBAL FUNDS MANAGEMENT S.A.
Notes to the Annual Accounts
for the year ended March 31, 2010

Note 1 - General

Global Funds Management S.A. (the "Company") was incorporated on July 8, 1991 in Luxembourg as a "Société Anonyme" governed by Luxembourg law and holds the following trade register identification : Luxembourg B 37 359.

The Company's registered address is at Bâtiment A – 33, rue de Gasperich L-5826 Hesperange, Grand Duchy of Luxembourg.

The principal activity of the Company is the creation, administration and management of investment funds for which it receives management fees disclosed in the Profit and Loss account as "Net turnover".

The Company is included in the consolidated accounts of Nomura Holdings Inc., forming the largest body of undertakings of which the Company forms a part as a subsidiary undertaking. The registered office of Nomura Holdings Inc. is located in Tokyo and the consolidated financial statements are available at 1-9-1 Nihonbashi, Chuo-Ku, Tokyo 103-8011, Japan.

In addition, the Company is included in the consolidated accounts of Nomura Europe Holdings Plc, forming the smallest body of undertakings included in the body of undertakings referred to in the above-mentioned paragraph of which the Company forms part as a subsidiary undertaking. The registered office of Nomura Europe Holdings Plc is located in London and the consolidated accounts are available at 1, St. Martin's-Le-Grand, London, EC1A 4NP, U.K.

Based on the criteria defined by Luxembourg law, the Company is exempted from the obligation to draw-up consolidated accounts and a consolidated management report.

Note 2 – Summary of Significant Accounting Policies

The annual accounts of the Company are prepared in accordance with Luxembourg laws and regulatory requirements and according to generally accepted accounting principles applicable in Luxembourg.

The significant accounting policies applied by the Board of Directors are summarised as follows:

Foreign currency translation

The Company maintains its accounts in Euro ("EUR") and the annual accounts are expressed in this currency.

All transactions expressed in currencies other than the EUR are translated into EUR at exchange rates prevailing at the transaction date.

Cash at bank is translated at the exchange rate effective at the balance sheet date. Exchange losses and gains are recorded in the profit and loss account of the year.

Other assets and liabilities are translated separately at the lower or at the higher, respectively, of the value converted at the historical exchange rate or at their value determined at the exchange rate prevailing at the balance sheet date.

Realised exchange gains and losses and unrealised exchange losses are accounted for in the profit and loss account.

Financial assets

Financial assets are recorded at acquisition cost on trade date. At the year end, financial assets are valued individually at the lower of cost or market value.

Value adjustments are deducted directly from the related assets.

Realised profit or loss on sale of financial assets is determined on the basis of the average cost method.

Trade debtors

Trade debtors are recorded at their nominal value. They are subject to value adjustments where their recovery is compromised. These value adjustments are not continued if the reasons for which the value adjustments were made have ceased to apply.

Provisions for liabilities and charges

Provisions for liabilities and charges are intended to cover loss on debts the nature of which is clearly defined and which, at the date of the balance sheet are either likely to be incurred or certain to be incurred but uncertain as to their amount or as to the date on which they will arise.

Accruals

This liability item includes expenses to be paid during the subsequent financial year but related to the current financial year.

Dividend and interest income

Dividends are recorded on the ex-dividend date. Interest income is recorded on an accruals basis.

Forward foreign exchange contracts

Forward contracts are contractual agreements to buy or sell a specified financial instrument at a specific date in the future. Forwards are customized contracts transacted in the OTC market.

The fair values of currency exchange contracts are calculated by reference to current exchange rates for contracts with similar maturity and risk profiles.

The Company enters into forward foreign exchange contracts for the purpose of hedging foreign currency positions of the Company. They are initiated by the Company and concluded at market rates. Gains and losses resulting from transactions which are concluded in order to hedge a balance sheet or an off-balance sheet position are recorded in the profit and loss account similarly to the gains and losses attached to the hedged transactions.

Note 3 - Financial Assets

During the year ended March 31, 2010, financial assets consisted of investments in units/shares of investment funds and shares in affiliated undertaking. Movements in financial assets are summarised as follows:

	<i>Investment in units/shares of investment funds EUR</i>	<i>Shares in affiliated undertaking EUR</i>
Acquisition cost		
at the beginning of the year	1,267,403	--

acquisitions during the year	178,016	11,440,500
disposals during the year	(110,309)	(11,440,500)
at the end of the year	1,335,110	--
Value adjustments		
at the beginning of the year	(436,207)	--
value adjustments for the year	221,501	--
at the end of the year	(214,706)	--
Net value at the end of the year	1,120,404	--
Market value at the end of the year	1,190,212	--

Investment in units/shares of investment funds

The Company does not have any holdings in units/shares representing more than 20% of participating interest in the investment funds.

Shares in affiliated undertaking

On March 26, 2010, the Company acquired from Nomura Bank (Luxembourg) S.A. 50,000 shares of a nominal amount of EUR 10 each (representing 100% of the share capital) in Global Funds Trust Company for a value of EUR 11,440,500.

On March 29, 2010, Global Funds Trust Company declared and paid a dividend to the Company amounting to EUR 10,940,500, which was recognised by the Company as a reduction to cost. On March 30, 2010, the Company sold its shareholding in Global Funds Trust Company back to Nomura Bank (Luxembourg) S.A.

Note 4 – Subscribed Capital

The issued and fully paid capital of the Company is represented by 15 registered shares of a par value of EUR 25,000 each. The Company has not purchased its own shares.

Note 5 – Reserves and Profit Brought Forward

The movements for the year are as follows:

	Legal reserve	Other reserve	Profit brought forward
	EUR	EUR	EUR
Balance as at March 31, 2009	37,500	1,363,000	11,549,603
Previous year 's profit	--	--	1,215,754
Appropriation of profit	--	--	(12,765,357)
	<hr/>	<hr/>	<hr/>
Balance as at March 31, 2010	37,500	1,363,000	--
	<hr/>	<hr/>	<hr/>

On March 26, 2010, the Company distributed a dividend of EUR 12,765,357 to its sole shareholder, Nomura Bank (Luxembourg) S.A.

Legal reserve

In accordance with Luxembourg legal requirements, at least 5% of the annual net profit is to be transferred to legal reserve from which distribution is restricted. This requirement is satisfied when the reserve reaches 10% of the issued share capital.

Other reserves

From 2002 onwards, in accordance with para 8a of the October 16, 1934 law as amended, the Company is entitled to reduce the net worth tax due for the year by an amount which cannot exceed the corporate income tax due for the year.

In order to avail of the above, the Company must set up a restricted reserve equal to five times the amount of the net worth tax credited. This reserve has to be maintained for a period of five years following the year in which it was created. In case of distribution of the restricted reserve, the tax credit falls due during the year in which it was distributed. The Company has decided to maintain this restricted reserve under "Other reserves".

As at March 31, 2010, the non-distributable reserve amounts to EUR 1,363,000 representing five times the net worth tax credited for the years from 2000 to 2008.

In 2008, the 2000 and 2001 net worth tax reserve was released by an aggregate amount of EUR 89,000. Following its approval by the Annual General Meeting of the Shareholders, an amount of EUR 305,000 was allocated to restricted reserves corresponding to five times the amount of the 2008 net worth tax.

Note 6 - Taxes

The Company is responsible for the management of several Mutual Investment Funds. Consequently the Company is subject to taxes on income and capital gains according to Luxembourg corporate tax legislation. The provision for taxation corresponds to the tax liability estimated by the Company for the financial period for which no final tax assessment has been received from the Luxembourg tax authorities, net of advances made by the Company to the tax authorities. In case of excess of advances compared to the tax liabilities, the net amount is recorded in the balance sheet as "Receivable provision for taxation".

Note 7 - Accruals

The accruals mainly consist of audit and domiciliation fees payable and unrealized losses on forward foreign exchange contracts.

Note 8 – Net Exchange Gain (Losses)

	<i>Year Ended</i> <i>March 31, 2010</i>	<i>Year Ended</i> <i>March 31, 2009</i>
Realised loss on derivative instruments and foreign currencies contracts	(16,287)	(102,520)
Change in unrealised loss on derivative instruments and foreign currencies contracts	(1,966)	(5,372)
	<u>(18,253)</u>	<u>(107,892)</u>

Note 9 – Income from Financial Assets

Income from financial assets comprises:

	<i>Year Ended</i> <i>March 31,</i> <i>2010</i>	<i>Year Ended</i> <i>March 31, 2009</i>
Dividend received	30,303	59,684
	<u>30,303</u>	<u>59,684</u>

Note 10 – Staff

The Company did not have any employees during the financial years 2010 and 2009.

Note 11 – Forward Foreign Exchange Contracts

As at the balance sheet date, the outstanding forward foreign exchange contracts held for hedging purposes are as follows:

Currency Bought	Amount Bought	Currency Sold	Amount Sold	Maturity Date	Unrealized Gain in EUR
EUR	124,105	JPY	15,464,391	30-Jun-10	499
EUR	707,443	USD	953,304	30-Jun-10	(3,863)
					<u>(3,364)</u>

Note 12 – Related Parties

The Company is controlled by Nomura Bank (Luxembourg) S.A. (incorporated in Luxembourg) which owns 100% of the ordinary shares. The ultimate parent of the Company is Nomura Holdings Inc. and is located in Tokyo.

A number of banking transactions are entered into with the related parties in the normal course of business. These include current accounts and foreign exchange currency transactions.

Current accounts yielded interest of EUR 19,383 for the year ended March 31, 2010 (2009: EUR 362,655). The interest rates applied are derived from the short term deposit rates available on the market minus the same spread applicable to non related parties' clients.

[次へ](#)

中間財務書類

- a. 管理会社の日本文の中間財務書類は、ルクセンブルグにおける法令に準拠して作成された原文の中間財務書類を翻訳したものです。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第76条第4項ただし書の規定の適用によるものです。
- b. 管理会社の原文の中間財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法第1条の3第7項に規定される外国監査法人等をいいます。）の監査を受けていません。
- c. 日本文の中間財務書類には、主要な金額について円貨換算額が併記されています。日本円への換算には、2010年10月29日における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ＝112.61円）が使用されています。なお、千円未満の金額は四捨五入されています。

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー

貸借対照表

2010年9月30日現在

(ユーロで表示)

	2010年9月30日		2009年9月30日	
	(ユーロ)	(千円)	(ユーロ)	(千円)
資産				
固定資産				
金融資産(注3)	882,221	99,347	961,529	108,278
流動資産				
1年以内期限到来債権	202,601	22,815	210,472	23,701
現金預金	2,624,708	295,568	13,959,317	1,571,959
納税引当金(注6)			17,014	1,916
売却未収金	6,065	683		
為替先渡契約未実現純利益(注11)	6,959	784		
未収収益			12	1
	<u>3,722,554</u>	<u>419,197</u>	<u>15,148,344</u>	<u>1,705,855</u>
負債				
資本金および準備金				
資本金(注4)	375,000	42,229	375,000	42,229
法定準備金(注5)	37,500	4,223	37,500	4,223
その他準備金(注5)	1,363,000	153,487	1,363,000	153,487
繰越利益(注5)	1,312,158	147,762	12,765,357	1,437,507
当期利益	495,681	55,819	598,287	67,373
	<u>3,583,339</u>	<u>403,520</u>	<u>15,139,144</u>	<u>1,704,819</u>
債務引当金				
納税引当金(注6)	139,215	15,677		
未払金				
未払費用(注7)			9,200	1,036
	<u>3,722,554</u>	<u>419,197</u>	<u>15,148,344</u>	<u>1,705,855</u>

添付の注記は当財務書類の一部である。

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー

損益計算書

2010年9月30日に終了した期間

(ユーロで表示)

	2010年9月30日に 終了した期間		2009年9月30日に 終了した期間	
	(ユーロ)	(千円)	(ユーロ)	(千円)
費用				
その他営業費用	34,515	3,887	29,503	3,322
金融資産の評価調整/(繰戻)(注3)	(104,307)	(11,746)	(92,497)	(10,416)
純為替差益/(損)(注8)	45,035	5,071	(45,514)	(5,125)
金融資産売却実現損失	72,651	8,181	2,960	333
所得税(注6)	183,769	20,694	234,144	26,367
当期利益	495,681	55,819	598,287	67,373
費用合計	727,344	81,906	726,883	81,854
収益				
純売上高(注1)	702,883	79,152	694,055	78,158
その他利息および類似収益	128	14	16,225	1,827
金融資産からの収益(注9)	24,333	2,740	16,603	1,870
収益合計	727,344	81,906	726,883	81,854

添付の注記は当財務書類の一部である。

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー
中間財務書類に対する注記
2010年9月30日に終了した期間

注1 - 一般事項

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー(「当社」)は、ルクセンブルグ法に準拠する株式会社(“Société Anonyme”)としてルクセンブルグにおいて1991年7月8日に設立され、「ルクセンブルグ B 37 359」の商業登記番号を有している。

当社の登録上の住所は、ルクセンブルグ大公国 エスペランジュ ガスベリッシュ通り33番 A棟である。

当社の主要事業は、投資信託の設定、管理および運用であり、それによって、「純売上高」として損益計算書に開示されている管理報酬を受領する。

当社は、当社が子会社としてその一部を形成する最大の組織である野村ホールディングス株式会社の連結財務書類に含まれている。野村ホールディングス株式会社の登記上の事務所は東京に所在しており、その連結財務書類は、〒103-8011日本国東京都中央区日本橋一丁目9番1号において入手可能である。

さらに、当社は、上記で言及した組織中、最小の組織であるノムラ・ヨーロッパ・ホールディングス・ピーエルシーの連結財務書類にも含まれ、子会社としてその一部を形成している。ノムラ・ヨーロッパ・ホールディングス・ピーエルシーの登記上の事務所はロンドンに所在しており、その連結財務書類は、イギリスEC1A 4NPロンドン、セント・マーティン・ル・グラント1において入手可能である。

ルクセンブルグ法により定義された基準に基づき、当社は、連結財務書類および連結経営報告書を作成する義務を免除されている。

注2 - 重要な会計方針の概要

当社の財務書類は、ルクセンブルグの法律および規制要件ならびにルクセンブルグにおいて適用される一般会計原則に準拠して作成されている。

取締役会により適用された重要な会計方針の要約は以下のとおりである。

外貨換算

当社は、その会計帳簿をユーロ(EUR)により記帳しており、財務書類は当該通貨で表示されている。

ユーロ以外の通貨で表示される取引はすべて、取引日における為替レートによりユーロに換算される。

現金預金は、貸借対照表日現在において有効な為替レートにより換算される。為替差損益は、当期損益計算書に計上されている。

その他の資産および負債は、取得時の為替レートにより換算された額または貸借対照表日における為替レートにより決定された額のうち、資産については低価な方、負債については高価な方を用いて個別に換算される。

実現為替差損益および未実現為替差損は、損益計算書に計上される。

金融資産

金融資産は、取得日における取得価額で計上される。期末現在で金融資産は、原価かまたは時価のいずれか低価な方を用いて個別に評価される。

評価調整は、関連資産から直接控除される。

金融資産売却実現損益は、平均原価法で決定される。

債権

債権は、額面金額にて計上される。債権は、回収の可能性が低くなった場合には評価調整の対象となる。評価調整は、当該評価調整を行うこととなった事由が適用されなくなった場合には継続されない。

債務引当金

債務引当金は、確定債務または貸借対照表日現在、発生する金額もしくは日付が不確定だが負担する可能性が高いもしくは確実に負担する債務の損失を補填するために設定されている。

未払金

当該負債科目には、次期事業年度中に支払われるが今期事業年度に関連する費用が含まれている。

受取配当金および受取利息

配当金は、配当落ち日に計上される。受取利息は、発生主義に基づいて計上される。

為替先渡契約

先渡契約は、将来の特定の日において特定の金融商品を売買するための契約上の取り決めである。先渡契約は、店頭市場において取引されるカスタマイズされた契約である。

為替契約の公正価値は、類似の満期およびリスク水準を有する契約の実勢為替レートを参照することにより計算される。

当社の外貨ポジションをヘッジする目的で、当社は為替先渡契約を締結する。当該契約は、当社によって開始され、市場相場
で締結される。貸借対照表または簿外ポジションをヘッジするために締結される取引から生じる利益および損失は、ヘッジ
取引に伴う損益と同様に損益計算書に計上される。

注3 - 金融資産

2010年9月30日に終了した期間中、金融資産は、投資信託の受益証券への投資および関連会社株式の引受により構成されて
いた。金融資産の増減の概要は、以下のとおりである。

	投資信託の 受益証券への投資 (ユーロ)
取得価額	
期首現在	1,335,110
期中取得額	77,566
期中処分額	(420,056)
期末現在	992,620
評価調整	
期首現在	(214,706)
期中評価調整	104,307
期末現在	(110,399)
期末純評価額	882,221
期末市場価格	936,821

投資信託の受益証券への投資

当社は、投資信託の参加持分の20%超を占める受益証券を保有していない。

注4 - 資本金

当社の発行済かつ全額払込済の資本金は、1株当たり額面25,000ユーロの記名株式15株により表章される。当社は、自己株式
を取得していない。

注5 - 準備金および繰越利益

当期における増減は、以下のとおりである。

	法定準備金 (ユーロ)	資産税積立金 (ユーロ)	繰越利益 (ユーロ)
2010年3月31日現在残高	37,500	1,363,000	
期末後再配分			
前期の利益			1,312,158
2010年9月30日現在残高	37,500	1,363,000	1,312,158

法定準備金

ルクセンブルグの法定要件に準拠して、年間純利益の少なくとも5%を配当が制限される法定準備金として積み立てな
ければならない。この要件は、準備金が発行済株式資本の10%に達した時に充足されたものとみなされる。

その他準備金 / 資産税積立金

2002年以降、1934年10月16日法(その後の改正を含む。)第8a項に従い、当社は、ある年度に支払うべき資産税につき、当該
年度に支払うべき法人所得税の金額を上限とした減税を受ける権利を有している。

上記の権利を利用するために、当社は、控除の対象となる資産税額の5倍の金額に相当する制限準備金を積立てなければ
ならない。この準備金は、設定された年の翌年から5年間維持されなければならない。制限準備金を配当の対象とする場合、税

金控除は、かかる配当が行われた年に廃止される。当社は、この制限準備金を「その他準備金」として計上することを決定した。

2010年9月30日現在、配当不可能準備金は合計1,363,000ユーロである。

注6 - 税金

当社は、複数の投資信託の管理運用に責任がある。従って、当社は、ルクセンブルグの法人税法に従って所得税およびキャピタル・ゲイン税を課されている。納税引当金は、ルクセンブルグの税務当局から最終査定税額の通知を受けていない会計期間について、当社が見積もった納税額（当社が税務当局に対して支払った前払金控除後）に相当する。納税額に対して前払金の額が上回る場合、差額は貸借対照表に「未収納税引当金」として計上される。

注7 - 未払金

未払金は、主に未払いの監査報酬および所在地事務代行報酬ならびに為替先渡契約未実現損失から構成されている。

注8 - 純為替差益(損)

	2010年9月30日 に終了した期間 (ユーロ)	2009年9月30日 に終了した期間 (ユーロ)
派生商品および為替契約に係る実現利益 / (損失)	(55,359)	44,180
派生商品および為替契約に係る未実現利益の増減	10,324	1,334
純為替差(損) / 益	(45,035)	45,514

注9 - 金融資産からの収益

金融資産からの収益は、以下のとおり構成されている。

	2010年9月30日 に終了した期間 (ユーロ)	2009年9月30日 に終了した期間 (ユーロ)
受取配当金	24,333	16,603
	24,333	16,603

注10 - スタッフ

当社には、2010年9月30日に終了した期間中に従業員はいなかった。

注11 - 為替先渡契約

貸借対照表日現在、ヘッジ目的のために保有される未決済為替先渡契約は、以下のとおりである。

買付通貨	買付金額	売付通貨	売付金額	満期日 (日-月-年)	未実現利益 (ユーロ)
ユーロ	607,776	米ドル	817,326	30-12-10	6,529
ユーロ	137,369	日本円	15,530,470	30-12-10	430
					6,959

注12 - 関連会社

当社は、普通株式の100%を所有する(ルクセンブルグにおいて設立された)ノムラ・バンク(ルクセンブルグ)エス・エーによって経営支配されている。当社の最終的親会社は、野村ホールディングス株式会社であり、東京に所在している。銀行業取引の多くが、通常の事業の一環として関連会社との間で行われている。これらには、当座預金口座および為替取引が含まれる。

当座預金口座で、2010年9月30日に終了した期間中128ユーロの利息が生じた(2009年: 16,225ユーロ)。適用された金利は、市場で入手できる短期預金金利から非関連会社の顧客に適用されるものと同じスプレッドを差し引いた後の利率である。

4【利害関係人との取引制限】

管理会社は、ファンドのために、(a)管理会社、(b)その関係法人、(c)管理会社もしくはその関係法人の取締役、または(d)それらの主要株主（自己または他の名義（ノミニー名義を含みます。）をもってするを問わず、自己の勘定でこれらの会社の発行済株式総数の10%以上の株式を保有する者をいいます。）であって、本人自らまたは自己の勘定で行為する者との間で、有価証券（ファンドの受益証券を除きます。）の売買もしくは貸付けをなし、または金銭の貸与を受けてはなりません。ただし、当該取引が約款に定められた諸制限を遵守し、かつ国際的に承認された証券市場または国際的に承認された金融市場における、その時々、（ ）公に入手可能な相場に基づき決定された価格、または（ ）競争価格もしくは実勢利率によって行われる場合を除きます。

5【その他】

(1) 定款の変更

管理会社の定款の変更または解散に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2) 事業譲渡または事業譲受

ルクセンブルグ監督当局の事前承認を条件として、管理会社は、ルクセンブルグの一般原則に基づき、2002年12月20日法の第14章の規定に従って投資信託の運用を管理する権限を授与されている他のルクセンブルグの会社にその業務を譲渡することができます。かかる場合、事業を譲渡した会社は、なお、法人として存続することができます。

(3) 出資の状況

該当事項はありません。

(4) 訴訟事件その他の重要事項

本書の日付現在、管理会社およびファンドに重要な影響を与えることが予想される事実はありません。管理会社の会計年度は、毎年4月1日に開始し、翌年の3月31日に終了します。管理会社の存続期間は無期限です。ただし、株主総会の決議によっていつでも解散することができます。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 投資顧問会社

名称	野村アセットマネジメント株式会社（野村アセットマネジメント）
資本金の額	2010年10月末日現在、17,180百万円
事業の内容	野村アセットマネジメントは、日本において先駆的な投資顧問会社であり、証券投資信託の委託者の業務および有価証券等に関する投資運用業務を行っています。野村アセットマネジメントは、1959年野村証券投資信託委託株式会社として設立され、1997年10月1日に投資顧問会社である野村投資顧問株式会社と合併して商号を野村アセット・マネジメント投信株式会社と変更し、2000年11月1日に野村アセットマネジメント株式会社となりました。野村アセットマネジメントは、日本国内および海外の多様な投資家に投資助言、資産運用およびその他関連サービスを提供しています。

(2) 保管受託銀行ならびに登録・名義書換・支払・管理および所在地事務代行会社

名称	ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エー (Nomura Bank (Luxembourg) S.A.)
資本金の額	2010年10月末日現在、2,800万ユーロ（約32億円）
事業の内容	ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エーは、1990年に公開有限責任会社（société anonyme）として設立されました。設立以来、銀行業務に従事しています。

(3) 日本における販売会社および代行協会員

名称	野村証券株式会社
資本金の額	2010年10月末日現在、100億円
事業の内容	金融商品取引法に基づく第一種金融商品取引業者として、有価証券の売買、売買の媒介、引受、募集その他第一種金融商品取引業に関連する業務を行っています。同社は2010年10月末日現在、日本国内に172の本支店を有し、顧客に第一種金融商品取引業に関するサービスを提供しております。なお、野村アセットマネジメントおよびその他の投資運用業者発行の投資信託について指定金融商品取引業者として、また、外国投資信託の販売会社および代行協会員としてそれぞれの証券の販売・買戻しの取扱いを行っています。

2【関係業務の概要】

(1) 投資顧問会社

ファンドに関する投資運用および投資顧問業務を行います。ルクセンブルグ金融監督委員会の事前の承認のもと、投資顧問会社は、管理会社の承諾および目論見書の更新を条件として、運用業務の全部または一部を、自己の費用負担で他の会社へ委託することができます。

(2) 保管受託銀行ならびに登録・名義書換・支払・管理および所在地事務代行会社

管理会社との契約に基づき、ファンド資産の保管業務を行います。また、登録・名義書換・支払・管理および所在地事務代行業務（純資産価格の計算を含みます。）等を行います。

(3) 日本における販売会社および代行協会員

日本におけるファンド証券の販売に関し、販売業務および代行協会員業務を行います。

3【資本関係】

(1) 投資顧問会社

該当事項はありません。

(2) 保管受託銀行ならびに登録・名義書換・支払・管理および所在地事務代行会社

管理会社の株式の100%を、ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エーが保有しています。

(3) 日本における販売会社および代行協会員

該当事項はありません。

第3【投資信託制度の概要】

定義

2002年12月20日法	投資信託に関する2002年12月20日法
S I F 法	専門投資信託に関する2007年2月13日法
C S S F	ルクセンブルグ監督当局である金融監督委員会
E C	欧州共同体
E E C	欧州経済共同体(現在はE Cが継承)
E U	欧州連合(特に、E Cにより構成)
F C P	契約型投資信託
加盟国	E U加盟国である国
パート ファンド	2002年12月20日法パート に基づく譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託(通達85/611/E E C(改正済み)をルクセンブルグ法に導入) - かかるファンドは、一般に「U C I T S」と称する。
パート ファンド	2002年12月20日法パート に基づく投資信託
S I C A F	固定資本を有する会社型投資信託
S I C A V	変動資本を有する会社型投資信託
U C I	投資信託
U C I T S	譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託

．ルクセンブルグにおける投資信託：数値

ルクセンブルグにおいて契約型の投資信託は1959年にはじめて設定され、2009年12月31日現在でファンド数は1,907、その純資産総額は6,018億ユーロ(67兆7,687億円)に達している。

会社型の投資信託は1959年から1960年にかけてはじめて設立され、このタイプの代表的な投資信託として、パン・ホールディング(Pan-Holding)、セレクトッド・リスクス・インベストメンツ(Selected Risks Investments)およびコモンウェルス・アンド・ヨーロッパ・インベストメント・トラスト(Commonwealth and European Investment Trust)があげられる。オープン・エンドの仕組みを有する会社型投資信託は1967年から1968年にかけてはじめて設立された。その最初のファンドはユナイテッド・ステイツ・トラスト・インベストメント・ファンド(United States Trust Investment Fund)である。2009年12月31日現在で会社型投資信託の数は1,556、その純資産総額は、1兆2,392億ユーロ(139兆5,463億円)に達している。

ルクセンブルグの監督当局(以下「金融監督委員会」または「C S S F」という。)が発表した統計によるとルクセンブルグにおける投資信託の純資産総額の推移は次のようになっている。

	契約型投資信託		会社型投資信託		合計	
	2000年までは億ルクセンブルグ・フランで2001年以降は億ユーロ	億円	2000年までは億ルクセンブルグ・フランで2001年以降は億ユーロ	億円	2000年までは億ルクセンブルグ・フランで2001年以降は億ユーロ	億円
1981年末	1,126	3,018	557	1,493	1,684	4,513
1982年末	1,249	3,347	644	1,726	1,893	5,073
1983年末	1,769	4,741	1,264	3,388	3,033	8,128
1984年末	2,467	6,612	1,511	4,049	3,978	10,661
1985年末	3,592	9,627	2,720	7,290	6,312	16,916
1986年末	5,375	14,405	4,686	12,558	10,062	26,966
1987年末	5,309	14,228	6,036	16,176	11,345	30,405
1988年末	10,484	28,097	10,898	29,207	21,382	57,304
1989年末	13,865	37,158	15,778	42,285	29,644	79,446
1990年末	13,917	37,298	14,248	38,185	28,165	75,482
1991年末	22,202	59,501	19,368	51,906	41,570	111,408
1992年末	42,486	113,862	25,060	67,161	67,546	181,023
1993年末	61,061	163,643	38,610	103,475	99,671	267,118
1994年末	62,182	166,648	37,659	100,926	99,841	267,574
1995年末	66,428	178,027	37,991	101,816	104,419	279,843
1996年末	75,607	202,627	47,549	127,431	123,156	330,058
1997年末	90,752	243,215	67,286	180,326	158,038	423,542
1998年末	109,263	292,825	87,129	233,506	196,392	526,331
1999年末	155,628	417,083	140,676	377,012	296,304	794,095
2000年末	186,689	500,327	166,118	445,196	352,807	945,523
2001年末	4,821	542,893	4,463	502,578	9,284	1,045,471
2002年末	4,358	490,754	4,087	460,237	8,445	950,991
2003年末	4,662	524,988	4,871	548,523	9,533	1,073,511
2004年末	5,040	567,554	6,023	678,250	11,062	1,245,692
2005年末	6,243	703,024	9,009	1,014,503	15,252	1,717,528
2006年末	6,813	767,212	11,635	1,310,217	18,449	2,077,542
2007年末	7,487	843,111	13,107	1,475,979	20,594	2,319,090
2008年末	5,672	638,724	9,925	1,117,654	15,597	1,756,378
2009年末	6,018	677,687	12,392	1,395,463	18,410	2,073,150

(注) 2001年1月1日まで、すなわちユーロ導入以前の期間の数値についてのルクセンブルグ・フランの円貨換算は、2002年1月1日から2002年6月30日までの間において適用される日本銀行の裁定外国為替相場(1ルクセンブルグ・フラン=2.68円)により、ユーロの円貨換算は、2010年10月29日における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1ユーロ=112.61円)による。

ルクセンブルグの投資信託の監督は、公的機関によってなされている。この機関は、当初は、銀行および信用取引および証券発行を規制する、1965年6月19日付勅令およびその後は投資信託の監督に関する1972年12月22日勅令に従って権限を有した銀行監査官であった。かかる監督権限は、その後1983年5月20日法によりルクセンブルグ金融庁(IML)に付託され(IMLは

同法30条に従った銀行監査官の後継機関である。)、I M Lは1998年4月22日法に従いルクセンブルグ中央銀行(「中央銀行」となった。1999年1月1日以降、監督権限は、1998年12月23日法によって中央銀行から分離され新設された公的機関である金融監督委員会(「C S S F」)によって行使されている。金融監督委員会は、過去中央銀行に付託されていた、銀行、金融セクターで営業するその他の機関および投資信託に関する監督ならびに証券取引所理事長に付託されていた、証券取引所および証券の公募およびルクセンブルグ証券取引所への証券上場に関するすべての監督権限を付託されている。

ルルクセンブルグの投資信託の形態

1. 前書き

1988年4月1日までは、ルクセンブルグのすべての形態のファンドは、投資信託に関する1983年8月25日法、商事会社に関する1915年8月10日法ならびに共有に関する民法および一般の契約法の規定に従って設立・設定されていた。

1983年8月25日法は廃止され、これに代わり投資信託に関する1988年3月30日法(改正済み)(以下「1988年3月30日法」という。)が制定された。1988年3月30日法は、通達85/611 E E C(以下「U C I T S通達」という。)の規定をルクセンブルグ国内法として制定し、また、ルクセンブルグの投資信託制度についての他の改正を盛り込んだものである。

投資信託に関する2002年12月20日法(改正済み)(以下「2002年12月20日法」という。)により、ルクセンブルグは、U C I T S通達を改正する通達2001/107/E Cおよび通達2001/108/E Cを実施した。この法律は、2002年12月31日に「メモリアル・セ・ルクイ・デ・ソシエテ・エ・アソシアシオン」(以下「メモリアル」という。)に公告され、2003年1月1日から施行された。

2007年2月13日以降、2002年12月20日法が、これまでの1988年3月30日法に準拠していた投資信託の唯一の準拠法となる。

機関投資家向け投資信託に関する1991年法は専門投資信託に関する2007年2月13日法(改正済み)に改訂されている。これらの投資信託は、かかるヴィークルへの投資に係るリスクを正確に評価できる情報に精通した投資家に対して提供されなければならない。専門投資信託(以下「S I F s」という。)は、リスク拡散の原則に従う集団的投資スキームであり、したがってU C I sに区分されている。S I F sは企業構造および投資規則の点でより柔軟性が高いだけでなく、とりわけ金融監督委員会に認可されるためにプロモーターを必要とせず、監督義務がより緩やかである。適格投資家には機関投資家およびプロの投資家のみならず、十分な知識を有する個人投資家も含まれる。

2. 投資信託に関する2002年12月20日法

2.1. 一般規定とその範囲

2.1.1. 2002年12月20日法は、5つのパートから構成されている。

- パート U C I T S(以下「パート」という。)
- パート その他の投資信託(以下「パート」という。)
- パート 外国の投資信託(以下「パート」という。)
- パート 管理会社の認可(以下「パート」という。)
- パート U C I T Sおよびその他の投資信託に適用される一般規定(以下「パート」という。)

2002年12月20日法は、パート が適用される「譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託」(U C I T S)とパート が適用される「その他の投資信託」(U C I s)を区分して取り扱っている。

2.1.2. 欧州連合(以下「E U」という。)のいずれか一つの加盟国内に登録され、2002年12月20日法パート に基づき譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託(「パート U C I T S」として)の適格性を有しているすべてのファンドは、E Uの他の加盟国において、適用あるE U通達が当該国において立法化されている限度において、その投資証券または受益証券を自由に販売することができる。

2.1.3. 2002年12月20日法第2条第2項は、同法第3条を前提条件として、パート ファンドとみなされる投資信託を、以下のよう

- 公衆から調達した投資元本を譲渡性のある証券または2002年12月20日法第41条第1項に記載されるその他の流動性のある金融資産に投資し、かつリスク分散の原則に基づき運営することを唯一の目的とする投資信託。
- 投資信託証券が、所持人の請求に応じて、投資信託の資産から直接または間接に買い戻される投資信託。投資信託証券の証券取引所での価格がその純資産価格と著しい差異を生じることがないようにするためのU C I T Sの行為は、かかる買い戻しに相当するとみなされる。

2.1.4. 2002年12月20日法第3条は、同法第2条のU C I T Sの定義に該当するが、パート ファンドたる適格性を有しないファンドを列挙している。

- a) クローズド・エンド型のU C I T S
- b) E Uまたはその一部において、公衆に対してその投資信託証券の販売を促進することなく投資元本を調達するU C I T S
- c) 設立文書に基づきE Uの加盟国でない国の公衆に対してのみの投資信託証券を販売しうるU C I T S
- d) 2002年12月20日法第5章によりパート U C I T Sに課される投資方針がその投資および借入方針に鑑みて不適

切であると金融監督委員会が判断する種類のUCITS

2.1.5. 上記d)の種類は金融監督委員会の2003年1月22日付金融監督委員会通達03/88によって以下のとおり規定されている。

- a) 2002年12月20日法第41条第1項に規定されている譲渡性のある有価証券以外の有価証券またはその他の流動性のある金融資産に、純資産の20%以上を投資することができる投資方針を有する投資信託
- b) 純資産の20%以上をハイリスク・キャピタルに投資することができる投資方針を有する投資信託。ハイリスク・キャピタルへの投資とは、設立後間もない会社またはまだ発展途上にある会社の有価証券に対する投資を意味する。
- c) 投資目的で純資産の25%以上を継続的に借り入れることができるという投資方針を有する信託(「レバレッジ・ファンド」)
- d) 複数のコンパートメントから成り、その一つが投資または借入れの方針に関して、2002年12月20日法のパートの条項を充足していない投資信託

2.1.6. 2002年12月20日法は、他の条項と共にUCITSの投資方針および投資制限について特別の要件を規定しているが、投資信託としての可能な法律上の形態は、パートファンドおよびパートファンドのいずれについても同じである。

投資信託には以下の形態がある。

- 1) 契約型投資信託("fonds commun de placement"(FCP), common fund)
- 2) 会社型投資信託(investment companies)
 - 変動資本を有する会社型投資信託(「SICAV」)
 - 固定資本を有する会社型投資信託(「SICAF」)

上記の投資信託は、投資信託に関する2002年12月20日法、商事会社に関する1915年8月10日法(改正済み)ならびに共有に関する民法および一般の契約法の規定に従って設立・設定されている。

2.2. それぞれの型の投資信託の主要な特性の概要

2.2.1. 契約型投資信託

契約型の投資信託は、FCPそれ自体、管理会社および保管受託銀行の三要素から成り立っている。

ファンドの概要

FCPは法人格を持たず、投資者の複合投資からなる2002年12月20日法第41条第1項に規定される譲渡性のある証券およびその他の金融資産の分割できない集合体である。投資者はその投資によって平等に利益および残余財産の分配を請求する権利を有する。FCPは会社として設立されていないので、個々の投資者は株主ではなく、その権利は投資者と管理会社との契約関係に基づいた契約上のものであり、この関係は、一般の契約法(すなわち、民法第1134条、第1710条、第1779条、第1787条および第1984条)および2002年12月20日法に従っている。

投資者は、FCPに投資することにより投資者自らと管理会社の間に確立される契約上の関係に同意する。かかる関係は、FCPの約款(以下参照)に基づく。投資者は、投資を行ったことにより、FCPの受益証券(以下「受益証券」という。)を受領することができ、「受益者」と称する。

受益証券の発行の仕組み

ファンドの受益証券は、通常、約款に詳細に規定される発行日の純資産価格に基づいて継続的に発行される。

管理会社は、保管受託銀行の監督のもとで、受益証券を表章する無記名式証券もしくは記名式証券または受益権を証する確認書を発行し、交付する。

受益証券の買戻請求は、いつでも行うことができるが、約款に買戻請求の停止に関する規定がある場合はこれに従い、また、2002年12月20日法第12条に従い買戻請求が停止される。この買戻請求権は、2002年12月20日法第11条第2項および第3項に基づいている。

約款に規定がある場合に限り、その範囲内で、一定の事項につき受益者に議決権が与えられる。

分配方針は約款の定めに従う。

2002年12月20日法第5条、第9条、第11条、第13条、第14条、第23条および第116条は、特定の特性を設定し、または、大公規則によって特定の追加要件を設定しうる旨規定している。

(注) 本書の日付において、当該規則は制定されていない。

主要要件は以下のとおりである。

- FCPの純資産価額は最低1,250,000ユーロである。この最低額はFCPとしての許可が得られてから6か月以内に達成されなければならない。ただし、この最低額は、大公規則によって2,500,000ユーロまで引き上げることができる。
- 管理会社は、FCPの運用管理業務を約款に従って執行すること。
- 発行価格および買戻価格は、パートファンドの場合、少なくとも一か月に二度は計算されること。その他のFCPの場合は、少なくとも一か月に一度は計算されること。

- 約款には以下の事項が記載されること。
 - (a) F C Pの名称および存続期間、管理会社および保管受託銀行の名称、
 - (b) 提案されている特定の目的に従った投資方針およびその基準、
 - (c) 分配方針、
 - (d) 管理会社がF C Pから受領する権利を有する報酬および諸経費ならびにその報酬の計算方法、
 - (e) 公告に関する規定、
 - (f) F C Pの会計期間、
 - (g) 法令に基づく場合以外のF C Pの解散事由、
 - (h) 約款変更手続、
 - (i) 受益証券発行手続、
 - (j) 受益証券買戻しの手続ならびに買戻しの条件および買戻しの停止の条件、

(注) 緊急を要する場合、すなわち、純資産価格計算の停止ならびに受益証券の発行および買戻しの停止が全体として受益者の利益となる場合、金融監督委員会はこれらの停止を命ずることができる。

2.2.1.1. 投資制限

A) F C Pに適用される投資制限に関しては、2002年12月20日法は、パート ファンドの資格を有する投資信託に適用される制限とその他のU C I Sに適用される制限とを明確に区別している。

パート ファンドに適用される投資規則および制限は、2002年12月20日法第41条ないし第52条に規定されており、主な制限は以下のとおりである。

- (1) U C I T Sは、証券取引所に上場されていないまたは定期的に取りが行われている公認かつ公開の他の規制された市場で取引されていない譲渡性のある証券および短期金融商品に、その純資産の10%まで投資することができる。ただし、かかる証券取引所または他の規制された市場がE U加盟国以外の国に存在する場合は、それらの選択は、かかるU C I T Sの設立文書に規定されていなければならない。
- (2) U C I T Sは、通達 85 / 611 / E E Cに従い認可されたU C I T Sまたは同通達第1条第2項第1号および第2号に規定するその他の投資信託の受益証券に(設立国がE U加盟国であるか否かに拘わらず)投資することができる。ただし、以下の要件を充足しなければならない。
 - かかる投資信託は、金融監督委員会がE U法に規定する監督と同程度の監督に服すると判断する法令により認可されたものまたは監督当局の協力が十分に確保されている国で認可されたものであること。
 - かかるその他の投資信託の受益者に対する保護水準はU C I T Sの受益者に提供されるものと同等であること、特に、資産の分離保有、借入れ、貸付けおよび譲渡性のある証券および短期金融商品の空売りに関する規則が通達85 / 611 / E E Cの要件と同等であること。
 - かかる投資信託の業務が、報告期間の資産、債務、収益および運用の評価が可能であるような形で、年次報告書および半期報告書により報告されていること。
 - 取得が予定されているU C I T Sまたはその他の投資信託は、その設立文書に従い、その他のU C I T Sまたは投資信託に合計して資産の10%超を投資しないこと。
- (3) U C I T Sは、信用機関の要求払いの預金または12か月以内に満期となり引きおろすことができる預金に投資することができる。ただし、信用機関がE U加盟国に登録事務所を有するか、非加盟国に登録事務所がある場合はE U法の規定と同等と金融監督委員会が判断する慎重なルールに従っているものでなければならない。
- (4) U C I T Sは、上記(1)に記載する規制ある市場で取引される金融デリバティブ商品(現金決済商品と同等のものを含む。)または店頭市場で取引される金融デリバティブ商品(「O T Cデリバティブ」という。)に投資することができる。ただし、以下の要件を充足しなければならない。
 - U C I T Sが投資することができる商品の裏づけとなるものは、(1)から(5)に記載される商品、金融指数、金利、外国為替または通貨であり、U C I T Sの設立文書に記載される投資目的に従い投資されなければならない。
 - O T Cデリバティブ取引の相手は、慎重な監督に服し、金融監督委員会が承認するカテゴリーに属する機関でなければならない。
 - O T Cデリバティブは、日次ベースで、信頼できる認証されうる価格を有し、随時、U C I T Sの主導により、公正な価格で売却、償還または相殺取引により手仕舞いが可能なものでなければならない。

デリバティブ商品を利用するU C I T Sに適用される条件および制限について、金融監督委員会は、2007年8月2日付金融監督委員会通達07 / 308を發布し、同通達は財務上のリスク、すなわち全体的エクスポージャー、取引の相手方のリスクおよび集中によるリスクについてのリスク管理要件を列挙している。更に、通達では、洗練されたU C I T Sと洗練されていないU C I T Sを区別しデリバティブ商品の各々の利用の違いを規定している。通達は、これに関連し、金融監督委員会に提供すべき最低限の情報についても概説している。
- (5) U C I T Sは、当該商品の発行または発行者が投資者および預金の保護を目的として規制されている場合、規制ある市場で取引されていないもので、2002年12月20日法第1条(すなわち上記(1))に該当しない短期金融商品に投資

することができる。ただし、当該短期金融商品は以下のものでなければならない。

- 1) 中央政府、地方政府、EU加盟国の中央銀行、欧州中央銀行、EUもしくは欧州投資銀行、EU非加盟国、または連邦国家の場合、連邦を構成する加盟者、またはEU加盟国が所属する公的国際機関により発行されまたは保証される短期金融商品
 - 2) 上記(1)に記載される規制ある市場で取引される証券の発行者が発行する短期金融商品
 - 3) EC法が規定する基準に従い慎重な監督に服している発行体または少なくともEC法が規定するのと同程度厳格と金融監督委員会が判断する慎重なルールに服し、これに適合する発行体により発行または保証される短期金融商品
 - 4) 金融監督委員会が承認するカテゴリーに属するその他の機関により発行される短期金融商品。ただし、当該短期金融商品への投資は、1)ないし3)に規定するものと同程度の投資者保護に服するものでなければならない。また、発行体は、資本および準備金が少なくとも10,000,000ユーロを有し、通達78/660/EECに従い年次財務書類を公表する会社、または一もしくは複数の上場会社を有するグループ企業に属し、同グループのファイナンスに専従する企業、または銀行の与信ラインから利益を受けている証券化のためのヴィークルへのファイナンスに専従している会社でなければならない。
- (6) UCITSは、貴金属や貴金属を表章する証券を取得することができない。
- (7) 投資法人として組成されているUCITSは、その事業の直接的目的遂行に欠かせない動産または不動産資産を取得することができる。
- (8) UCITSは、その投資目的以外にも流動資産を保有することができる。
- (9) (a) UCITSは、常時、ポートフォリオのポジション・リスクおよび全体的リスク状況への寄与度を監視・測定することを可能とするリスク管理プロセスを利用しなければならない。UCITSは、OTCデリバティブ商品の価値を正確かつ独立して評価するプロセスを使用しなければならない。UCITSは、金融監督委員会が規定する詳細なルールに従い定期的に、デリバティブ商品のタイプ、潜在的リスク、量的制限、デリバティブ商品の取引に関連するリスクを測定するために選択された方法を金融監督委員会に報告しなければならない。
- (b) UCITSは、譲渡性のある証券および短期金融商品に関する技法と手段を金融監督委員会が定める条件と制限内で用いることもできる。ただし、この技法と手段はポートフォリオの効率的運用の目的で用いるものとする。
- (c) UCITSは、デリバティブ商品に関する全体的エクスポージャーは、ポートフォリオの総資産価額を超過しないよう確保しなければならない。
- 当該エクスポージャーは、対象資産の時価、取引の相手方のリスク、市場動向の可能性およびポジションの清算可能時期等を勘案して計算する。
- UCITSは、以下の(10)(e)に規定する制限の範囲内でその投資方針の一部として、金融デリバティブ商品に投資することができる。ただし、対象資産に対するそのエクスポージャーは、総額で以下の(10)に規定する投資制限を超過してはならない。UCITSが指数ベースの金融デリバティブ商品に投資する場合、当該商品は(10)に規定する制限と合計する必要はない。
- 譲渡性のある証券または短期金融商品がデリバティブを内包する場合は、本項の要件への適合については、かかるデリバティブも勘案しなければならない。
- (10) (a) UCITSは、同一の発行体が発行する譲渡性のある証券または短期金融商品にその資産の10%を超えて投資することができない。
- UCITSは、同一の機関にその資産の20%を超えて預金することができない。UCITSの相手方に対するOTCデリバティブ取引におけるリスクのエクスポージャーは、相手方が上記(3)に記載する与信機関の場合はその資産の10%、その他の場合は5%を超えてはならない。
- (b) UCITSがその資産の5%を超えて投資する発行体について、UCITSが保有する譲渡性を有する証券および短期金融商品の合計価額は、その資産の40%を超過してはならない。この制限は、慎重な監督に服する金融機関への預金および当該機関とのOTCデリバティブ取引には適用されない。
- 上記(a)に記載される個別の制限に拘わらず、UCITSは、一つの機関について、譲渡性のある証券または短期金融商品、預金およびそのOTCデリバティブ取引へのエクスポージャーを合計して、その資産の20%を超過してはならない。
- (c) 上記(a)の第一文に記載される制限は、EU加盟国、その地方自治体、非加盟国、EU加盟国がメンバーである公的国際機関が発行または保証する譲渡性のある証券または短期金融商品の場合は、35%を上限とする。
- (d) 上記(a)の第一文に記載される制限は、その登録事務所がEU加盟国内にある信用機関により発行され、法律により、その債券保有者を保護するための特別の監督に服する一定の債券については、25%を上限とすることができる。特に、これらの債券発行により生ずる金額は、法律に従い、当該債券の有効全期間中、当該発行体破産の場合、優先的にその元本および経過利息への支払いに充てられる債券に付随する請求をカバーできる資産に投資されるものでなければならない。

UCITSがその資産の5%超を第1項に記載する一つの発行体が発行する債券に投資する場合、かかる投資の合計価額は当該UCITSの資産価額の80%を超過してはならない。

(e) 上記(c)および(d)に記載される譲渡性のある証券および短期金融商品は、本項に記載される40%の制限の計算には含まれない。

(a)、(b)、(c)および(d)に記載される制限は、合計することができない。したがって、同一発行体が発行する譲渡性のある証券または短期金融商品への投資、上記(a)、(b)、(c)および(d)に従って行われる当該機関への預金またはデリバティブ商品への投資は、当該UCITSの資産の35%を超えてはならない。

通達83/349/EECまたは公認の国際会計基準に従い、連結会計の目的上同一グループに属する会社は、本項の制限の計算においては一発行体とみなされる。

UCITSは、同一グループの譲渡性のある証券および短期金融商品に累積的に、その資産の20%まで投資することができる。

(11) 以下の(15)に記載される制限に反しないよう、(10)に記載する制限は、UCITSの設立文書に従って、その投資方針の目的が(以下のベースで)金融監督委員会の承認する株式または債券指数の構成と同一構成を目指すものである場合、同一発行体が発行する株式および債券への投資については、20%まで引き上げることができる。

- 指数の構成が十分多様化していること
- 指数が関連する市場のベンチ・マークとして適切であること
- 指数は適切な方法で公表されていること

この制限は、特に、特定の譲渡性のある証券または短期金融商品の比率が高い規制ある市場での異常な市況により正当化される場合は、35%に引き上げられる。この制限までの投資は、一発行体にのみ許される。

(12) (a) (10)にかかわらず、金融監督委員会は、UCITSに対し、リスク分散の原則に従い、その資産の100%まで、EU加盟国、その地方自治体、非加盟国または一以上のEU加盟国がメンバーである公的国際機関が発行または保証する、異なる譲渡性のある証券または短期金融商品に投資することを許可することができる。

金融監督委員会は、(10)および(11)に記載する制限に適合するUCITSの受益者への保護と同等の保護を当該UCITSの受益者が有すると判断する場合にのみ、当該許可を付与することができる。

これらのUCITSは、少なくとも6つの異なる銘柄の有価証券を保有しなければならないが、一銘柄が全額の30%を超えることはできない。

(b) (a)に記載するUCITSは、その設立文書において、明示的に、その資産の35%超を投資する予定の証券の発行者または保証者となる、国、地方自治体または公的国際機関を明示しなければならない。

(c) 更に、(a)に記載するUCITSは、その目論見書および販売促進文書の中に、かかる許可に注意を促し、その資産の35%超を投資する予定または現に投資している証券の発行者または保証者となる、国、地方自治体または公的国際機関を示す明確な説明を記載しなければならない。

(13) (a) UCITSは、(2)に記載するUCITSまたはその他の投資信託に投資することができるが、一つのUCITSまたは投資信託にその資産の20%を超えて投資することはできない。

この投資制限の適用目的のため、2002年12月20日法第133条に定める複数のコンパートメントを有する投資信託の一つのコンパートメントは、個別の発行体とみなされる。ただし、第三者に対するコンパートメントの債務の分離原則が確保されていない限り。

(b) UCITS以外の投資信託の受益証券への投資は、合計して、当該UCITSの資産の30%を超えてはならない。

UCITSが他のUCITSおよび投資信託の受益証券を取得した場合、それぞれのUCITSおよび投資信託の資産は(10)記載の制限において合計する必要はない。

(c) 直接または代理人により、同一の管理会社、または共通の管理もしくは支配によりまたは直接もしくは間接の実質的保有により管理会社と結合されているその他の会社により運用されている他のUCITSまたは投資信託の受益証券に、UCITSが投資する場合、当該管理会社または他の会社は、他のUCITSまたは投資信託の受益証券への当該UCITSの投資を理由として、買付手数料または買戻手数料を課してはならない。

他のUCITSおよび投資信託にその資産の相当部分を投資するUCITSは、その目論見書に、当該UCITS自身および投資を予定するUCITSおよび投資信託の両方に課される管理報酬の上限を開示しなければならない。その年次報告書において、当該UCITS自身および投資するUCITSおよび投資信託の両方に課される管理報酬の上限割合を記載しなければならない。

(14) (a) 目論見書は、UCITSが投資できる資産のカテゴリーを記載し、金融デリバティブ商品への取引ができるか否かについて言及しなければならない。この場合、この運用は、ヘッジ目的でなされるのか、投資目的達成のためになされるのか、またリスク面における金融デリバティブ商品の使用による起こりうる結果について、明確に記載しなければならない。

(b) UCITSが、主として、譲渡性のある証券および短期金融商品以外の上記(1)ないし(8)に記載されるカテゴ

- リーの資産に投資し、または(11)に従って、株式または債券指数に追随する投資を行う場合、目論見書および必要な場合その他の販売促進資料に、その投資方針に注意を喚起する明確な説明を記載しなければならない。
- (c) U C I T S の純資産価格が、資産構成または使用する資産運用技法のため、大きく変動する見込みがある場合、目論見書および必要な場合その他の販売促進資料は、その性格に注意を喚起する明確な説明を記載しなければならない。
- (d) 投資家の要請があった場合、管理会社は、U C I T S のリスク管理に適用される量的制限、このために選択された方法、および主たるカテゴリーの商品のリスクおよび利回りについての直近の評価に関し、追加情報を提供しなければならない。
- (15) (a) 投資法人または運用するすべての契約型投資信託に関し行為する管理会社で、2002年12月20日法パート に該当するものは、発行体の経営に重大な影響を行使しうるような議決権付株式を取得してはならない。
- (b) 更に、U C I T S は、以下を超えるものを取得してはならない。
- () 同一発行体の議決権のない株式の10%
- () 同一発行体の債券の10%
- () 同一U C I T S またはその他の投資信託受益証券の25%
- () 一発行体の短期金融商品の10%
- 上記()ないし()の制限は、取得時において、債券もしくは短期金融商品の合計額または発行済み当該商品の純額が計算できない場合は、これを無視することができる。
- (c) 上記(a)および(b)は以下については適用されない。
- 1) E U加盟国またはその地方自治体が発行または保証する譲渡性のある証券および短期金融商品
 - 2) E U非加盟国が発行または保証する譲渡性のある証券および短期金融商品
 - 3) E U加盟国がメンバーである公的国際機関が発行する譲渡性のある証券および短期金融商品
 - 4) E U非加盟国で設立された会社の資本株式で、U C I T S がその資産を主として当該国に登録事務所を有する発行体の証券に投資するため保有するもの、ただし、当該国の法令により、かかる保有がU C I T S による当該国の発行体の証券へ唯一の投資方法である場合に限る。しかし、この例外は、その投資方針中に、E U非加盟国の会社が、上記(10)、(13)ならびに(15)(a)および(b)に記載する制限に適合する場合にのみ適用される。(10)および(13)の制限を超過した場合は、(16)が準用される。
 - 5) 子会社の資本株式で一つまたは複数の投資法人が保有するもの、ただし、当該子会社は、投資法人のためにのみ、子会社が存在する国における管理、助言、販売等の業務、または受益者の要請に応じた買戻しに関する業務のみを行うものでなければならない。
- (16) (a) U C I T S は、その資産を構成する譲渡性のある証券または短期金融商品に付随する引受権の行使にあたり、本章の制限に適合する必要はない。
- リスク分散の原則の遵守確保に当たっては、新しく認可されたU C I T S には、認可から6か月間は(10)、(11)、(12)および(13)は適用されない。
- (b) 上記(a)の制限がU C I T S の監督の及ばない理由または引受権の行使により超過した場合、U C I T S は、受益証券保有者の利益を十分考慮して、売却取引において、かかる状況の是正を優先的に行わなければならない。
- (c) 発行体が複数のコンパートメントを有する法主体であって、コンパートメントの資産が、当該コンパートメントの投資家およびそのコンパートメントの設立、運用および解散に関し生ずる請求権を有する債権者に排他的に留保される場合、各コンパートメントは、(10)、(11)および(13)に記載されるリスク分散規定の適用上、個別の発行体とみなされる。
- (17) (a) 投資法人またはF C P のために行う行為する管理会社または保管受託銀行は、借入れをしてはならない、ただし、U C I T S は、バック・ツー・バック・ローンにより、外国通貨を取得することができる。
- (b) (a)にかかわらず、
- 1) U C I T S は、借入れが一時的な場合は、その資産の10%まで借入れをすることができる。
 - 2) 投資法人の場合、借入れがその営業に直接必要である不動産を取得するためのものである場合、その資産の10%まで借入れをすることができる。この場合、この借入れと1)による借入れの合計は、資産の15%を超過してはならない。
- (18) (a) 上記(1)ないし(8)の適用を害することなく、投資法人またはF C P のために活動する管理会社または保管受託銀行は貸付けをし、または第三者の保証人となってはならない。
- (b) (a)は、(2)、(4)および(5)に記載される譲渡性のある証券、短期金融商品またはその他の金融商品で一部払込済みのものの取得を妨げるものではない。
- (19) 投資法人またはF C P のために活動する管理会社または保管受託銀行は、(2)、(4)および(5)に記載される譲渡性のある証券、短期金融商品またはその他の金融商品について、空売りを行ってはならない。
- 2002年12月20日法の定義に関する2008年2月8日付大公規則(「大公規則」)は、定義の明確化に関するU C I T

S通達およびUCITSの投資対象としての適格資産に関する2007年3月付CESRガイドラインを実施する2007年3月18日付EU通達2007/16/CE(「2007/16通達」)をルクセンブルグにおいて実施した。

CSSFは2008年2月19日、大公規則を参照して大公規則の条文を明確化する金融監督委員会通達08/339(「通達」)を示達した。

通達は、2002年12月20日法の関連規定の意味の範囲内で、かつ大公規則の規定に従って特定の金融商品を投資適格資産とみなせるか否かの評価に当たって、UCITSがこれらのガイドラインを考慮しなければならない旨を定めている。当該通達は、2008年11月26日にCSSFより示達された通達08/380により修正された。

CSSFは2008年6月4日、特定の証券貸借取引においてUCITSが利用することのできる技術と商品の詳細について示した通達08/356を示達した。

通達は、特に、現金担保を再投資する認可担保や認可資産を一新している。通達は、UCITSのカウンター・パーティ・リスクが法的制限を超えないようにするために現金担保の再投資によって取得された担保および資産をどう保管すべきか定めている。通達は、証券貸借取引によってUCITSのポートフォリオ管理業務、償還義務およびコーポレート・ガバナンスの原則の遵守を損なってはならない旨に再度言及している。最後に、通達は目論見書と財務報告書に記載すべき情報について定めている。

B) パート ファンドに該当しないFCPに適用される制限は、2002年12月20日法第67条第1項に従い、金融監督委員会の提案に基づき発せられる大公規則によって決定され得る。

(注) かかる大公規則は未だ出されていない。

2.2.1.2. 管理会社

パート ファンドのみを管理するすべての管理会社には、2002年12月20日法第14章が適用される。

パート ファンドを管理する管理会社には、2002年12月20日法第13章が適用される(以下参照)。

2.2.1.2.1. 2002年12月20日法第14章

2002年12月20日法第91条および第92条は、第14章に基づき管理会社が充足すべき以下の要件を定めている。

(1) 管理会社の業務は金融監督委員会の事前の認可に服す。

管理会社は、公開有限責任会社、非公開有限責任会社、共同会社、公開有限責任会社として設立された共同会社または有限責任パートナーシップとして設立されなければならない。株式は記名式でなければならない。

管理会社は、投資信託の管理以外の活動を行ってはならない(ただし、自らの資産の運用は付随的に行うことができるが、運用する当該投資信託の少なくとも一つはルクセンブルグ法に準拠する投資信託でなければならない)。

本店(中央管理機構)および登記上の事務所はルクセンブルグに所在しなければならない。

(2) 金融監督委員会は以下の条件で管理会社に認可を付与する。

a) 申請会社は、その事業を効率的に行い、債務を弁済するに足る、処分可能な十分な財務上の資源を有していなければならない。特に、払込済資本金として、125,000ユーロの最低資本金を有しなければならない。この最低金額は、大公規則により625,000ユーロまで引き上げることができる(注:現在のかかる規則は存在しない)。

b) 第93条第3項に該当する、管理会社の取締役は、良好な評価を十分に充たし、その義務の遂行に必要なプロフェッショナルとしての経験を有していなければならない。

c) 管理会社の株主またはメンバーの識別情報が金融監督委員会に提供されなければならない。

d) 申請書に管理会社の組織構成が記載されなければならない。

(3) 完全な申請書が提出されてから6か月以内に、申請者に対し、認可が付与されたか否かにつき連絡しなければならない。認可が付与されない場合は、その理由を示さなければならない。

(4) 管理会社は、認可付与後に速やかに業務を開始しなければならない。

(5) 金融監督委員会は、以下の場合、第14章に従い、管理会社に付与した認可を取り消すことがある。

(a) 管理会社が12か月以内に認可を利用しない場合、明示的に認可を放棄する場合、または6か月超第14章に定められる活動を中止する場合。

(b) 虚偽の申述によりまたはその他の不正な手段により認可を取得した場合。

(c) 認可が付与された条件を満たさなくなった場合。

(d) 2002年12月20日法に従って採用された規定に重大かつ組織的に違反した場合。

(e) 2002年12月20日法が認可の撤回事由として定める場合に該当する場合。

(6) 管理会社は、自らのために、管理する投資信託の資産を使用してはならない。

(7) 管理会社の認可は、その年次財務書類の監査をプロフェッショナルとしての適切な経験を有する一または複数の外部の監査人に委ねることが条件とされる。外部監査人の変更は事前に金融監督委員会の承認を得なければならない。

2.2.1.2.2. 2002年12月20日法第13章

2002年12月20日法第77条ないし第90条は、第13章に基づく管理会社が充足すべき以下の要件を定めている。

事業開始要件

- (1) 第13章の意味における管理会社の業務は、金融監督委員会の事前の認可に服す。
管理会社は、公開有限責任会社、非公開有限責任会社、共同会社、公開有限責任会社として設立された共同会社、または有限責任パートナーシップとして設立されなければならない、株式は記名式でなければならない。
- (2) 管理会社は、通達85/611/E E Cに従い認可されるU C I T Sの管理以外の活動に従事してはならない。ただし、通達に定められていない投資信託の管理であって、そのため管理会社が慎重な監督に服す場合はこの限りでない。ただし、当該受益証券は、通達85/611/E E Cの下で他のE C加盟国に販売できない。
F C Pおよび会社型投資信託の管理のための活動は、2002年12月20日法別表 に記載されているが、すべてが列挙されているものではない。
(注) リストには、投資運用、ファンドの管理事務および販売が含まれている。
- (3) 上記(2)とは別に、管理会社には、以下のサービスを提供することも認められている。
(a) 投資家の権限付与に従い、顧客毎に一任ベースで行う投資資産の管理(年金基金が保有するものも含む)
(b) 付随的業務として、投資顧問業および投資信託の受益証券に関する保管および事務業務
管理会社は、本章に基づき本項に記載されたサービスのみの提供または(a)のサービスを認可されることなく付随的サービスのみの提供を認可されることはない。
- (4) 通達93/22/E E C第2条第4項、第8条第2項、第10条、第11条および第13条は、管理会社による上記(3)のサービス提供に適用される。
- (5) 金融監督委員会は、管理会社を以下の条件の下に認可する。
(a) 管理会社の当初資本金は、少なくとも125,000ユーロなければならない。
- 管理会社のポートフォリオが250,000,000ユーロを超える場合は、自己資本を追加しなければならない。追加額は、ポートフォリオが250,000,000ユーロを超える額について、0.02%である。当初資本金と追加額の合計は10,000,000ユーロを超過しない。
- 本項のため、以下のポートフォリオは管理会社のポートフォリオとみなされる。
() 管理会社が運用機能を委託したF C Pのポートフォリオは含まれるが、委託を受けて運用するものは除かれる。
() 管理会社が指定管理会社とされた会社型投信
() その他の管理会社が運用機能を委託した投資信託のポートフォリオは含まれるが、委託を受けて運用するものは除かれる。
- これらの義務とされる金額にかかわらず、管理会社の自己資産は、通達93/6/E E C別添 に規定される金額を下回ってはならない。
管理会社は、信用機関または保険機関から保証を受ける場合は、当該金額分自己資本の追加分の50%を限度にのみ追加することができる。信用機関または追加機関は、E U加盟国または金融監督委員会がE C法の規定と同等に慎重と判断する規定に服する場合は、当該非加盟国に登録事務所を有しなければならない。
(b) 管理会社の業務を効果的に遂行する者は、良好な評価を十分に充たし、管理会社が管理するU C I T Sに関し十分な経験を有していなければならない。そのため、これらの者およびすべての後継者は、金融監督委員会に直ちに報告されなければならない。管理会社の事業はこれらの条件を充たす少なくとも二名により決定されなければならない。
(c) 認可の申請は、管理会社の組織構造等を記載した活動計画を添付しなければならない。
(d) 中央管理機構と登録上の事務所はルクセンブルグに所在しなければならない。
- (6) 更に、管理会社と他の自然人または法人との間に何らかの親密な関係がある場合、金融監督委員会は、かかる関係が効果的な監督機能の行使を妨げない場合にのみ認可する。
金融監督委員会は、また、管理会社が親密な関係を有するかかかる自然人や法人が服する非加盟国の法令または行政規定により、その監督機能を行使することが困難な場合は、認可を付与しない。
金融監督委員会は、管理会社に対して、本項に記載する条件を監視するに必要な情報の提供を継続的に求める。
- (7) 完全な申請書が提出されてから6か月以内に、申請者に対し、認可が付与されたか否かにつき連絡しなければならない。認可が付与されない場合は、その理由を示さなければならない。
- (8) 管理会社は、認可付与後に速やかに業務を開始しなければならない。
- (9) 金融監督委員会は、以下の場合、第13章に従い、管理会社に付与した認可を取り消すことがある。
(a) 管理会社が12か月以内に認可を利用しない場合、明示的に認可を放棄する場合、または6か月超活動を中止する場合。
(b) 虚偽の申述によりまたはその他の不正な手段により認可を取得した場合。
(c) 認可が付与された条件を満たさなくなった場合。
(d) 認可が上記(3)(a)に記載する一任ポートフォリオ運用を含む場合、通達93/6/E E Cの施行の結果である

金融業界に関する1993年4月5日法に適合しない場合。

(e) 2002年12月20日法に従って採用された規定に重大かつ組織的に違反した場合。

(f) 2002年12月20日法が認可の撤回事由として定める場合に該当する場合。

- (10) 金融監督委員会は、一定の適格関与または関与額を有する、管理会社の株主またはメンバー（直接・間接、自然人・法人を問わず）の識別情報が提供されるまで管理会社の業務を行うことを認可しない。管理会社への一定の関与資格は、上記1993年4月5日法第18条の規定と同様の規定に服する。

金融監督委員会は、管理会社の健全で慎重な管理の必要性を勘案し、上記の株主またはメンバーの適格性が充たされないと判断する場合、認可を付与しない。

- (11) 管理会社の認可は、その年次財務書類の監査をプロフェッショナルとしての適切な経験を有する一または複数の外部の監査人に委ねることが条件とされる。外部監査人の変更は事前に金融監督委員会の承認を得なければならない。

運用条件

- (12) 管理会社は、常に上記(1)ないし(6)に記載される条件に適合しなければならない。管理会社の自己資本は(5)(a)に特定されるレベルを下回ってはならない。その事態が生じ、正当な事由がある場合、金融監督委員会は、かかる会社に一定期間に事態を是正するか、活動を停止することを許すことができる。

- (13) 管理会社が管理するUCITSの性格に関し、またパート・ファンドの管理行為につき常に遵守すべき慎重な規則の遂行にあたり、管理会社は、以下を義務づけられる。

(a) 健全な管理上および会計手続き、電子データプロセスのための監督および防御のための整備ならびに適切な内部管理メカニズムを保有すること（特に、従業員の個人取引規則や自身の資産を投資するための金融商品投資または保有に関するもの）。これらにより、中でも、取引地、当事者、性格、効力を生じた日時・場所により、UCITSの各取引を構成し、かつ管理会社が管理するFCPまたは会社型投資信託の資産が設立文書および現行法令に従い投資されていることを確保できるものでなければならない。

(b) 管理会社と顧客、顧客間、顧客とUCITSまたはUCITS間の利益の相反によるUCITSまたは顧客の利益を最小化するように組織化され、構成されなければならない。

- (14) (3)(a)に記載される一任ポートフォリオ運用サービスの認可を受けている各管理会社は、

() 事前の包括的許可がない場合、投資家のポートフォリオを自身が管理するFCPまたは会社型投資信託の受益証券に投資してはならない。

() (3)のサービスに関し、金融業界に関する1993年4月5日法（改正済み）に基づく通達97/9/ECの施行する2000年7月17日法の規定に服する。

- (15) 管理会社は、事業のより効率的な運用のため、自らの機能のいくつかを遂行する権限を第三者に委託することができる。この場合、以下の前提条件に適合しなければならない。

a) 金融監督委員会に上記を適切に報告しなければならない。

b) 当該委託が管理会社に対する適切な監督を妨げることのないこと。特に、管理会社が投資家の最良の利益のために活動し、UCITSがそのように管理されることを妨げてはならない。

c) 当該委託が投資運用に関するものである場合、資産運用の認可を得ているまたは登録されている機関で慎重な監督に服する者のみに付与され、当該委託は、管理会社が定期的に設定する投資割当基準に適合しなければならない。

d) 当該権限付与が投資運用に関するものであり国外の機関に付与される場合、金融監督委員会と当該国の監督機関の協力関係が確保されなければならない。

e) 投資管理の中核的機能の権限付与は保管受託機関または管理会社の利益と相反する機関に付与してはならない。

f) 管理会社の事業活動を行う者が、常に権限が付与された機関の活動を効果的に管理することができる方策が存在しなければならない。

g) 当該権限付与は、管理会社の事業活動を行う者が、常に機能が委託された者に追加的指示を付与し、投資家の利益にかなう場合直ちに権限付与を取り消すことができるものでなければならない。

h) 委託される機能の性格を勘案し、機能が委託される機関は当該機能を遂行する資格と能力を有する者でなければならない。

i) UCITSの目論見書は、管理会社が委託した機能を列挙しなければならない。

管理会社および保管受託機関の責任は、第三者に機能を委託したことにより影響を受けることはなく、管理会社が郵便受けとなるようなかたちの機能委託をしてはならない。

- (16) 事業活動の遂行に際し、2002年12月20日法第13章の認可を受けた管理会社は、常に行為規範の遵守にあたり、以下を行う。

(a) 事業活動の遂行に際し、顧客の最良の利益および市場の誠実性のため、正直かつ公正に活動しなければならない。

ない。

- (b) 顧客の最良の利益および市場の誠実性のため、正当な技量、配慮および注意をもって活動しなければならない。
- (c) 事業活動の遂行に必要な資源と手続きを保有し、効率的に使用しなければならない。
- (d) 利益相反の回避につとめ、それができない場合は、顧客が公正に取り扱われるよう確保しなければならない。
- (e) その事業活動に適用されるすべての規制上の義務に適合し、顧客の最良の利益および市場の誠実性を促進しなければならない。

設立の権利およびサービス提供の自由

- (17) 通達85/611/E E Cに従い、E U加盟国の他の国において認可された管理会社は、支店を設置しまたはサービス提供の自由の下に、ルクセンブルグで、当該認可された活動を行うことができる。2002年12月20日法はかかる活動をルクセンブルグで行うための手続きと条件を定めている。
- (18) 第13章に従い認可された管理会社は、支店を設置しまたはサービス提供の自由の下に、他のE U加盟国で、当該認可された活動を行うことができる。2002年12月20日法はかかる活動を他の加盟国で行うための手続きと条件を定めている。

2002年12月20日法第13章に従い管理会社に適用される制度は、2003年7月30日付金融監督委員会通達03/108により更に整備された。かかる通達の目的は2002年12月20日法の規定および要件を繰り返し主張することであり、より重要なこととして、当該規定および要件をいかに解釈するべきかに関する情報を提供している。その範囲において、通達では、管理会社が事業を開始するためには事前に金融監督委員会の認可を必要とすることを確認している。

また通達の規定により、業務プログラムを金融監督委員会に提出することが必要であり、同通達は、業務プログラムに含まれるべき情報の種類を一般的に規定している。

通達は更に、人的資源について、管理会社は原則として常勤職員を雇用しなければならないと明記している。ただし、通達の規定により、特例として、職員は他の機関から派遣または提供されることが可能である。また、業務は、個々に名声と経験に関する要件を満たす少なくとも2名の者が遂行しなければならない。

管理会社の業務を遂行する2名の者について、通達では、2名の内の1名はルクセンブルグを本拠としなければならないと規定している。管理会社が一任顧客ベースでポートフォリオの運用業務を行っている場合、業務を遂行する2名の者がルクセンブルグを本拠としなければならない。また、かかる2名のいずれも、管理会社が管理会社を務めるUCITSの保管会社の従業員であってはならないと規定されている。2名は、業務契約により管理会社の従業員になるかまたは管理会社と関連性を有することができる。

通達では、職員数は管理会社の業務と、多分に管理会社が自らまたは委任を通じその職務を遂行する程度に依拠すると示唆している。通達の結論として、必要最少職員は、管理会社の業務を遂行するため任命される2名になると思われる。

更に、通達では、管理会社はその職務の一部の委任を認められるため充足すべき条件を詳細に記載している。その中心となるのは、管理会社の職員および特に業務遂行の責任を負う2名が、管理会社から職務を委任された企業を監視することができるように用意されるべきシステムと取決めである。これについて、通達はまた、かかる2名が、職務の委任先企業が実行する業務を監督するため受領すべき報告書の種類を指示している。更に、管理会社の業務を遂行する者は常にUCITSに関する会計書類をリアルタイムでまたは簡易な請求手続で入手できなければならないとも規定している。

通達では、投資運用機能を保管者に委託することができないと規定している。通達は、法律と同様に、E U非加盟国の企業が当該E U非加盟国において慎重な監督に服している場合にのみ、投資運用機能をかかる企業に委託することができるかと重ねて規定している。

最後に、通達は付属書類として、四半期毎に作成の上金融監督委員会に提出すべき6種の別表を含んでいる。提供される情報は、管理会社の財政状態および管理会社の業務に関係している。

2.2.1.3. 保管受託銀行

金融監督委員会により承認された約款に定められる保管受託銀行は、約款および管理会社との間で締結する保管受託契約に従い、保管受託銀行またはその指定する者がFCPの有するすべての証券および現金を保管することにつき責任を負う。保管受託銀行は、FCPの資産の日々の管理に関するすべての業務を行う。

保管受託銀行は、以下の業務を行わなければならない。

- FCPのためにまたは管理会社により行われる受益証券の販売、発行、買戻しおよび消却が法律および約款に従って執行されるようにすること。
- 受益証券の価格が法律および約款に従い計算されるようにすること(パート ファンドのみ)。
- 法律または約款に抵触しない限り、管理会社の指示を執行すること。
- ファンド資産の取引において、対価が通常の制限時間内に受領されるようにすること。
- ファンドの収益が約款に従って処分されるようにすること。

保管受託銀行は、ルクセンブルグ法に従い、管理会社および受益者に対し、その業務の不履行または不適切な履行の結果蒙った損失につき責任を負う。保管受託銀行の受益者に対する責任は、管理会社を通じて間接的に追求される。ただし、管理会社が受益者からその旨の書面による通知を受領した後3か月以内に行わない場合、かかる受益者は直接に保管受託銀行の責任を追求することができる。

保管受託銀行の責任は、保管にかかる資産の全部または一部を副保管受託銀行に委託したことにより影響を受けない。保管受託銀行は、ルクセンブルグに登記上の事務所を有するか、外国会社のルクセンブルグ支店でなければならない。パート・ファンドの保管受託銀行は、その登記上の事務所は他のEU加盟国に所在するものでなければならない。保管受託銀行は、金融業界の監督に関する1993年4月5日ルクセンブルグ法に定める銀行および貯蓄機関でなければならない。

保管受託銀行の取締役は、十分良好な評価と関連のUCITSに関し経験を有していなければならない。このため、取締役および後継者の識別情報は金融監督委員会に直ちに報告されなければならない。

2.2.1.4. 関係法人

() 投資運用・顧問会社

多くの場合、FCPの管理会社は他の会社と投資運用・顧問契約を締結し、この契約に従って、投資運用・顧問会社は、管理会社の取締役会が設定する投資方針の範囲内であつ約款中の投資制限に従い、組入証券の組入および証券の売買に関する継続的助言をファンドに提供する。

管理会社による投資運用会社の中核的機能の委託は上記2.2.1.2.2.の(15)に従う。

() 販売会社および販売代理人

管理会社は、FCPの受益証券の公募または私募による販売のため、一つまたは複数の販売会社もしくは販売代理人と独占的または非独占的な契約を締結することができる(ただし、その義務はない)。

現行の目論見書には販売手数料および特定の申込方法もしくは募集計画について適切な記載および開示がなければならない。

2.2.2. 会社型投資信託

会社型の投資信託は、これまでは1915年8月10日法に基づき、通常、公開有限責任会社(sociétés anonymes)として設立されてきた。

この形態で設立された会社型投資信託のすべての株式は同一の額面金額をもち、一定の範疇に属する者または一人の者が保有し得る株式の割合に関連して定款中に定められることがある議決権の制限に従い、株主は株主総会において一株につき一票の議決権を有する。

会社の資本金は、定額であることを要し、会社設立時に全額引き上げられることが必要であり、資本金は、取締役会によって、株主総会が決定した定款に定める授權資本の額まで引き上げることができる。かかる増資は、定款に記載された株主総会による授權の枠内で取締役会の決定に従い、一度に行うこともできるし、随時、一部を行うこともできる。通常、発行は、額面金額に発行差金(プレミアム)を加えた価格で行われ、その合計額はその時点における一株当たり純資産価格を下回することはできない。また、株主総会による当初の授權資本の公告後5年以内に発行されなかった授權資本部分については、株主総会による再授權が必要となる。株主は、株主総会が上記再授權毎に行う特定の決議により放棄することのできる優先の新株引受権を有する。この規定および手続はSICAVには適用されない(下記参照)。

2.2.2.1. 変動資本を有する会社型投資信託(SICAV)

2002年12月20日法に従い変動資本を有する会社型投資信託(société d'investissement à capital variable - SICAV)の形態を有する会社型投資信託を設立することができる。

SICAVは、株主の利益をはかるため証券にその資産を分散投資することを固有の目的とし、株式を公募または私募によって一般に募集し、その資本金が常に会社の純資産に等しいことを規定した定款を有する公開有限責任会社(société anonyme)として定義されている。

SICAVは、公開有限責任会社の特殊な形態であるため、1915年8月10日法(改正済み)の規定は、2002年12月20日法によって廃止されない限度で適用される。

SICAVは次の仕組みを有する。

株式は、定款に規定された発行または買戻しの日の純資産価格で継続的にSICAVによって発行され買い戻される。発行株式は無額面で全額払い込まなければならない。資本は株式の発行および買戻しならびにその資産価額の変動の結果自動的に変更される。

2002年12月20日法は、特定の要件を規定しているが、その中でも重要な事項は以下のとおりである。

- 管理会社を指定しないSICAVの最低資本金は認可時においては30万ユーロである。管理会社を指定したSICAVを含めすべてのSICAVの資本金は、認可後6か月以内に1,250,000ユーロに達しなければならない。大公規則によりかかる最低資本金は、60万ユーロおよび250万ユーロにそれぞれ引き上げることができる。
- 取締役および外部監査人ならびにそれらの変更は金融監督委員会に届け出ることを要し、金融監督委員会の異議のないことを条件とすること。

- 定款中にこれに反する規定がない場合、S I C A Vはいつでも株式を発行することができること。
- 定款に定める範囲で、S I C A Vは、株主の求めに応じて株式を買い戻すこと。
- 株式は、S I C A Vの純資産総額を発行済株式数により除することにより得られる価格で発行され、買い戻されること。この価格は、費用および手数料を加えることによって、株式発行の場合増額し、株式買戻しの場合は減額することができるが、費用および手数料の最高限度額は金融監督委員会の提案または助言に基づき大公令により決定することができる(このような最高限度額の割合は決定されていないので、かかる費用および手数料の妥当性および慣行に従い金融監督委員会が決定する。)
- 通常の期間内にS I C A Vの資産に純発行価格相当額が払い込まれない限りS I C A Vの株式を発行しないこと。
- 定款中に発行および買戻しに関する支払いの時間的制限を規定し、S I C A Vの資産評価の原則および方法を特定すること。
- 定款中に、法律上の原因による場合に反しないよう発行および買戻しが停止される場合の条件を特定すること。
- 定款中に発行および買戻し価格の計算を行う頻度を規定すること(パート ファンドについては最低一か月に2回、または金融監督委員会が許可する場合は一か月に1回とし、パート ファンド以外については最低一か月に1回とする。)
- 定款中にS I C A Vが負担する費用の性質を規定すること。

2.2.2.2. オープン・エンド型のその他の会社型投資信託

過去においては、ルクセンブルグ法に基づいて設立されたクローズド・エンド型の会社型投資信託においては、買戻取引を容易にするため別に子会社として買戻会社を設ける投資信託の仕組みが用いられた。

しかしながら、買戻会社の株式買戻義務は常に、自己資金とファンドからの借入金の範囲内に限定されている。買戻会社の株式は、通常、一株の資格株を除き、全額をファンドが所有している。この借入金は、ファンドの利益金、繰越利益金および払込剰余金または法定準備金以外の準備金の額を超えることができない。

最近では、買戻会社を有しない会社型投資信託が設立されているが、その定款に、株主の請求があれば株式を買い戻す義務がある旨規定し、オープン・エンド型の仕組みを定めている。

ファンドによるファンド株式の買戻しは、通常、純資産価格に基づいてなされ、買戻手数料がある場合は、それを差し引き、販売目論見書に記載されかつ定款に定められた手続に従って買い戻される。ただし、純資産価格の計算が停止されている場合は、買戻しも停止される。

ファンドによって買い戻され、所有されているファンドの株式には議決権および配当請求権がなく、また、ファンドの解散による残余財産請求権もない。ただし、これらの株式は発行されているものとして取扱われ、再販売することもできる。

オープン・エンド型の会社型の投資信託においては、株主総会で決議された増資に関する授権に従い、取締役会が定期的に株式を発行することができる。株式の発行は、ファンド株式の募集終了後1か月以内にまたは株式募集開始から遅くとも3か月以内に、取締役会またはその代理人によってルクセンブルグの公証人の面前で陳述され、更に1か月以内に官報「メモリアル」に公告するため地方裁判所の記録部に届出られなければならない。

(注) S I C A Vは、会社の資本金の変更を公告する義務を有しない。

2.2.2.3. 投資制限

上記2.2.1.1.記載の契約型投資信託に適用される投資制限は、会社型投資信託にほぼ同様に適用される。

2.2.2.4. 保管受託銀行

会社型投資信託の資産の保管は、保管受託銀行に委託されなければならない。

保管受託銀行の業務は以下のとおりである。

- ファンドによりまたはファンドのために行われる株式の販売、発行、買戻しおよび消却が法律およびファンドの定款に従って執行されるようにすること。
- ファンド資産の取引において、対価が通常の制限時間内に受領されるようにすること。
- ファンドの収益が定款に従って処分されるようにすること。

2.2.2.5. 関係法人

投資運用・顧問会社および販売会社もしくは販売代理人

上記2.2.1.4.「関係法人」中の記載事項は、同様に、ファンドの投資運用・顧問会社および販売会社もしくは販売代理人に対しても適用される。

2.2.2.6. パート ファンドである会社型投資信託の追加的要件

以下の要件は、2002年12月20日法第27条にS I C A Vに関し定められているが、パート ファンドである他の形態の会社型ファンドにも適用される。

(1) S I C A Vが、通達85/611/EECに従い認可された管理会社を指定しない場合

- 認可申請は、S I C A Vの組織構造等を記載した活動プログラムを伴わなければならない。

- S I C A Vの取締役は、良好な評価を十分に充たし、管理会社が管理するU C I T Sに関し十分な経験を有していなければならない。そのため、これらの者およびすべての後継者は、金融監督委員会に直ちに報告されなければならない。S I C A Vの事業はこれらの条件を充たす少なくとも二名により決定されなければならない。
- 更に、S I C A Vと他の自然人または法人との間に何らかの親密な関係がある場合、金融監督委員会は、かかる関係が効果的な監督機能の行使を妨げない場合にのみ認可する。

金融監督委員会は、また、管理会社が親密な関係を有する一または複数の自然人や法人が服する非加盟国の法令、行政規定により、その監督機能を行使することが困難な場合は、認可を付与しない。

S I C A Vは、金融監督委員会に対して、要求される情報の提供を提供しなければならない。完全な申請書が提出されてから6か月以内に、申請者に対し、認可が付与されるか否かにつき連絡しなければならない。認可が付与されない場合は、その理由を示さなければならない。

S I C A Vは、認可付与後に速やかに業務を開始しなければならない。

金融監督委員会は、以下の場合、S I C A Vに付与した認可を取り消すことがある。

- (a) S I C A Vが12か月以内に認可を利用しない場合、明示的に認可を放棄する場合または6か月超活動を中止する場合。
- (b) 虚偽の申述によりまたはその他の不正な手段により認可を取得した場合。
- (c) 認可が付与された条件を満たさなくなった場合。
- (d) 2002年12月20日法に従って採用された規定に重大かつ組織的に違反した場合。
- (e) 2002年12月20日法が認可の撤回事由として定める場合に該当する場合。

- (2) 上記2.2.1.2.2.の(15)および(16)は、通達85/611/E E Cに従い認可された管理会社を指定しているS I C A Vに適用される。ただし、「管理会社」をS I C A Vと読み替える。

S I C A Vは、自身のポートフォリオ資産の運用のみを行い、いかなる場合も、第三者のために資産を運用する権限を引き受けてはならない。

- (3) 通達85/611/E E Cに従い認可された管理会社を指定していないS I C A Vは、適用ある慎重なルールを遵守しなければならない。

特に、金融監督委員会は、S I C A Vの性格に配慮し、管理会社が健全な管理上および会計手続き、電子データプロセスのための監督および防御のための整備ならびに適切な内部管理メカニズムを保有すること(特に、従業員の個人取引規則や自身の資産を投資するための金融商品投資または保有に関するもの)を要求する。これらにより、中でも、管理会社が関与した各取引の取引地、当事者、性格、効力を生じた日時・場所が特定でき、かつS I C A Vの資産が設立文書および現行法令に従い投資されていることを確保できるものでなければならない。

2.3. ルクセンブルグにおける投資信託に関するその他の規定

1983年より前においては、投資信託に関する特別法は制定されていなかった。法律に基づく大公規則により、政府は投資信託を監督する権限を与えられており、これら的大公規則は法律と同じ拘束力を持っていた。また、政府および銀行監督官の通達により、投資信託に関する開示、財務状況報告ならびに運営の監督に関して既存の法律の解釈が積み重ねられ、制限規定がおかれ、また、行政指導がなされてきた。

これら一連の大公規則および通達は、投資信託に関する準拠法とみなされていた。

以上の状態は、投資信託に関する1983年8月25日法施行後変化した。1983年8月25日法は廃止され、投資信託に関する1988年3月30日法が施行された。2003年1月1日に投資信託に関する2002年12月20日法が施行された。

2002年12月20日法は2007年2月13日に1988年3月30日法を完全に廃止した。

2.3.1. 設立関係法令

2.3.1.1. 1915年8月10日商事会社法(改正済み)

1915年8月10日法は、F C Pの管理会社、(2002年12月20日法により明確に適用除外されていない限り)S I C A Vであると公開有限責任会社であるとを問わず投資法人(会社型投資信託)(および会社型投資信託における買戻子会社)に対し適用される。

以下の要件は、公開有限責任会社の形態をとった場合についてのものであるが、S I C A Vにもある程度適用される。

2.3.1.1.1. 会社設立の要件(1915年8月10日法(改正済み)第26条)

最低一名の株主が存在すること。

公開有限責任会社の資本金の最低額は30,986.7ユーロである。

2.3.1.1.2. 定款の必要的記載事項(1915年8月10日法(改正済み)第27条)

定款には、以下の事項の記載が必要とされる。

- () 発起人の氏名
- () 会社の形態および名称
- () 本店の所在地

- () 会社の目的
- () 払込資本および授權資本の額
- () 募集に際し払い込まれた額
- () 払込資本および授權資本を構成する株式の種類の記事
- () 記名式または無記名式の株式の形態および轉換権(もし存在すれば)に対する制限規定
- () 現金払込以外の出資の内容および条件および出資者の氏名

(注) 最近の1915年8月10日法の改正により、現物出資による増資については、規制された市場において取引された適格性を有する譲渡性のある証券および短期金融商品を出資する場合、外部監査人の監査報告書を要しないとされている。しかしながら、実務では、投資信託の場合は依然として金融監督委員会によりそのような報告書の提出が強く要求される。

- () 発起人に認められている権利または特典の内容およびその理由
- (x) 資本の一部を構成しない株式(もし存在すれば)に関する記載
- (x) 取締役および外部監査人の選任に関する規約が法の効力を排除する場合、その規約およびかかる機関の権限の記載
- (x) 会社の存続期間
- (x) 会社が負担するすべての費用および報酬の見積または会社の設立に際しまた設立に伴って負担すべき費用および報酬の見積

2.3.1.1.3. 公募により設立される会社に対する追加要件(1915年8月10日法(改正済み)第29条)
会社が公募によって設立される場合、以下の要件が適用される。

- () 設立定款を公正証書の形式で作成し、これを官報「メモリアル」に公告すること
- () 応募者は、会社設立のための設立定款の公告から3か月以内に開催される定時総会に招集されること

2.3.1.1.4. 発起人および取締役の責任(1915年8月10日法(改正済み)第31条および第32条の1)

発起人および増資の場合における取締役は、有効に引き受けられなかった部分または25%に達しなかった部分の会社資本の払込責任、および会社が当該法令に記載されたいずれかの理由によって適法に設立されなかった結果として応募者が蒙る一切の損害に対し、それに反する応募者に不利益な定めがあったとしても応募者に対し連帯して責任を負う。

2.3.1.2. 2002年12月20日法

投資信託に関する2002年12月20日法には契約型投資信託の設定および運用、会社型投資信託の設立ならびにルクセンブルグの投資信託の登録に関する規定がある。

2.3.1.2.1. 設定および設立のための要件

上記に記載された株式の全額払込に関する特定要件が必要とされている。

2.3.1.2.2. 定款の必要的記載事項

主要な特定要件は上記2.3.1.1.2.に記載されている。

2.3.1.3. ルクセンブルグにおける投資信託の認可・登録

2002年12月20日法第93条および第94条は、ルクセンブルグ内で活動するすべてのファンドの認可・登録に関する要件を規定している。

- () 次の投資信託はルクセンブルグの金融監督委員会から正式な認可を受けることを要する。
 - (a) ルクセンブルグの投資信託は設立もしくは設定の日から1か月以内に監督当局の認可を受けること。
 - (b) EU加盟国以外の国の法律に基づいて設立・設定されまたは運営されている投資信託および他のEU加盟国で設立・設定された投資信託ではあるが譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託でないものについては、その証券がルクセンブルグ国内またはルクセンブルグから外国に向けて募集もしくは販売される場合には、当該募集または販売を行う以前に認可を受けること。
- () 認可を受けたUCIsは、金融監督委員会によってリストに記入される。かかる登録は認可を意味する。
- () ルクセンブルグ法、規則および金融監督委員会の通達の条項に適合しない投資信託は認可を拒否、または登録を取り消されることがある。なお、金融監督委員会の決定に対し不服がある場合には、決定通知日から1か月以内に、投資信託を監督する大臣に不服申立をすることができる。ただし、不服申立がなされた場合も決定の効力は停止されない。同決定に対する最終抗告は、行政裁判所(the Council of State)に提出される。登録の取消の決定が効力を発生した場合、ルクセンブルグの地方裁判所は検察官または監督当局の要請に基づき、当該ルクセンブルグのUCIの解散および清算を決定する。

2.3.1.3.1. 1972年12月22日付大公規則に規定する投資信託の定義は、1991年1月21日IML通達91/75の中の一定の基準により解釈の指針を与られている。なお、上記定義によれば、「投資信託とは、その法的形態のいかんにかかわらず、すべての契約型ファンド、すべての投資法人またはその他の同様の実体を有し、証券または譲渡性の有無を問わずその他の証券、またはかかる証券もしくは証券を表章しもしくはその取得権を与える一切の証券の公募または私募によって

公衆から調達した資金を集散的に投資することを目的とするものをいう。」とされている。上記の定義は、2002年12月20日法の第5条、第25条、第39条、第65条、第69条および第73条の規定と本質的に同様である。

2.3.1.3.2. 1945年10月17日付大公規則は銀行監督官の職を創立したが、1983年5月20日法によって創立されたI M L (Institut Monétaire Luxembourgeois) によりとってかわられた。I M Lは、1998年4月22日法によりルクセンブルグ中央銀行に名称変更され、また1998年12月23日法により、投資信託を規制し監督する権限は、金融監督委員会に移転された。

金融監督委員会の権限と義務は、2002年12月20日法第97条に定められている。

2.3.1.3.3. 2002年12月20日法第109条は、ファンドに、目論見書、年次報告書および半期報告書の公表を義務付けている。また同条は、パート ファンドに平均的投資家が容易に理解することができるように構成され記載された簡易な目論見書を義務づけている。

2002年12月20日法第109条および第110条は、以下の公告に関する要件を定めている。

- ファンドの完全な目論見書、簡易な目論見書および目論見書の変更ならびに年次報告書および半期報告書を金融監督委員会に提出しなければならない。
- 簡易な目論見書は、契約締結前に無料で買付申込者に提供されなければならない。更に、完全な目論見書、直近の年次報告書および以後発行された半期報告書は、要求により無料で買付申込者に送付されなければならない。
- 年次報告書および半期報告書は、完全なまたは簡易な目論見書に特定する場所または金融監督委員会が承認する方法で一般公衆に入手可能でなければならない。
- 年次報告書および半期報告書は、要求があった場合、無料で受益者に提供されなければならない。
- 監査済年次報告書は4か月以内に、監査済または未監査の半期報告書は2か月以内に公表されなければならない、関係する期間末から効力を有する。

2.3.1.4. 2002年12月20日法によるその他の要件

() 公募または販売の承認

2002年12月20日法第93条第1項は、すべてのルクセンブルグのファンドはその活動を行うためには金融監督委員会の認可を受けなければならない旨規定している。

() 設立文書の事前承認

2002年12月20日法第93条第2項は、金融監督委員会が設立文書を承認した場合にのみファンドが認可される旨規定している。

() 外国で使用される目論見書等が当該国の証券取引法に基づいて金融監督委員会に提出された場合の事前の承認

金融監督委員会の監督に服する投資信託が定めるルクセンブルグの目論見書は、金融監督委員会に事前の承認を得るために提出することが要求されている。

2005年4月6日付金融監督委員会通達05/177に基づき、販売文書が利用される外国の権限ある当局によって監督されていない場合でも、意見を求めるためかかる文書を金融監督委員会に提出する必要はない。ただし、金融監督委員会の監督に服するUCIsは、誤解を招くような宣伝文書を発行してはならず、必要に応じてUCIsに固有の特別リスクを言及することにより、ルクセンブルグ内外の金融界の行為準則を引き続き遵守しなければならない。

これらの文書には、ルクセンブルグの法令により要求される情報に加えて、当該文書が用いられる外国において要求されるすべての情報を記載せねばならない。

() 目論見書の記載内容

完全なおよび簡易な目論見書は、投資家に提案された投資について投資家が的確な理解に基づいた判断を行えるようにするための必要な情報、特にリスクに関する情報を含むものでなければならない。完全な目論見書は、投資対象の如何にかかわらず、投資信託のリスク面について明確に理解できる説明を含むものでなければならない。この目論見書は、2002年12月20日法添付スケジュールAに記載される情報を含まなければならない。ただし、これらの情報が当該目論見書に付属する文書に記載される場合はこの限りではない。

() 誤解をまねく表示の禁止

2002年12月20日法第112条は、完全なおよび簡易な目論見書の主要事項は常に更新されなければならない旨規定している。

() 財務状況の報告および監査

1915年8月10日法の規定により、公開有限責任会社の取締役会は前営業年度の貸借対照表、損益計算書を毎年株主総会に提出し、かつ貸借対照表および損益計算書が商業登記所に提出されている旨をメモリアルに公告する義務を負っている。

2002年12月20日法第113条は、年次報告書に記載される財務情報は外部監査人(réviseur d'entreprises agréé)による監査を受けなければならない旨規定している。外部監査人は、その義務の遂行にあたり、投資信託の報告書またはその他の書類に投資家または金融監督委員会に提供された情報が投資信託の財務状況および資産・負債を正確に記載していないと確認した場合は、直ちに金融監督委員会に報告する義務を負う。外部監査人は、金融監督委員会

に対して、外部監査人がその職務遂行に知りまたは知るべきすべての点についての金融監督委員会が要求するすべての情報または証明を提供しなければならない。

2004年1月1日から有効な金融監督委員会通達02/81に基づき、金融監督委員会は、外部監査人(réviseur d'entreprises agrégé)に対し、各UCIについて毎年、前会計年度中のUCIの業務に関するいわゆる「長文報告書」を作成するよう求めている。金融監督委員会通達02/81により、外部監査人はかかる長文報告書において、UCIの運用(その中央管理事務および保管会社を含む。)および(資金洗浄防止規則、評価規則、リスク管理およびその他特別管理について)適切な監督手続の評価を行わなければならない。報告書はまた、UCIの受益証券がインターネットにより販売されるか否かを明記し、また関係する期間における投資家からの苦情も記載しなければならない。通達では、かかる報告書の目的はUCIの状況を全体的に検討することであると述べている。

() 財務報告書の提出

2002年12月20日法第114条により、ファンドは年次報告書および半期報告書を金融監督委員会に提出することが要求されている。

2002年12月20日法第118条は、金融監督委員会が投資信託に対して、その義務の遂行に関する情報の提供を要求でき、このため、自らあるいは任命する者を通じて、投資信託の帳簿、会計書類、登録簿その他の記録および書類を検査することができる旨規定している。

IML通達97/136(金融監督委員会通達08/348により改正)に基づき、2002年12月20日法に基づきルクセンブルグで登録されているすべての投資信託は月次および年次の財務書類を提出しなければならない。

() 違反に対する罰則規定

ルクセンブルグの1915年8月10日商事会社法および2002年12月20日法に基づき、投資信託の管理・運営に対して形式を問わず責任を有する1人または複数の取締役もしくはその他の者が、同法の規定に違反した場合、禁固刑および/または5万ユーロ以下の罰金刑に処される。

2.4. 清算

2.4.1. 投資信託の清算

2002年12月20日法は、ルクセンブルグ法の下で設立・設定された投資信託の清算に関し、様々な場合を規定している。

FCPまたはSICAVの存続期間が終了した場合、約款の規定に基づきFCPが終了した場合または株主総会決議によって会社型投資信託が解散された場合には、定款または約款、および適用のある法令の規定に基づいて清算が行われる。以下の特別な場合には法の規定が適用される。

2.4.1.1. FCPの強制的・自動的解散

- 管理会社または保管受託銀行がその機能を停止し、その後2か月以内にそれらが代替されない場合。
- 管理会社が破産宣告を受けた場合。
- 6か月超の間純資産価額が法律で規定されている最低額の4分の1を下回った場合。

(注) 純資産価額が法で要求される最低額の3分の2を下回っても自動的には清算されないが、金融監督委員会は清算を命じることができる。この場合、管理会社が清算を行う。

2.4.1.2. SICAVについては以下の場合には特別株主総会に解散の提案がなされなければならない。

- 資本金が、法律で規定される資本の最低額の3分の2を下回る場合。この場合、定足数は特になく、単純多数決によって決定される。
- 資本金が、上記最低額の4分の1を下回る場合。この場合、定足数は特になく、解散の決定はかかる総会に出席した株主の株式数の4分の1をもって決定される。

2.4.1.3. ルクセンブルグ法の下で存続するすべての投資信託は、金融監督委員会による登録の取消または拒絶およびそれに続く裁判所命令があった場合に解散される。

2.4.2. 清算の方法

2.4.2.1. 通常の清算

清算は、通常次の者により行われる。

a) FCP

管理会社、または管理会社によってもしくは約款の特別規定(もし存在すれば)に基づき受益者によって選任された清算人。

b) 会社型投資信託

株主総会によって選任された清算人。

清算は、金融監督委員会がこれを監督し、清算人については、監督当局の異議のないことを条件とする(2002年12月20日法第106条第1項)。

清算人がその就任を拒否し、または金融監督委員会が提案された清算人の選任を承認しない場合は、金融監督委員会を含む利害関係者は、他の清算人の選任を地方裁判所の商事部門に申請することができる。

清算の終了時に、受益者または株主に送金できなかった清算の残高は、ルクセンブルクの国立機関である“Caisse de Consignation”にエスクロー預託され、権限を有する者は同機関より受領することができる。

2.4.2.2. 裁判所の命令による清算

裁判所は、金融監督委員会の請求によって投資信託を解散する場合、2002年12月20日法第104条および裁判所商事部門の命令に基づく手続に従い金融監督委員会の監督のもとで行う清算人を選任する。清算手続は、清算人が裁判所に清算人の報告を提出したのち裁判所の判決によって終了する。未配分の清算残高は上記2.4.2.1.に記載された方法で預託される。

2.5. 税制

2.5.1. ファンドの税制

2.5.1.1. 発行税

2002年12月20日法第128条および2003年4月14日付大公規則の廃止に従い、2002年12月20日法に準拠する投資信託の設立に際しては、発行税は課されなくなった。

2.5.1.2. 年次税

2002年12月20日法第129条第1項に従い、ルクセンブルクの法律の下に存続する投資信託は、純資産価額に対して年率0.05%の年次税を各四半期末に支払う。

2002年12月20日法第129条第2項に従い、以下の投資信託については、年率0.01%に軽減されている。

- 短期金融商品への集団的投資および信用機関への預金を唯一の目的とするルクセンブルクの投資信託
- 信用機関への預金を唯一の目的とするルクセンブルクの投資信託
- 専門投資信託に関する2007年2月13日法に服するルクセンブルクの投資信託
- 2002年12月20日法に規定された複数のコンパートメントを有する投資信託の個別のコンパートメントおよび投資信託の中、または複数のコンパートメントを有する投資信託の個別のコンパートメントの中で発行された証券の個別のクラス。ただし、かかるコンパートメントやクラスの証券は一または複数の機関投資家によって保有されなければならない。

2002年12月20日法第129条における「短期金融商品」の概念は、2002年12月20日法第41条における概念より広いものであり、1996年12月24日付大公規則において、譲渡可能証券であるか否かにかかわらず、債券、譲渡性預金証書(CD)、預託証券およびその他類似のすべての証券を含む一切の債務証券および債務証書として定義されている。ただし、関係する投資信託による取得時に、当該証券の当初のまたは残存する満期までの期間が、当該証券に関する金融上の諸手当(金融デリバティブ商品等)を考慮した上で、12か月を超えない場合、または当該証券の要項で、当該証券の金利が少なくとも年に1回市場の状況に応じて調整される旨定められている場合に限られる。

上記の第129条はまた、第3項(改正済み)において、ルクセンブルクの投資信託の資産のうち他のルクセンブルクの投資信託に投資された部分についておよび以下のタイプの投資信託の個々のサブ・ファンドについて免責を規定している。

- その受益証券が機関投資家の保有と限定される場合
- その専属的目的が短期金融商品への集合的投資および信用機関への預金である場合
- その投資対象の満期までの加重残余期間が90日を超えない場合
- 最高の格付けを受け得ると認められた場合

最後に、2004年6月15日法の改正第129条により、かかる免税が同様に適用されるのは、()その従業員のため同一グループの主導により創設された専門年金機関または類似投資ヴィークルおよび()従業員に年金給付を提供するため会社が保有するファンドに投資する当該グループ会社に対し受益証券が限定されるUCIsである。

2.5.2. 日本の株主の税関係

現在のルクセンブルク法のもとにおいては、契約型および会社型の投資信託ともに、投資信託自体または投資信託の株主もしくは受益者が、当該ファンドの株式または受益証券について、通常の所得税、株式譲渡益課税(キャピタル・ゲイン課税)、資産税または相続税を課せられることはない。ただし、当該株主または受益者がルクセンブルクに住所、居所または恒久的施設を有している場合およびかつてルクセンブルクの居住者であった特定の者については、この限りでない。

会社型投資信託の株主が当該投資信託の発行済株式の10%を保有する場合で、かかる株式の全部または一部を売却する際に、かかる売却が取得後6か月以内に行われた場合には、当該投資家が、ルクセンブルクと二重課税回避条約を締結していない国の居住者であったなら、キャピタル・ゲインに対し課税されることがある。

(注) 二重課税回避条約はルクセンブルクと日本との間で締結されており、それゆえルクセンブルクの国内税法は日本の居住者に影響を与えない。

契約型投資信託または会社型投資信託がその組入証券について受領する配当および利子については、当該配当の支払国において源泉課税を受けることがある。

3. ルクセンブルグの専門投資信託

2007年2月13日、ルクセンブルグ議会は、専門投資信託に関する2007年2月13日法(以下「SIF法」という。)を承認した。SIF法の目的は、その証券が公衆に販売されない投資信託に関する1991年7月19日法を廃止し、洗練された投資家向けの投資信託のための新法を定めることであった。

新制度に基づき創設されるヴィークルと2002年12月20日法に準拠するUCIsを更に区別するため、SIF法では新規ヴィークルを「専門投資信託」と称する。

既存の機関UCIsは、自動的に2007年2月13日付で、SIF法に準拠するSIFsになった。

3.1. 範囲

SIF制度は、()その証券が一または複数の情報通の投資家向けに限定されるUCIsおよび()その設立文書によりSIF制度に服するUCIsに適用される。

SIFsは、リスク分散原則に従う投資信託であり、UCIsとしての適格性も有している。かかる地位は、特に通達2003/71/EC等の各種欧州通達(いわゆる「目論見書通達」)の適用可能性の有無について重要性を有する。

SIFsは、当該ヴィークルへの投資に関連するリスクを適切に査定することが可能な情報通の投資家向けのものである。

SIF法では、機関投資家および専門投資家を含む情報通の投資家のみならず、その他の情報通投資家で、情報通の投資家の地位を確保する旨および最低125,000ユーロの投資を行うか、または想定上の投資およびそのリスクを評価する能力を有することを証明する通達2006/48/ECに定める信用機関、通達2004/39/ECに定める投資会社もしくは通達2001/107/ECに定める管理会社が実行した査定から利益を得る旨を書面で確認する投資家にまで、範囲を拡大した定義を規定している。かかる第三カテゴリーの情報通の投資家は、洗練された個人投資家がSIFsへの投資を認められることを意味する。

SIF制度に従うためには、明示的に、設立文書(定款または約款)に当該趣旨を明確に記載するかまたは投資ヴィークルの募集書類を提供しなければならない。そのため、一または複数の情報通の投資家向けの投資ヴィークルが、必ずしもSIF制度に準拠するとは限らないことになる。限られた範囲の洗練された投資家に限定される投資ヴィークルは、例えば、ルクセンブルグ会社法の一般規則に従い規制されない会社としての設立を選択することも可能になる。

3.2. 投資規則

EU圏外の統一UCIsについて定める2002年12月20日法パート と同様に、SIF法は、SIFsが投資できる資産について相当の柔軟性を認めている。そのため、本制度については、あらゆる種類の資産に投資しあらゆる種類の投資戦略を追求するヴィークルが、選択することができる。

SIFsはリスク分散原則を遵守する。SIF法は、特別な投資規則または投資制限を規定していない。金融監督委員会は、個人投資家への販売が可能なUCIsよりも低レベルの分散投資を認める可能性がある。個人投資家に販売できるUCIsに適用されるきめ細かい定量的投資および借入制限よりもむしろ、投資制限に基づく原則が適用される見込みである。

3.3. 構造的側面および機能上の規則

3.3.1. 法律上の形態および仕組み

3.3.1.1. 法律上の形態

SIF法は、特に、契約型投資信託(「FCP」)および変動資本を有する会社型投資信託(「SICAV」)について言及しているが、SIFが設立される際の基盤となる法律上の形態を制限していない。そのため、これら以外の法律上の形態も可能である。例えば、受託契約に基づくSIFの設立も可能である。

・ 契約型投資信託

特性の要約については、上記2.2.1.項を参照のこと。

FCPへの投資家は、約款がその可能性を規定している場合にのみ、およびその範囲で議決権を行使することができる。

・ 会社型投資信託(SICAVまたはSICAF)

特性の要約については、上記2.2.2.項を参照のこと。

SIF法に基づき、SICAVは、2002年12月20日法に準拠するSICAVsの場合のように有限責任会社である必要はない。SICAVの形態で創設されるSIFは、SIF法が列挙する会社の形態、すなわち、公開有限責任会社、株式により制限されるパートナーシップ、非公開有限責任会社または公開有限責任会社として設立される共同組合のうち一形態を採用することができる。

SIF法が適用除外を認める場合を除き、会社型投資信託は、1915年8月10日のルクセンブルグ法(改正済み)の条項に服する。しかし、SIF法は、SIFsについて柔軟な会社組織を提供するため一連の側面に関する規則とは一線を画している。

3.3.1.2. 複数クラスの仕組み

S I F法は、特に、複数のコンパートメントを有するS I F(いわゆる「アンブレラ・ファンド」)を創設できると規定している。

更に、S I F内またはアンブレラ・ファンドの形態により設立されたS I Fのコンパートメント内に、異なるクラスの証券を創設することができる。当該クラスは、特に報酬構造、対象投資家の種類または配分方針について異なる特徴を持つことがある。

3.3.1.3. 資本構造

S I F法の規定により、S I Fの最低資本金は1,250,000ユーロである。かかる最低額は、S I Fの認可から12か月以内に達成されなければならない。これに対し、2002年12月20日法に準拠するU C I sについては6か月以内である。F C Pに関する場合を除き、かかる最低額とは、純資産額よりもむしろ、発行済資本に支払済の発行プレミアムを加えた額である。

S I Fは、その形態を問わず、一部払込済の株式/受益証券を発行することができる。株式は、発行時に1株につき最低5%までの払込みを要する。

上記のように、固定資本または変動資本を有するS I Fを設立することができる。更に、S I Fは、その変動性とは別に、またはその資本に関係なく(買戻しおよび/または申込みについて)オープン・エンド型またはクローズド・エンド型とすることができる。

3.3.2. 証券の発行および買戻し

証券の発行および買戻しに係る条件および手続は、2002年12月20日法に準拠するU C I sに適用される規則に比べ緩和されている。この点について、S I F法の規定により、証券の発行および適用ある場合の証券の買戻しまたは償還に適用ある条件および手続は、更に厳格な規則を課さずに設立文書において決定される。そのため、例えば、2002年12月20日法に準拠するS I C A VまたはF C Pの場合のように、発行価格、買戻価格または償還価格が純資産価額に基づくことを要求されない。新制度の下で、S I F sは、このため、(例えば、S I Fが発行したワラントの行使時に)所定の確定価格で株式を発行することができる。または(例えば、クローズド・エンド型S I Fの場合にディスカウント額を減じるため)純資産価額を下回る価格で株式を買い戻すことができる。同様に、発行価格は、額面金額の一部および発行プレミアムの一部で構成される可能性もある。

S I F sは一部払込済株式を発行することができ、そのため、申込みの約定により当初申込時に確認された新規株式の継続申込みによってのみならず、一部払込済株式および、追加の割賦で支払われる当初に発行された株式の発行価格の残額によっても、異なるトランシェの申込みを行うことができる。

3.4. 規制上の側面

3.4.1. 慎重な制度

S I F sは、金融監督委員会による恒久的監督に服する規制されたヴィークルである。しかし、情報通の投資家は個人投資家と同等の保護を要しないという事実を照らし、S I F sは、承認手続および規制当局の要件の両方について、2002年12月20日法に準拠するU C I sの場合に比べやや「軽い」規制上の制度に服する。

2002年12月20日法に準拠するU C I sについて、金融監督委員会は、設立文書、S I F sの取締役/マネジャー、中央管理事務代行会社、保管銀行および外部監査人の選任を承認しなければならない。S I Fの存続期間中、設立文書の修正および取締役または上記のサービス提供者の変更もまた、金融監督委員会の承認を必要とする。

S I F法の規定により、S I F sは、規制当局の承認を得る前に創設することができる。ただし、認可申請書が、創設された月の翌月のうちに金融監督委員会に提出されることを条件とする。これにより、金融監督委員会の承認を得る前にS I F sを設立し、運用を開始することが可能となる。

3.4.2. 保管受託銀行

U C I sと同様に、S I Fは、その資産の保管を、ルクセンブルグに登録上の事務所を有する金融機関またはE Uの他の加盟国に登録上の事務所を有する金融機関のルクセンブルグ支店である保管受託銀行に委託しなければならない。資産の保管は、「監督」を意味すると理解されるべきである。すなわち、保管預託銀行は、常にS I Fの資産の投資方法ならびに当該資産が提供される場所および方法を承知していなければならない。これは、資産の物理的な安全保管を地域の副保管受託銀行に委ねることを妨げるものではない。

S I F法は、保管受託銀行に対し、2002年12月20日法により課されるファンドの一定の運用に関する追加の監視職務の遂行を要求していない。こうした保管受託銀行の職務の軽減は、プライム・ブローカーの相当の関与に照らし、ヘッジ・ファンドとの関連でとりわけ有益になると思われる。

3.4.3. 外部監査人

S I Fの財務書類は、十分な専門経験を有するルクセンブルグの外部監査人による監査を受けなければならない。

3.4.4. 投資家に提供すべき情報および報告要件

募集書類が作成されなければならない。ただし、S I F法は、かかる書類の内容の最少限度について明確に定めていない。募集書類の継続的更新は要求されないが、当該書類の本質的要素は、新規証券が新規投資家に対し発行される際に更新さ

れなければならない。

S I F s は、監査済年次報告書をその関係期間の終了から 6 か月以内に公表しなければならない。

S I F s は、ルクセンブルグ会社法が課す連結決算書を作成する義務を免除されている。

3.5. S I F の税制の特徴

S I F s は、0.01%の年次税(2002年12月20日法に基づき存続する大部分のU C I s について、0.05%)を課される。かかる税金は、各暦四半期末に評価される純資産総額に基づき決定される。2002年12月20日法と同様の方法により、S I F 法は、かかる税金を課される他のルクセンブルグU C I s に投資された資産部分、一定の機関の現金および年金プール基金に対し年次税を免除している。年金プール基金について、S I F 法が新たに取り入れた点は、参加している年金制度が同一グループに属することを(2002年12月20日法とは異なり)要求しないことおよび年金制度向けの個々のコンパートメントおよびクラスに対し同じく免税の利益を認めていることである。

S I F s が受け取る所得および実現するキャピタル・ゲインに対し、税金は課されない。

S I F 法第67条の廃止に従い、会社型S I F s は、設立時に1,250ユーロの発行税を支払う必要はなくなった。

第4【外国投資信託受益証券の様式】

ファンド証券の券面に記載される主な項目は次のとおりです。

1. 券面

- a. ファンドの名称
- b. 表章される口数
- c. 署名(管理会社および保管受託銀行)
- d. 管理会社の登記事務所の住所、登録番号、公開有限責任会社(Soci é te Anonyme)である旨の表示
- e. 約款の「メモリアル」への掲載に関する情報

第5【その他】

- (1) 日本語の目論見書の表紙に図案を採用することがあります。また、日本語の目論見書の裏表紙に金融商品の販売等に関する法律に係る重要事項を記載することがあります。
- (2) ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリングオフ)の適用がない旨を目論見書の「投資リスク」の頁に記載します。

独立監査人の報告書

ノムラ・マルチ・カレンシー・アトラクティブ・ディビデンド・ジャパン・ストック・ファンド
の受益者各位

我々は、ノムラ・マルチ・カレンシー・アトラクティブ・ディビデンド・ジャパン・ストック・ファンドの2009年7月10日現在の純資産計算書および投資有価証券明細表、2008年6月27日(運用開始日)から2009年7月10日までの期間の運用および純資産変動計算書、ならびに重要な会計方針の要約その他の財務書類に対する注記から構成される、添付の財務書類について監査を行った。

財務書類に関する管理会社の取締役会の責任

管理会社の取締役会は、財務書類の作成に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して当財務書類の作成および公正な表示に関して責任を負う。この責任には、欺罔または過失の如何にかかわらず、重大な虚偽記載がない財務書類の作成および公正な表示に関する内部統制の策定、遂行および維持、適切な会計方針の選択および適用、ならびに状況に応じた合理的な会計上の見積りを行うことが含まれる。

監査人の責任

我々の責任は、我々の監査に基づいて当財務書類に対して意見を表明することである。我々は、監査法人協会が採用した国際監査基準に準拠して監査を実施した。これらの基準は、我々が倫理上の要件に従いつつ、財務書類に重大な虚偽記載がないことの合理的な確信を得られるように我々が監査を計画し実施することを要求している。

監査には、財務書類中の金額および開示事項について監査証拠を入手するための手続きを実施することが含まれる。選択された手続きは、欺罔または過失の如何にかかわらず、財務書類の重大な虚偽記載のリスク評価を含む、監査人の判断に依拠している。それらのリスク評価を行う際に、監査人は、状況に相応しい監査手続きを策定するために事業体の財務書類の作成および公正な表示に関する内部統制を検討するが、これは事業体の内部統制の有効性に関する意見の表明を目的とするものではない。監査にはまた、全体的な財務書類の表示の評価と同様に、採用された会計方針の妥当性および管理会社の取締役会によって行われた会計上の見積りの合理性を評価することも含まれる。

我々は、我々が入手した監査証拠が我々の監査意見に関する基礎を提供するに充分かつ適切であると確信する。

意見

我々の意見では、当財務書類は、財務書類の作成に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して、ノムラ・マルチ・カレンシー・アトラクティブ・ディビデンド・ジャパン・ストック・ファンドの2009年7月10日現在の財務状態、ならびに2008年6月27日(運用開始日)から2009年7月10日までの期間の運用実績および純資産の変動について真実かつ公正な概観を与えているものと認める。

その他の事柄

年次報告書に含まれる補足的情報は、上述の基準に準拠して実施される特定の監査手続きを課されていないが、我々に対する委任に関連して検討されている。従って、我々はかかる情報に対して意見を表明するものではない。しかし我々は、財務書類との関連で全体として見た場合、かかる情報に関して特に意見はない。

プライスウォーターハウスクーパース・エス・エー・アール・エル
監査法人
代表して署名
ケネス・イーク

ルクセンブルグ、2009年11月10日

[次へ](#)

Independent Auditor's Report

To the Unitholders of
Nomura Multi Currency Attractive Dividend Japan Stock Fund

We have audited the accompanying financial statements of Nomura Multi Currency Attractive Dividend Japan Stock Fund, which comprise the statement of net assets and the statement of investments as at July 10, 2009, and the statement of operations and changes in net assets for the period from June 27, 2008 (commencement of operations) to July 10, 2009, and a summary of significant accounting policies and other explanatory notes to the financial statements.

Board of Directors of the Management Company's responsibility for the financial statements

The Board of Directors of the Management Company is responsible for the preparation and fair presentation of these financial statements in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation of the financial statements. This responsibility includes: designing, implementing and maintaining internal control relevant to the preparation and fair presentation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error; selecting and applying appropriate accounting policies; and making accounting estimates that are reasonable in the circumstances.

Auditor's responsibility

Our responsibility is to express an opinion on these financial statements based on our audit. We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing as adopted by the "Institut des Réviseurs d'Entreprises". Those standards require that we comply with ethical requirements and plan and perform the audit to obtain reasonable assurance whether the financial statements are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the financial statements. The procedures selected depend on the Auditor's judgment, including the assessment of the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, the Auditor considers internal control relevant to the entity's preparation and fair presentation of the financial statements in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the entity's internal control. An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made by the Board of Directors of the Management Company, as well as evaluating the overall presentation of the financial statements.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

Opinion

In our opinion, these financial statements give a true and fair view of the financial position of Nomura Multi Currency Attractive Dividend Japan Stock Fund as of July 10, 2009, and of the results of its operations and changes in its net assets for the period from June 27, 2008 (commencement of operations) to July 10, 2009 in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation of the financial statements.

Other matters

Supplementary information included in the annual report has been reviewed in the context of our mandate but has not been subject to specific audit procedures carried out in accordance with the standards described above. Consequently, we express no opinion on such information. However, we have no observation to make concerning such information in the context of the financial statements taken as a whole.

PricewaterhouseCoopers S.à r.l.
Réviseur d'entreprises
Represented by

Luxembourg, November 10, 2009

Kenneth Iek

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものです。

[次へ](#)

独立監査人の報告書

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー
の株主各位

我々は、2007年5月8日開催の株主総会における任命を受けて、グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エーの2009年3月31日現在の貸借対照表および同日に終了した年度の損益計算書、ならびに重要な会計方針の概要その他の注記から構成される、添付の財務書類について監査を行った。

財務書類に関する取締役会の責任

取締役会は、財務書類の作成に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して当財務書類の作成および公正な表示に関して責任を負う。この責任には、欺罔もしくは過失の如何にかかわらず、重大な虚偽記載がない財務書類の作成および公正な表示に関する内部統制の計画、遂行および維持、適切な会計方針の選択および適用、ならびに現状における合理的な会計上の見積りを行うことが含まれる。

監査法人の責任

我々の責任は、我々の監査に基づいて当財務書類に対して意見を表明することである。我々は、監査法人協会が採用した国際監査基準に準拠して監査を実施した。これらの基準は、我々が倫理上の要件に従いつつ、財務書類に重大な虚偽記載がないことの合理的な確信を得られるように我々が監査を計画し実施することを要求している。

監査には、財務書類中の金額および開示事項について監査証拠を入手するための手続きを実施することが含まれる。選択された手続きは、欺罔もしくは過失の如何にかかわらず、財務書類の重大な虚偽記載のリスク評価を含む、監査法人の判断に依っている。それらのリスク評価を行う際に、事業体の内部統制の有効性に関する意見表明の目的ではなく、現状に相応しい監査手続きを計画するために、事業体の財務書類の作成および公正な表示に関する内部統制を監査法人は検討する。

監査にはまた、全体的な財務書類の表示の評価と同様に、採用された会計方針の妥当性および取締役会によって行われた会計上の見積りの合理性を評価することも含まれる。我々は、我々が入手した監査証拠が我々の監査意見に関する基礎を提供するに充分かつ適切であると確信する。

意見

我々の意見では、当財務書類は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して、グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エーの2009年3月31日現在の財政状態および同日に終了した年度の経営成績について真実かつ公正な概観を与えているものと認める。

アーンスト・アンド・ヤング
ソシエテ・アノニム
監査法人

ベルナール・レースト

2009年4月17日、ルクセンブルグ

[次へ](#)

Independent Auditor's Report

To the Shareholders of
Global Funds Management S.A.

Following an appointment by the General Meeting of the Shareholders dated May 8, 2007, we have audited the accompanying annual accounts of Global Funds Management S.A., which comprise the balance sheet as at March 31, 2009 and the profit and loss account for the year then ended, and a summary of significant accounting policies and other explanatory notes.

Board of Directors' responsibility for the annual accounts

The Board of Directors is responsible for the preparation and fair presentation of these annual accounts in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation of the annual accounts. This responsibility includes: designing, implementing and maintaining internal control relevant to the preparation and fair presentation of annual accounts that are free from material misstatement, whether due to fraud or error; selecting and applying appropriate accounting policies; and making accounting estimates that are reasonable in the circumstances.

Responsibility of the "Réviseur d'Entreprises"

Our responsibility is to express an opinion on these annual accounts based on our audit. We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing as adopted by the "Institut des Réviseurs d'Entreprises". Those standards require that we comply with ethical requirements and plan and perform the audit to obtain reasonable assurance whether the annual accounts are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the annual accounts. The procedures selected depend on the judgment of the "Réviseur d'Entreprises", including the assessment of the risks of material misstatement of the annual accounts, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, the "Réviseur d'Entreprises" considers internal control relevant to the entity's preparation and fair presentation of the annual accounts in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the entity's internal control.

An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made by the Board of Directors, as well as evaluating the overall presentation of the annual accounts. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

Opinion

In our opinion, the annual accounts give a true and fair view of the financial position of Global Funds Management S.A. as of March 31, 2009, and of the results of its operations for the year then ended in accordance with the Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the annual accounts.

Ernst & Young
Soci é t é Anonyme
Réviseur d'Entreprises

Bernard LHOEST

Luxembourg, April 17, 2009

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものです。

監査報告書

ノムラ・マルチ・カレンシー・アトラクティブ・ディビデンド・ジャパン・ストック・ファンド
の受益者各位

我々は、ノムラ・マルチ・カレンシー・アトラクティブ・ディビデンド・ジャパン・ストック・ファンドの2010年7月10日現在の純資産計算書および投資有価証券明細表、同日に終了した年度の運用および純資産変動計算書、ならびに重要な会計方針の要約その他の財務書類に対する注記から構成される、添付の財務書類について監査を行った。

財務書類に関する管理会社の取締役会の責任

管理会社の取締役会は、財務書類の作成に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して当財務書類の作成および公正な表示に関して責任を負う。この責任には、欺罔または過失の如何にかかわらず、重大な虚偽記載がない財務書類の作成および公正な表示に関する内部統制の策定、遂行および維持、適切な会計方針の選択および適用、ならびに状況に応じた合理的な会計上の見積りを行うことが含まれる。

公認企業監査人 (Réviseur d'entreprises agréé) の責任

我々の責任は、我々の監査に基づいて当財務書類に対して意見を表明することである。我々は、ルクセンブルグの金融監督委員会 (Commission de Surveillance du Secteur Financier) が採用した国際監査基準に準拠して監査を実施した。これらの基準は、我々が倫理上の要件に従いつつ、財務書類に重大な虚偽記載がないことの合理的な確信を得られるように我々が監査を計画し実施することを要求している。

監査には、財務書類中の金額および開示事項について監査証拠を入手するための手続きを実施することが含まれる。選択された手続きは、欺罔または過失の如何にかかわらず、財務書類の重大な虚偽記載のリスク評価を含む、公認企業監査人の判断に依拠している。それらのリスク評価を行う際に、公認企業監査人は、状況に相応しい監査手続きを策定するために事業体の財務書類の作成および公正な表示に関する内部統制を検討するが、これは事業体の内部統制の有効性に関する意見の表明を目的とするものではない。監査にはまた、全体的な財務書類の表示の評価と同様に、採用された会計方針の妥当性および管理会社の取締役会によって行われた会計上の見積りの合理性を評価することも含まれる。

我々は、我々が入手した監査証拠が我々の監査意見に関する基礎を提供するに充分かつ適切であると確信する。

意見

我々の意見では、当財務書類は、財務書類の作成に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して、ノムラ・マルチ・カレンシー・アトラクティブ・ディビデンド・ジャパン・ストック・ファンドの2010年7月10日現在の財務状態、ならびに同日に終了した年度の運用実績および純資産の変動について真実かつ公正な概観を与えているものと認める。

その他の事柄

年次報告書に含まれる補足的情報は、上述の基準に準拠して実施される特定の監査手続きを課されていないが、我々に対する委任に関連して検討されている。従って、我々はかかる情報に対して意見を表明するものではない。しかし我々は、財務書類との関連で全体として見た場合、かかる情報に関して特に意見はない。

プライスウォーターハウスクーパース・エス・エー・アール・エル
代表して署名
ケネス・イーク

ルクセンブルグ、2010年11月9日

[次へ](#)

Audit Report

To the Unitholders of
Nomura Multi Currency Attractive Dividend Japan Stock Fund

We have audited the accompanying financial statements of Nomura Multi Currency Attractive Dividend Japan Stock Fund, which comprise the statement of net assets and the statement of investments as at July 10, 2010 and the statement of operations and changes in net assets for the year then ended, and a summary of significant accounting policies and other explanatory notes to the financial statements.

Board of Directors of the Management Company's responsibility for the financial statements

The Board of Directors of the Management Company is responsible for the preparation and fair presentation of these financial statements in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation of the financial statements. This responsibility includes: designing, implementing and maintaining internal control relevant to the preparation and fair presentation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error; selecting and applying appropriate accounting policies; and making accounting estimates that are reasonable in the circumstances.

Responsibility of the "Réviseur d'entreprises agréé"

Our responsibility is to express an opinion on these financial statements based on our audit. We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing as adopted for Luxembourg by the "Commission de Surveillance du Secteur Financier". Those standards require that we comply with ethical requirements and plan and perform the audit to obtain reasonable assurance whether the financial statements are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the financial statements. The procedures selected depend on the judgment of the "Réviseur d'entreprises agréé", including the assessment of the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, the "Réviseur d'entreprises agréé" considers internal control relevant to the entity's preparation and fair presentation of the financial statements in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the entity's internal control. An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made by the Board of Directors of the Management Company, as well as evaluating the overall presentation of the financial statements.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

Opinion

In our opinion, these financial statements give a true and fair view of the financial position of Nomura Multi Currency Attractive Dividend Japan Stock Fund as of July 10, 2010, and of the results of its operations and changes in its net assets for the year then ended in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation of the financial statements.

Other matters

Supplementary information included in the annual report has been reviewed in the context of our mandate but has not been subject to specific audit procedures carried out in accordance with the standards described above. Consequently, we express no opinion on such information. However, we have no observation to make concerning such information in the context of the financial statements taken as a whole.

PricewaterhouseCoopers S.à r.l.

Luxembourg, November 9, 2010

Represented by

Kenneth Iek

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものです。

[次へ](#)

独立監査人の報告書

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー
の株主各位

我々は、2009年5月12日開催の株主総会における任命を受けて、グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エーの2010年3月31日現在の貸借対照表および同日に終了した年度の損益計算書、ならびに重要な会計方針の概要その他の注記から構成される、添付の財務書類について監査を行った。

財務書類に関する取締役会の責任

取締役会は、財務書類の作成に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して当財務書類の作成および公正な表示に関して責任を負う。この責任には、欺罔もしくは過失の如何にかかわらず、重大な虚偽記載がない財務書類の作成および公正な表示に関する内部統制の計画、遂行および維持、適切な会計方針の選択および適用、ならびに現状における合理的な会計上の見積りを行うことが含まれる。

監査法人の責任

我々の責任は、我々の監査に基づいて当財務書類に対して意見を表明することである。我々は、監査法人協会が採用した国際監査基準に準拠して監査を実施した。これらの基準は、我々が倫理上の要件に従いつつ、財務書類に重大な虚偽記載がないことの合理的な確信を得られるように我々が監査を計画し実施することを要求している。

監査には、財務書類中の金額および開示事項について監査証拠を入手するための手続きを実施することが含まれる。選択された手続きは、欺罔もしくは過失の如何にかかわらず、財務書類の重大な虚偽記載のリスク評価を含む、監査法人の判断に依っている。それらのリスク評価を行う際に、事業体の内部統制の有効性に関する意見表明の目的ではなく、現状に相応しい監査手続きを計画するために、事業体の財務書類の作成および公正な表示に関する内部統制を監査法人は検討する。

監査にはまた、全体的な財務書類の表示の評価と同様に、採用された会計方針の妥当性および取締役会によって行われた会計上の見積りの合理性を評価することも含まれる。

我々は、我々が入手した監査証拠が我々の監査意見に関する基礎を提供するに充分かつ適切であると確信する。

意見

我々の意見では、当財務書類は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して、グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エーの2010年3月31日現在の財政状態および同日に終了した年度の経営成績について真実かつ公正な概観を与えているものと認める。

アーンスト・アンド・ヤング
ソシエテ・アノニム
監査法人

ケリー・ニコル

2010年4月19日、ルクセンブルグ

[次へ](#)

Independent Auditor's Report

To the Shareholders of
Global Funds Management S.A.

Following an appointment by the General Meeting of the Shareholders dated May 12, 2009, we have audited the accompanying annual accounts of Global Funds Management S.A., which comprise the balance sheet as at March 31, 2010 and the profit and loss account for the year then ended, and a summary of significant accounting policies and other explanatory notes.

Board of Directors' responsibility for the annual accounts

The Board of Directors is responsible for the preparation and fair presentation of these annual accounts in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation of the annual accounts. This responsibility includes: designing, implementing and maintaining internal control relevant to the preparation and fair presentation of annual accounts that are free from material misstatement, whether due to fraud or error; selecting and applying appropriate accounting policies; and making accounting estimates that are reasonable in the circumstances.

Responsibility of the "Réviseur d'Entreprises"

Our responsibility is to express an opinion on these annual accounts based on our audit. We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing as adopted by the "Institut des Réviseurs d'Entreprises". Those standards require that we comply with ethical requirements and plan and perform the audit to obtain reasonable assurance whether the annual accounts are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the annual accounts. The procedures selected depend on the judgment of the "Réviseur d'Entreprises", including the assessment of the risks of material misstatement of the annual accounts, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, the "Réviseur d'Entreprises" considers internal control relevant to the entity's preparation and fair presentation of the annual accounts in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the entity's internal control.

An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made by the Board of Directors, as well as evaluating the overall presentation of the annual accounts.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

Opinion

In our opinion, the annual accounts give a true and fair view of the financial position of Global Funds Management S.A. as of March 31, 2010, and of the results of its operations for the year then ended in accordance with the Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the annual accounts.

ERNST & YOUNG
Société Anonyme
Réviseur d'Entreprises

Kerry Nichol

Luxembourg, April 19, 2010

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものです。